

3月18日(月)

出席委員

委員長 たけうち 忍 君
副委員長 高橋 伸明 君
同 中塚 亮 君
委員 おくの 晋治 君
同 のだて 稔史 君
同 新妻 さえ子 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 田中 さやか 君
同 芹澤 裕次郎 君
同 松永 よしひろ 君
同 石田 ちひろ 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つる 伸一郎 君
同 あくつ 広王 君
同 横山 由香理 君
同 大倉 たかひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 須貝 行宏 君
同 高橋 しんじ 君

委員 塚本 よしひろ 君
同 この 孝子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡辺 裕一 君
同 渡部 茂 君
同 鈴木 博 君
同 木村 けんご 君
同 石田 しんご 君
同 飯沼 雅子 君
同 南 恵子 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 藤原 正則 君
同 若林 ひろき 君
同 伊藤 昌宏 君
同 本多 健信 君
同 鈴木 真澄 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

松澤 利行 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中川原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

企画部計画担当課長
大 野 理 君

企画部財政課長
品 川 義 輝 君

企画部報道・プロモーション担当課長
木 村 浩 一 君

企画部情報推進課長
山 本 浩 一 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

参 事
総務部総務課長事務取扱
米 田 博 君

総務部人権啓発課長
島 袋 裕 子 君

地 域 振 興 部 長
堀 越 明 君

参 事
地域振興部地域活動課長事務取扱
伊 崎 みゆき 君

地域振興部生活安全担当課長
菅 雅 由 樹 君

地域振興部商業・ものづくり課長
山 崎 修 二 君

文化スポーツ振興部長
安 藤 正 純 君

文化スポーツ振興部文化観光課長
立 川 正 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
池 田 剛 君

子ども未来部長
福 島 進 君

子ども未来部子ども育成課長
高 山 崇 君

子ども未来部子ども家庭支援課長
廣 田 富美恵 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部保育支援課長
大 澤 幸 代 君

福 祉 部 長
永 尾 文 子 君

福祉部福祉計画課長
大 串 史 和 君

福祉部高齢者福祉課長
寺 嶋 清 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
福 内 恵 子 君

健康推進部健康課長
川 島 淳 成 君

健康推進部国保医療年金課長
三ッ橋 悦子 君

品川区保健所生活衛生課長
鈴木 誠 君

参 事
品川区保健所保健予防課長
鷹 箸 右子 君

都市環境部長
中 村 敏 明 君

都市環境部都市計画課長
鈴木 和 彦 君

都市環境部都市開発課長
稲 田 貴 稔 君

都市環境部環境課長
小 林 剛 君

品川区清掃事務所長
工 藤 俊 一 君

防災まちづくり部長
藤 田 修 一 君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）
曾 田 健 史 君

防災まちづくり部土木管理課長
今 井 裕 美 君

防災まちづくり部道路課長
（用地担当課長兼務）
多 並 知 広 君

防災まちづくり部公園課長
溝 口 雅 之 君

防災まちづくり部河川下水道課長
持 田 智 彦 君

会 計 管 理 者
齋 藤 信 彦 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局庶務課長
有 馬 勝 君

教育委員会事務局学務課長
篠 田 英 夫 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
大 関 浩 仁 君

選挙管理委員会事務局長
秋 山 徹 君

監査委員事務局長
小 川 陽 子 君

区議会事務局長
久 保 田 善 行 君

○午前10時00分開会

○たけうち委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

審査に先立ちましてご案内申し上げます。

本日の総括質疑は、ケーブルテレビ品川において、3月22日および3月24日に録画放映される予定でございます。

委員ならびに理事者の方々の協力と真摯なご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。

それでは、本日の予定に入ります。本日は、総括質疑、意見表明、そして表決の順に運営してまいります。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑の運営につきまして若干のご説明をいたします。

総括質疑は、運営方針の説明のとおり、各会派の持ち時間内でお願いいたします。持ち時間の中には答弁時間は含みません。質疑の順序は、品川区議会自民党・子ども未来、品川区議会公明党、日本共産党品川区議団、国民民主党・無所属クラブ、無所属品川、品川・生活者ネットワークの順でございます。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で、振鈴を2回鳴らします。

なお、質問の際は、一問一答形式にならないよう、また、理事者の答弁も簡潔にさせていただきますよう、委員会運営に特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。

質問者は、委員長より順次ご指名申し上げます。

それでは、総括質疑を行います。最初に、本多健信委員。

○本多委員　品川区議会自民党・子ども未来の総括質疑を行います。伊藤昌宏委員と担当いたします。よろしくお願いいたします。

質問の第1点目は、防災対策の強化についてです。

昭和53年6月12日、宮城県沖地震が発生しました。私、小学校6年生だったのですが、強い衝撃を受けました。この地震の被害は甚大で、建物の倒壊、ブロック塀の倒壊、死者も多数出ました。建築基準法をも変える地震でした。それまでの建築基準法は、震度5の地震が来ても倒れない建物をつくりなさい。その後は、震度6の地震が来ても倒れない建物をつくりなさいと、いわゆる新耐震の法改正になりました。私の仙台の親戚も2人、ブロック塀の下敷きになり亡くなりました。

ずっと思うところがありまして、議員になりまして最初の本会議一般質問で、ブロック塀の倒壊の危惧、ブロック塀にかわる軽量で耐震性に優れた材料を使うべきだという提言をさせていただき、また、生け垣助成の推進を取り上げました。昨年6月に大坂地震が発生しまして、学校のブロック塀の倒壊により尊い命が亡くなりました。我が会派は長年、ブロック塀の危惧、または大谷石も万年塀も危険な崖や塀などの点検をして対応してくださいと長年要望を続けてまいりました。そして、公明党からも、力強い提言がありまして、品川区は昨年より補正予算を組みまして、コンクリートブロック塀の除去を10分の10、全額助成ということをスタートいたしました。

そこで質問いたします。これまで実施してきましたコンクリートブロック塀などを、生け垣助成や緑化の実績について、危険の回避についての取り組みについてお聞かせください。そして、ブロック塀などの除去費の対象、道路境界線のみでなく、隣地境界線、命を守る点についてお聞かせください。除去費10分の10は本当にすばらしい取り組みで、前向きにやっていただいたと思っております。行政のやることですから、どこかで線引きをしなければいけないというのは十分理解できますが、今の道路境界線という線の引き方ですが、命を守る視点に変えれば、例えば、隣地境界線というと、家と家の間を

仕切るブロック塀というイメージがありますけれども、例えば大きい駐車場の場合もあります。そこには子どもが遊ぶ場合もありますので、行政の線引きは道路境界線というのは十分理解できるのですが、命を守る視点というところではいかがでしょうか。教えてください。

○中村都市環境部長 ブロック塀の除却につきまして、まず生け垣助成の考え方と実績でございますけれども、生け垣助成は震災時の倒壊の危険を回避するということと、また、歩行者に緑を提供し、潤いのある町並みを形成する、そういった目的のために実施してまいりました。

事業といたしましては、昭和63年から平成30年度まで30年間行っている事業でございます。実績は、平成29年度末までで件数が266件、長さにして約3.5kmの助成を行ってまいりました。

次に、ブロック塀の安全化支援の隣地境界線という考え方でございますけれども、ブロック塀の安全化支援につきましては、制度の実施に当たりまして、支援の対象や方法について、さまざまな検討を行ってまいりました。その中で塀の倒壊時において一般の通行人に対する被害と、また、災害時において塀が倒壊した後、撤去されるまでの間、緊急車両や避難者の通行の障害などを考えた場合、公共性の高い道路沿いの塀の安全をまず優先して行うということで制度を始めたものでございます。しかしながら、委員ご指摘のとおり、隣地境界の塀につきましても被害の可能性がございますので、所有者に対して安全化の重要性について周知啓発とアドバイスを行ってまいります。

○本多委員 先ほども申し上げましたが、隣地境界線、行政の取り組むことですから、どこかで線引きというのは十分理解できますが、今後の課題としまして、公共性の高いというところは本当に理解できますので、安全面、命を守る視点も考えていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。品川区の防災協定は、昭和51年8月に医師会との締結をはじめ、今日までありとあらゆる方面、分野に至るまで締結をされています。今日までの取り組みと、今後の課題についてお聞かせください。

また、しながわCSR推進協議会のメンバーとの防災協定については、どのようなお考えかお聞かせください。このCSR推進協議会の構成メンバーの1社を取り上げますけれども、品川区内の明電舎がありますけれども、品川区の全ての避難所、全ての体育館にスマートフォンの充電の設備が整いますけれども、また、北海道地震のときは札幌市役所の前で電気自動車からスマートフォンの充電をされておりました。これは品川区は平成31年度から取り組みの方針ですけれども、こうした身近な品川区内の企業との防災協定を結ぶことによって、皆様方の不安を払拭できるのではないかと思います。その点についてお聞かせください。

○曾田災害対策担当部長 災害時協定についてのこれまでの取り組みについてでありますけれども、災害時の医療支援だとか、水や食料の確保、物資の供給、あるいは福祉避難所や帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定を結んでまいりました。その後、熊本地震など最近の地震におけるさまざまな教訓から、避難所における段ボールベッドや簡易間仕切りの提供、あるいは災害時の物資提供、行政書士会による生活再建支援、あるいはドローンによる情報収集支援など、新たなニーズに基づく協定締結を進めておりまして、現在まで提携している協定は160になります。

今後の課題といたしましては、協力企業も被災地となること、あるいは複数の自治体が同じような相互協定を締結していること、あるいは連携訓練の機会がなかなかとれないということから、いかに発災時に実効性を確保していくかということにあると考えております。

次に、しながわCSR推進協議会メンバーとの防災協定についてですが、一部ではありますけれども、衛生用品の優先供給や、一時滞在施設の提供などの協定を締結しておりまして、さらに株式会社明電舎

とは災害時の電源供給に関する協力について、現在、協議を進めているところであります。

○本多委員 本日に防災協定はさまざまなことを想定して対応していただければと思います。皆様の不安払拭に向けた取り組みを引き続きお願いいたします。

次に、ドローンの活用にあたっては、ドローンパイロットを区の職員と民間とあわせて使いこなしていくとのことですが、災害時、有事の際、速やかに使いこなすために、日ごろよりの訓練とあわせて、実務をこなしていく必要があると思います。この実務、そして準備、訓練などについてお聞かせください。

そして、例を挙げます。大井競馬場「TOKYO MEGA ILLUMINATION」の継続を想定して、ドローンを活用して一部映像を見てもらうことにより、集客を上げたり、競馬場のイメージアップ、国では国の文化財などをドローンを活用するケースがあります。別の用途を用いての実務と経験を積み重ねていく点についてお聞かせください。防災時、災害時にドローンを活用するということで、そのいざというときに万全を期すために、日ごろより別の用途での使い方が必要ではないかという質問です。お願いいたします。

○曾田災害対策担当部長 発災時にドローンを使いこなすためには、やはり平素から操縦者が機材の扱いになれることは不可欠であると考えていますことから、操縦研修を終了しました職員に対し、購入するドローンをした使用した操縦訓練を積み重ねていく予定です。ご提案の平素の実務におけるドローンの活用と、その実務を通じた操縦機能の向上については、平素の業務を行いながら、災害時に備えることができるということで、すばらしいお考えだと思います。ただ、実際に操縦訓練をしなくてはならない防災課職員にも平素の業務があるということ、あるいは、平素、広報だとか、観光だとか、そういった業務をする職員には、災害発災時、災害対策本部における異なる任務があるということで、それぞれの節調が必要になると考えております。いずれにしても、委員のご提案を参考に、平素の活用を含めたドローンの運用について検討していきたいと考えております。

○本多委員 所管や持ち場がございます。本日にそれをこなして、また、できれば別の用途で使って、有事の際に、いざというときにすぐに役立つような発想も必要かと思えます。また、防災面ではなく、日ごろのドローン活用では、ドローンの光ショーなど、そういったまた違った幅広い展開も望むものです。有事の際の活用に大いに役立てていただければと思います。

次の質問です。全ての体育館、全ての避難所に空調機の設置が3カ年計画で実施されます。ありがたいことです。これは例えで言いましたけれども、区政全般にわたりまして、クイックプラン、複数年計画での取り組みがありますけれども、これの基準や考え方、予算とのかかわり、予算に関連して国や都との関連性、関係性をお聞かせください。

それと、公衆電話ボックスの増設の働きかけです。現在、町会の数は201です。町会会館所有の数は81です。町会会館前など外部がいいかと思えますが、町会会館前に公衆電話の増設の働きかけについてはいかがでしょうか。お聞かせください。

○中山企画部長 ご質問の前半の区政と複数年計画との関係についてお答えいたしますけれども、まず、現行の10年スパンの長期基本計画を3カ年の総合実施計画で具体的にスケジュール化し、財政収支も想定して各年度の予算を編成しているということでございます。

この各年度のまさにご審議いただいている予算も、計画という観点では単年度の事業実施計画ということもいえるものでございます。この各施策は、できるだけ速やかに実施すべきものでございますけれども、例えば工事などでは、現場の状況、安全確実に実施できる体制、さらには、ご質問にもあります

国や都の補助金の状況等も踏まえ、区の負担軽減という観点から、複数年の計画を立て、確実にやっていく、こういうことをございます。

○曾田災害対策担当部長 公衆電話の増設についてですが、NTT東日本に実際に問い合わせました。そうしたところ、区内では総務省が定めました設置基準の4倍以上の公衆電話を設置しているということでありました。これ以上の増設は難しいということでありました。

また、災害時の通信手段ということであれば、既にNTTから区に対して、区民避難所やコンビニエンスストアに配備しております特設公衆電話を使ってもらいたいということでありました。

このため、区といたしましては、避難所運営訓練における特設公衆電話の設置訓練や公衆電話の設置場所や利用方法の周知など、そういったことについて進めていきたいと考えてございます。

○本多委員 その複数年計画につきましては、速やかに単年度で実施できるものがあれば実施していただきたいと素朴に思いまして質問を取り上げました。

電話につきましては、品川区という立場からは働きかけるという立場ですから、先方の考え方はわかりましたが、本当に有効なものですので、この辺は現状あるものを有効活用するのは当然ですけれども、さらに一工夫必要かなと思っております。よろしく願いいたします。

質問の2点目に移ります。高齢者への思いやりについてです。

款別審査で渡辺委員より、高齢者に対するネーミングで、シルバー、老人、高齢者クラブなど、品川区としてできる配慮をとり上げられました。よい提案だと思います。全国共通の通称、名称などは難しいかもしれませんが、フレキシブルな対応ができるものは、思いやりと思います。長寿などを入れたり、幅を広げる点についてお聞かせください。

そして次の質問は、認知症について質問します。

款別審査で示されました品川区の高齢者8万1,000人強、東京都の算出で7人に1人、13.8%を品川区に換算すると、約1万1,000人強の方々が高齢者とのことです。スウェーデンのデータによりますと、年齢別発症状況は、90歳以上が45%、80歳から89歳までが25%、75歳から79歳までが10%から15%、65歳から74歳までが5%でした。品川区の状況をお知らせください。

○永尾福祉部長 まず最初に、高齢者に対するネーミングについてですけれども、区の高齢者クラブは老人福祉法に定められた老人クラブですけれども、お年寄りのイメージが強いということで、平成6年に変更をしたものです。

23区の状況ですけれども、高齢者クラブという名前のところが8区、老人クラブが8区、シニアクラブが3区、その他として、ゆうあいクラブだとか、長寿クラブ、また高齢者とはわかりにくいのですけれども、くすのきクラブというようなところもあるような状況です。

高齢者クラブに現在加入されている方からは、この名称について特にご意見はありませんけれども、実際に平均寿命が男女ともに80歳を超えており、60歳、70歳代でもお元気で生き生きとされている方が多い中で、高齢者と言われることに対して抵抗を感じる方もいらっしゃるかと思います。ネーミングについては、対象になる方々のご意見をお聞きしながら考えていきたいと思っております。

次に、認知症の品川区の状況についてでございます。要介護認定者で日常生活自立度1ランク、具体的には基準として何らかの認知症を要するが、日常生活は家庭内および社会的にはほぼ自立しているという方の人数につきましては、第7期の介護保険事業計画時の調査でありますけれども、平成29年3月末現在、約1万1,000人となっております。年齢別の割合では、90歳以上が約24%、80歳

から89歳が約51%、70歳から79歳が約21%、65歳から69歳が約4%となっております。認定を受けていない方の数も含めると、さらに多くなるということが推定されております。

また、平成31年1月末現在では、認知症の区で把握している人数は1万2,115人で、高齢者人口増に伴い、今後、増加が見込まれます。

○本多委員 ありがとうございます。現状を鑑みまして、対応できることをするべきだと考えます。款別審査であくつ委員が取り上げました保険について、同趣旨で質問します。

神奈川県大和市が、平成29年11月より、全国自治体初の「はいかい高齢者個人賠償責任保険事業」を開始しました。例えば線路内に立ち入り電車に接触、鉄道会社に車両損壊や遅延損害を与えてしまった。自転車で乗っていて歩行者にぶつかり、相手にけがを負わせてしまった。日常生活における事故で他人のものを壊してしまった。被保険者の自己負担なし。また、平成30年度には、海老名市の高齢者あんしん補償事業「はいかいSOSネットワークシステム」など、ほかにもあります。品川区としては、アイテム、GPSなど、今までの取り組み、施策と保険とがマッチングできるか情報収集を進めていくとのことですが、万が一に備え、安心を提供していただきたい。導入についての考えをお聞かせください。

次に、認知症に対しての薬についてです。

平成16年にスウェーデンの認知症対策の調査をした際、1990年代より認知症に対する投薬が始まり、考え方は進行を遅らせるブレーキでした。また、予防効果が期待される注射やアルツハイマー型、脳血管型など、種類別に対応した薬品、そして世界中が待ち望んでいる完治薬、根治薬が10年後には開発されるのではと言われていました。15年がたちました。それらの状況や見通しなど、どう情報収集をされているのかお聞かせください。

○永尾福祉部長 認知症事故に対する保険についてでございますが、認知症の方が増加する中、徘徊などで事故が発生しております。区では、認知症になっても安心して住み続けられるようにということで、くるみプランを進めているところです。徘徊等による行方不明者の早期発見の仕組みとして、徘徊発見アイテムの交付やGPS端末機の活用、また認知症サポーター養成や認知症カフェへの助成など、認知症への理解の促進を図っております。

保険につきましては、平成31年度に葛飾区と中野区で導入される予定でございます。本人またご家族が万一の備えとして意義のあるものだというふうに考えております。今後、他の自治体の実施状況を参考に、保険内容や対象者などを検討し、区が進めているこれらの事業について、組み合わせで相乗効果が得られるような形になるよう導入を考えてまいります。

○福内健康推進部長 認知症の治療薬についてでございます。認知症の治療薬につきましては、世界中の製薬会社が認知症の根本原因にアプローチをし、発症を遅らせる、完治させるための薬を開発しております。アルツハイマー型認知症の治療薬といたしまして、日本でもエーザイの候補薬が治験を開始いたしまして、早期の承認を目指しておりますけれども、治験終了までまだ時間がかかる見込みであるというふうに聞いております。認知症の治療薬の完成は、患者や患者を介護する多くの方の切実な願いであるため、区といたしましても、引き続き新薬の開発状況を注視していきたいと考えております。

○本多委員 保険の導入については、前向きに考えていただいているということをお願いしたいと思います。

薬につきましては、我が会派でも専門家がいらっしゃいますので、認知症の薬ですとか、がんの撲滅ですとか、いろいろ会派内でも協議をしていて、まだ時間がかかるのだらうということは認識しており

ますけれども、世界中が待ち望んでいることをアンテナを立てて情報収集をしていただければと思います。お願いいたします。

次の質問に移ります。後世に残し伝えたい取り組みについて取り上げます。

平成は、あと43日間となりました。先月、衆議院においても、都議会においても、天皇陛下ご在位30年の賀詞議決がされました。世界中を見ましても、類まれ、歴史と伝統を持つ日本の天皇、そして建国以来2,000年以上の歴史を持つ美しい伝統文化、日本の祝日の意義、2月3日は節分など、それぞれの点、誰がどう伝えていくべきか、家庭や地域社会も意識を持つべきだと思います。どのような見解を持たれているかお聞かせください。

海外の事例を取り上げます。1890年のトルコのエルトゥールル号遭難事件、和歌山県の方々が救護活動を行いました。トルコでは、このことを教科書にも載せて国を挙げて後世に伝え続けていて、100年以上もたった現代において、東日本大震災でのトルコ国の手厚い救護活動を受けました。また、よくない事例では、ハロウィンの意義、由来とはほど遠い振る舞いなどが見受けられます。伝えることについてお聞かせください。

○榎本総務部長 まず、祝日の関係ですけれども、国民の祝日は、日本国民が美しい風習を育てつつ、よりよく社会、より豊かな生活を築き上げるために、日本国民こぞってお祝い、感謝し、記念する日ということで定めたものであります。

例に挙げられた節分など、祝日とはなっていないなくても、季節の締めとなる日に節句などの行事が行われ、家族そろって健康を願うなど、伝統的、文化的なならわしもあるところです。

こうした風習を大切にしていくためにも、祝日法など法律によるものもありますけれども、一部の家庭では、意識の希薄化もあるように見受けられます。そのようなときこそ地域社会において、古来からのよきならわしについても伝えていく役割があると考えております。

また、行政といたしましても、地域コミュニティの活性化に向けた支援を継続していく必要があると考えております。

それから、それぞれの国や地方で災害などに遭遇する可能性はいつでもあります。いざという時のために相互に助け合うことが双方の親密な交流を促進することにもつながると考えております。特に東日本大震災の際には、区内に大使館のあるタイ王国から、自国が津波被害に遭った際に日本から寄せられた善意を伝える形で、品川区に支援物資をいただきました。その後、今度、タイ王国は洪水の被害がありまして、区民からの義援金をお渡しするなどの相互援助も行われたところです。こうして以前いただいた善意に対しては、忘れずに後世に伝えていくということの大切さの視点として捉えておりまして、正確な事実や認識を伝える取り組みを区としても行ってまいりたいと思います。

○本多委員 本当に家庭や地域も大事ですけれども、社会全体でしっかり伝えていくべきだと思いますので、取り組みをお願いしたいと思います。

次の質問ですが、昨年12月に文化振興事業団主催、きゅりあんでのワンコイン名画座「サンタクロースになった少年」を鑑賞しました。人の心を温かくし、そして物事の由来をいつの時代になっても伝えていくものでした。款別審査でも超党派から映画祭、映画文化について、フィルムコミッション事業の充実など意見がありました。後世に残し伝えたい取り組みを映画などでの活用はいかがでしょうか。

また、先日、地域の歴史100年間について、そして100年後について意見交換を地域で行う機会がありました。この100年間の記録の写真が質よく残っていました。これからの100年、区政全般についての記録写真なども含めまして、デジタルカメラ、パソコン、スマートメディアなどなど、安心

でしょうと話をしていたところですが、ある専門家は、だから心配なのだよと提起されていました。時代がどんどん進むにつれて、安心をしているところ、専門家は、だから今までの100年、物が保存よく残っていたけれども、これからの100年のほうが心配だと発言をされていましたが、その辺についての確認をさせてください。

○安藤文化スポーツ振興部長 私からは、後世に残したい映像、映画の取り組みでございますけれども、現在、区内の各地域で行っております伝統行事、または区内の催し、そして区政の動きなどは、ケーブルテレビやYouTubeを活用いたしまして、タイムリーな情報発信に努めているところでございます。委員ご提案の映画などでの活用や後世に残す取り組みでございますけれども、例えば伝統行事や町の姿を記録映像としてドキュメンタリー映像として作品とするなどの考えがございますので、今後、関係所管とも連携して研究を進めてまいります。

○中山企画部長 デジタル時代における区政情報の長期的な記録ということについてでございますけれども、現在、区政等の記録写真等につきましては、基本的にはデジタルデータ化して、庁内の情報管理システムで保管するとともに、バックアップも行っているところでございます。ただ一方では、デジタル媒体の磁気劣化といった懸念も言われている部分もありますので、今後も時代に即した資料保存技術を研究、情報収集しながら、区政等の貴重な記録をしっかりと大切に保存していくように心がけていきたいと考えております。

○本多委員 よろしくお願いたします。質問を続けます。

区内中小企業では、技術者などの人手不足が大きな課題となっていることから、区内中小企業への自動化・ロボット化の設備導入を推進されます。1つ1つの課題を的確に捉えた取り組みと感じます。人工知能の時代が到来、どのように時代が変わっても、人の郷土愛、マンパワー、人材活用の総合的なバランスが求められる点について、または観光大使に人材活用、あるいはふるさと納税流出抑制、流入促進に向けてのイメージキャラクターに人材活用を、それぞれについてお聞かせください。これまでのキャラクターとあわせて、大いに人材を活用していただきたいと思っております。

そして最後の質問です。かつて国際社会から評価されていた世界で一番安全で安心できる東京の再生には、古来より日本の歴史と風土によって培われた5つの絆が必要とされます。1、国家の絆。2、地域社会。3、家族の絆。4、自然との絆。5、経済、産業。この点についてお聞かせください。

○安藤文化スポーツ振興部長 私からは、観光大使等につきましてはの人材活用でございます。

今現在、観光大使につきましては、区内の企業でありますサンリオの人気キャラクター「シナモロール」を観光大使に任命いたしまして、以来、観光事業のさまざまな場面で活用しております。加えて、ふるさと納税やマンホール、出生届をはじめ各種パンフレットにも掲載をして活用して好評をいただいているところでございます。また、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けては、区内開催応援3競技のキャラクターも登場させます。

そしてさらに、人材活用の面では、スポーツ大使にはオリンピックなど3人の人材を任命しております。現在、気運醸成イベントなどで活躍をしているところでございます。

今後、区事業におけるイメージキャラクターへの人材の活用でございますけれども、認知度向上にも有効と考えてございます。それぞれの事業ごとにふさわしい人選も重要であることから、観光大使にふさわしい方がおりましたら、任命に向けて検討させていただきたいと思っております。

○中山企画部長 5つの絆ということでございますけれども、安全で安心な暮らしを維持していくために、さまざまな国レベル、そして地域コミュニティ、そして家族、そういったものを品川区の財産を

生かしながら、また家庭でのつながり、こういったものを大切にしていける安全安心な品川区を意識していくまちづくりということも、しっかり区として今後とも心がけて進めていきたいと考えております。

○本多委員 人材活用につきましては、これまでの取り組みをあわせて、地方自治体ですから、人を起用するときには、やはり縁やゆかりを考えて登用するのかもしれませんが、品川に縁がない方でも、半年とか1年間とか、短期間での人材を登用することもいいのかと思います。特にふるさと納税についての流出抑制、流入促進につきましては、例えば、皆様、好きな歌手にしても、俳優にしても、女優にしても、イメージをしていただいて、もしもその方が品川の大使、何々大使で、品川に納税してよと言ったら、これは一般論ですが、効果があるのではないかと。もちろん品川に縁やゆかりのある方を起用するのが基本だと思いますが、縁がない方でもお願いしてもいいのではないかと気持ちを述べて、要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○たけうち委員長 以上で、本多健信委員の質疑を終わります。

次に、伊藤昌宏委員。

○伊藤委員 それでは、品川区議会自民党・子ども未来の総括質疑を続けます。本多委員に引き続き、総括質疑をさせていただきます。

初めに、防災対策について質問をさせていただきます。

災害は忘れたころにやってくるというのは非常に有名な言葉でありまして、本当に忘れたころにやってくることを如実に感じております。東日本大震災から8年がたちますけれども、いまだに行方不明者がいまして、これに伴う震災関連死が2万1,000人、未曾有の被害となりました。改めてご冥福と震災復興を心から祈念する次第でございます。

さて、防災となると、品川区の予算は64件ありました。多くの施策を展開していただいておりまして、これは当然のことです。さらに前進してほしいと思っているわけでございます。

品川区は、ご承知のように、23㎢に39万人が住んでおります。世帯数は約22万世帯。最近では、タワーマンションやマンション等が林立し、あわせて地域のつながりが希薄になってきていること。そして、現在の最新の技術であったとしても、大震災等の発生を的確にピンポイントで把握することは不可能であります。そこで、8年前の3・11の震災の日を思い出すわけでありまして。これはまさに唐突に地震が来ました。私はこの瞬間、まさに予算特別委員会に参加をしております。品川区役所の壁がきしむ音を聞きながら机の下にもぐり込もうとしたことを覚えているわけでありまして。つまり、災害発生の瞬間は、その瞬間の環境の中で自分の知見や経験で自分を守るしかないということでありまして。これは全ての区民に当てはまるわけでもありますし、全ての方々が守るべきものであると思っております。

繰り返しますが、私は、税金等を活用した二重三重の防災対策が必要だという思いが変わらずあるわけでありましてけれども、ただし、39万人がどのような場で、どのような災害に遭遇するか、これは品川区では到底把握をすることはできないわけでありまして。そういうことを考えてまいりますと、災害の発生した瞬間は自分で自分の命を守る、つまり、自助を最優先にした防災意識の向上がなければ、具体的な震災の第一歩の救援はできないということを感じるわけでありまして、改めて品川区として、自助を最優先にした防災意識の向上と国へのPR展開をお聞かせください。

それから、ホームページやSNS等を活用した防災意識の向上施策等について教えてください。よろしく願いいたします。

○曾田災害対策担当部長 防災対策におけます自助、あるいはSNS等の活用につきましてお答えいたします。

区では、区民の防災意識の向上のため、防災情報の提供や防災訓練などさまざまな機会を捉えまして防災の啓発を行っております。その際に、防災対策の基本は、自分の命を自分で守ることであると強調し、それぞれが遭遇しました状況に対し、自助を最優先するよう啓発しております。引き続き、さまざまな手段を活用しまして、自助の重要性を啓発してまいりたいと考えております。

これまでも区のホームページなどでは、防災情報の提供をはじめとして、フェイスブックによるしながわ防災学校の紹介、あるいはツイッターを通じた防災訓練の案内など、SNSを活用した周知啓発を図っているところであります。今後もさまざまな新たな手法と取り入れるなど、いろいろな方法でSNSを活用いたしまして、防災意識が向上するよう努めていきたいと考えております。

○伊藤委員 ありがとうございます。一説には、今から30年の間に70%の確率で首都直下型地震が起きると言われて久しいわけであります。量的にはこの数字は当然今、公表しているわけでありますから、このPRというのは、私が思うに、いろいろなことでPRしていかなければいけない。私たちの最も大切な生命財産を守るための行政が、やはりできることといえば、まず第一歩はこれなのです。繰り返しますけれども、税金を使ってさまざまな災害対策をすることは、当然必要でありますけれども、発災した瞬間だけは誰もそのことを計測はできないことは当然でありますから、今の答弁については一定理解するところはありますけれども、今までと同じであります。そうではなくて、さらに進んで、多くの方々に自身の危険性のPRと同時に、あなたの命はあなたが守るしかないということを徹底して教えていかないと、結果として品川区の生命財産を守ることができないと私は常々思うわけでありますので、さらに進んだ品川区のお考えをお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○曾田災害対策担当部長 さまざまなPRがありますけれども、今年度の事業といたしましては、防災ハンドブックを作成して、間もなく完成いたします。これにはやはり自助、そして共助、これらを重視するように、さまざまな生き残るための対策、キーワードといたしましては、地震から生き残ること、そして生き延びるということ、これらをテーマといたしましてハンドブックを作成しました。これを全戸配布いたしますし、あと、防災体験VR（virtual reality）ということで、発災時のタワーマンションの長周期地震動だとか、あるいは木密地域からの避難、これらにつきましてバーチャル・リアリティで体験して実際に避難するというようなところをイメージアップしまして、それぞれが自助の必要性を認識できるようにしたいと考えております。

○伊藤委員 ありがとうございます。個人的なことで恐縮ですが、私のふるさとが東日本大震災で被災しました。私の母も震災を経験しました。被災地には何十回もお伺いしました。非常に厳しい現状がありました。そういうことを考えていくと、やはり品川区の責任は大きいと改めて思うわけでありますので、ぜひそういう必要性を理解していただきますようお願いしておきます。

それから、保育園や幼稚園、小学校、中学校等での防災教育の展開が必要であります。そういう子どものときから防災教育を具体的に徹底していくことが必要であると思われまますので、そのことについての品川区のお考えと、それから、あくまで想定ではありますけれども、実際には、浜川小学校や鈴ヶ森小学校の地域の児童生徒への継続的な津波教育のPR、あわせて町会、地域での防災対策、たしか自主的な避難マップをつくりましたね。そういうことをどう展開していくのか。そういうことを自助、共助の部分で展開していくことが必要だと思われまますが、品川区のお考えをお聞かせください。

○福島子ども未来部長 私からは、区内の幼稚園、保育園等での防災訓練等について答弁いたします。

品川区内の私立も含めてですけれども、幼稚園、保育園では、万が一の災害発生に備えまして、それぞれ災害対応マニュアルをつくっているところでございます。特に区立保育園・幼稚園では、品川区地

域防災計画に基づきまして、品川区立保育園・幼稚園における災害対応マニュアルを整備しているところでございます。

また、防災訓練につきましても、子どもたちの発達に応じまして、避難訓練の目的や意義を理解させるために行っております。これらは月1回以上、地震や火災などを想定した避難訓練を実施しているところでございます。また、消防署と連携しました子どもたちにわかりやすい防災教育の実施を行っているところでございます。

○本城教育次長 それでは、私からは、学校におけます防災教育の展開についてお答えいたします。

まず、区立学校におきましては、都の安全教育プログラムを踏まえまして、どのように身を守るかを具体的に考えたり、疑似体験したりする避難訓練を毎月実施しているところでございます。さらに区立学校におきましては、全員が防災ノートを持って、地域の防災イベントについて調べるなど、今できる防災アクションについて学んでいるところでございます。

今後とも家庭への働きかけもふくめまして、区立学校における防災教育を充実してまいりたいと考えております。

○藤田防災まちづくり部長 私からは、想定される津波についてのご質問にお答えいたします。

区では、これまで、立会川や品川浦周辺などの低地部で、津波があり浸水の恐れがある地域におきまして、津波に対する自助を促すために、平成24年より6つの小学校、9つの町会に対しまして、ワークショップや勉強会などを開催いたしまして、津波自主避難マップの作成を支援してまいりました。これらの中には、委員のほうから例示をいただいた学校等も含まれているところでございます。

子どもたちへの継続的な点につきましては、区立学校で先ほどもお話がありました活用されている防災ノートの中には、震災などと同様に、津波の記載もございます。これを毎年継続し、それから、学年に応じまして活用しているところでございます。

また、町会におきましては、しながわ防災学校のカリキュラムにおきまして、防災区民組織が活動するための地域実践コースの中に津波避難ワークショップを位置づけまして、知識の習得の機会を確保しているところでございます。

こうした受講を促すために、パンフレットを作成し、水辺のイベントなどでも配布をするなど、引き続きPRに努めているところでございます。

また、ワークショップにつきましては、一旦終了しているところではございますが、地域からのご要望等があれば、これについてもしっかりと実施をする方向で調整をさせていただければというふうに考えてございます。

○伊藤委員 それぞれ答弁ありがとうございます。改めて阪神・淡路大震災のことを思い出しました。あれも唐突に発生したわけでありまして、あの当時は、今のように防災教育も展開されておりましたし、さまざまな震災対策も十分ではなかったことは確かであります。でも、ああいう地震が起きました。つまり、どのように訓練をして、どのように事前に準備をしたところで、それがいつ起こるか、どういう状況で起こるかは誰も想定することができないわけでありまして。今お話をいただいた中で改めて思うのは、それはやっていただいて当然のことであります。ただ、それがいつどういう瞬間に惹起するかは誰も想定することはできないわけでありましてから、定期的な訓練や定期的な研修は当然必要でありますけれども、それが実際に起こった際に、どういう行動をして、具体的にどう子どもたちや児童の命を守っていくのかということが行政に求められているわけでありましてから、私の思いとしては、今の答弁では納得するところはありますけれども、ただ、それがある日突然惹起する、そういうときにどれ

だけのものが展開できるかということについてのほうが、実は大きな1つの基準になると思われまして、改めて、特に学校現場で私は非常に気になりますので、学校現場でのさらなる対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○本城教育次長 学校における取り組みについては、日常的な訓練とさまざまな可能な限りきめ細かい訓練等を実施しているところがございますが、それと同時に、今ご指摘がありましたように、子どもたちが災害をみずから予測し、その場、その場の状況に応じて判断するという基礎的な能力をつけることが、突発的な対応についても基本的なものとしてとても重要であると考えているところがございます。

そういう意味で、具体的な内容を教えるとともに、民間等も含めまして、身を守る基本、自発的に行動できる、対処できる能力、基本的なところも含めまして、しっかりと学校教育の中で伝えていきたいと考えているところがございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。よくスポーツの世界で、さまざまな訓練や事前のトレーニングは結果を裏切らないということをよく聞くわけでありますから、そういう地道な積み重ねが結果として子どもたちの命を守ることにつながると思われまして、ぜひ地道なことではありますけれども、十分に展開していただきますようお願いしておきます。

それから、防災対策の一環として、港区でタワーマンション等で備蓄品の備蓄をするように条例化されているわけでありますから、1つ参考にすべきだと思います。品川区も大きなタワーマンションが林立されているわけであります。エレベーター等もとまると、高層階の方々が非常に苦勞されます。例えば40階の方が歩いて1階まで行って食料の買い出しをすることが当然出てくるわけでありますから。そういうことを考えていきますと、例えばタワーマンション等での食料、水の備蓄の条例化についても検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

○曾田災害対策担当部長 タワーマンション等での食料、水の備蓄についてですが、まずは現在啓発しております自助としての備えを引き続き求めてまいりたいと考えております。

ご提案の条例化につきましては、港区も含めました他区の事例を参考にしながら、マンション等集合住宅の建設時に備蓄倉庫の設置を義務づけるなど、こういったことを検討しまして、備蓄に向けた取り組みが進むよう、関係所管とは連携してまいりたいと考えております。

○伊藤委員 ありがとうございます。遠回しに、つまり、条例化はしないということだと思っておりますけれども、よく考えてほしいのは、自助をこれから打ち出していくことを確認されたわけであります。もちろん、繰り返しますけれども、行政が税金を使ってさまざまな防災対策をすることは必要であります。それはやってください。当然であります。ただし、やはり長期間にわたる困難な生活や、そういうことを考えていくと、やはり大きなタワーマンション等でそういう上層階の方々が苦勞されることも当然想定されるわけであるから、もし条例化が無理とするならば、もう少し品川区の権限の中で、一定のタワーマンション等についてはこういうことをしなさいという指導をするとか、あるいは、既に民間でやっているわけであります。例えば、5階、10階、それぞれの階ごとにマンションの理事会が備蓄をすることは当然やっているわけであります。それが私はどうしても必要だと思われまして、今の部長の答弁は一定理解するところがあるのですけれども、繰り返しますけれども、備えあれば憂いなしということわざもあるわけでありますから、そういう観点から、タワーマンション等の備蓄等について、改めて品川区のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○曾田災害対策担当部長 タワーマンションに関します防災対策につきましては、現在、マンション防災アドバイザーというものを防災課で設置いたしまして、マンションにそれぞれ出張いたしまして、

防災訓練や防災対策の指導を行っているところであります。

それと、マンション防災のハンドブックを使用しまして啓発に努めております。

また、防災学校におきましても、そういったマンションに特化した防災対策、訓練、こういったことをやっております、これらのことをあわせて高層マンションの防災対策が進むよう努めていきたいと考えてございます。

○伊藤委員 それぞれありがとうございます。改めて、今のことも含めて、「わが家の防災ハンドブック」の改訂版の全戸配布と、今おっしゃったマンションの方々に対するPR、それから企業向け、あわせて外国人の方々、いろいろな方々に共通する認識を持っていただくためには、やはり防災ハンドブック、これは議会からの提案で実現させていただいたわけですから、多角的な面で展開して行ってほしいと思いますが、改めて品川区のお考えをお聞かせください。

○曾田災害対策担当部長 今年度、防災ハンドブック、防災地図を作成しておりますけれども、これは今年の5月中旬より全戸配布を予定しております。あわせて区ホームページの掲載や、あるいは無料アプリ「カタログポケット」を使いまして、デジタルポケットとして配信いたしまして、音声読み上げだとか、多言語に対応していきたいと考えてございます。

また、その他のパンフレットにつきましても、対象エリアへの個別配布だとか、ホームページの掲載、これらによりまして、対象者へ情報が確実に伝わるよう努めておりまして、これらにつきまして引き続き取り組んでまいります。

○伊藤委員 それぞれよろしくお願いたします。

次に、新たな課題として、震災関連死に関連して質問いたします。

東日本大震災、福島県では、震災関連死は2,267人でありまして、これは全国の震災関連死3,701人のうちの6割が福島県の方々であります。経緯書というものがありまして、これはどういう経過で故人の方が亡くなったかということが詳細に示されている資料があります。それを拝見しますと、死因の半数は肺炎と心疾患、そして平均年齢は82歳でありました。ほぼ共通する内容としては、なれない避難所での生活ストレスから体の抵抗力の低下によって肺炎を発症し死亡する例が多く指摘されておりました。専門家の意見は、こういうストレスをためずに、自分が弱いと思いつまらず、行政や医療機関に助けを求めてほしいと指摘をしていたわけでありまして。

ひるがえって、首都直下地震が発生した場合には、避難所生活を送る方が必ず発生します。この避難所に来る方々は、例えば最愛の方と別れてしまった方もいらっしゃるかもしれませんが、何より地震から来る絶望感や、あるいは自分の財産を失った絶望感等で喪失感があり、そして立ち足る今後の生活再建の壁があり、なれない避難所での生活がある。そういうことに否応なく遭遇するわけでありまして。そういうことを考えてまいりますと、品川区でもせっかく大震災から助かった命を失うことのないように、カウンセラー、医師、看護師の専門知識を前提に、避難生活をされる方々の悩みや苦しみを抱える避難者個々の精神的支援も具体的に検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○福内健康推進部長 避難者への精神的支援についてでございます。

災害発生時は、災害ストレス等により精神保健医療への需要の増大が想定されております。発災直後から都道府県の派遣要請に基づきまして、被災地域にはDPAT（災害派遣精神医療チーム）が支援に入っております。

また、区では、避難所生活が長期化する場合、保健師、栄養士等の巡回相談チームを編成いたしまして、避難所における健康相談を行ってまいります。

また、メンタルケアに関しましても、専門医やカウンセラーなどの協力を得まして、巡回精神相談チーム等を編成し、被災者の相談に当たってまいります。

区では、こうした取り組みにより、助かった命を失うことのないよう、精神的な支援をしっかりと行っていきたいと考えております。

○伊藤委員 ありがとうございます。おそらく体制は構築されているとは思いますが、これも先ほどの質問に重なりますが、いかにそういう場に遭遇したときに、そういう機能がどう展開するかということでもあります。確かに組織されるのでしろうし、人材も来るでしょう。だけれども、それをどこの避難所にどう振り分けをして、個々のケースをどう対応していくかということについては、まさに現場の判断です。そういうことが震災ではよく起こるわけであり、またそれに的確に対応したところが結果として生存者がたくさんいるということもデータとして残っているわけでありますから、今のお話は一定理解する部分はあるのですけれども、例えば具体的に品川区では避難所がどれだけつくられて、どれだけの避難者と想定も当然されているわけでありますし、また、いわゆる福祉避難所についても想定されているわけであります。そこに具体的に何人の方が派遣されて、そしてそこでどういう相談を受けて、そしてそれをどのように長期的な観点からケアしていくかということについても、この問題は具体化していかないと、福島県の例で見ると、被災者の方々はなかなか立ち直れなかったという話もたくさん聞くわけでありますから、改めて品川区のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○福内健康推進部長 発災後ですが、多くのチームが全国から派遣されてまいります。それらの専門性等も考慮いたしまして、医療救護本部において、区の医療コーディネーターの助言のもと、適切に振り分けを行い、また、連日、具体の実際の状況につきましても報告を受けながらきめ細かく対応をしていきたいと考えてございます。

○伊藤委員 そうですね。今の答弁は理解できる部分もあるのですけれども、いざ震災が起こって被災をされた方々を目の前にして、どういうケアをしていくのかということについては、これはやはり想定はできません。個々さまざまな悩みがあって苦しみもあるわけでありますから、大切なことは、それに対して行政がどう受けとめてあげて、それをどういうふうにフォローしてあげて、それから、長期的な観点のケアも必要であります。今、東日本大震災から8年たつわけでありますけれども、いまだにそのストレスを引きずっている方もたくさんおられます。そういうことから考えてまいりますと、今の部長の答弁は理解できる箇所はあるのですけれども、長期的な観点から見てどうなのだという点について、改めてお考えをお聞かせください。

○福内健康推進部長 当然、長期的に被災者の方たちに寄り添うことは必要だというふうに考えておりまして、他県から入ってくる保健師たちのチームなども協力し、区の職員でしっかりと相談等に乗る、支援を行っていきたいと考えてございます。

○伊藤委員 ともかく実践、その場が全ての勝負だと思っておりますので、ぜひ十分に事前に協議をして調整していただきますようお願いしておきます。

次に、品川区役所のICT化推進について質問いたします。

平成30年度予算特別委員会の総括質疑でも指摘をさせていただきました。行政のICT化によるさまざまな提案をさせていただいて、今年度、品川区の職員のワークスタイルの変更があり、それからフリーアドレス制等が具体化されて、私どもも自民党の提案が展開されましたことを改めて感謝する次第でございます。

このICT化、各方面にメリットがあります。区の事務改善はもちろん、データ等に基づいた厳正、

公正な判断。そして、ある自治体では、今まで保育園入園の一次判定、1週間かかっていたところを3分でできたという話も聞きました。それから、職員は働き方改革、区役所で勤務する人がなくなってくるわけであります。

例えば、具体例として、39万人の膨大な個人データが今あるわけであります。これにセキュリティを前提とした住民台帳、税情報、的確に把握可能であります。これにマイナンバーと組み合わせをすれば、個人の識別が容易にできて、区民サービス向上の可能性がこれから出てくるわけであります。

改めて質問ですが、まず、品川区役所のICT推進を長期基本計画等で策定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

それから、今後間違いなく進んでまいりますICT、IoT、AIのつながりと技術革新を行政にどのように生かしていくのをお聞かせください。お願いいたします。

○中山企画部長 長期基本計画とICT化の推進についての関係ということでございます。現長期基本計画におきましては、その基本政策といたしまして、電子区役所の推進を掲げまして、内部事務や区民サービスの向上に向けてICT化を進めてまいりました。この間、第4次産業革命ともいわれるほど、委員ご例示もありましたIoT、AIも含めた新たな技術の革新が進んでいるということでございます。区としても、こういった新たな先進技術を積極的に活用して、さらなる行政の効率化、また区民サービスの向上を図る必要があると考えておりまして、現在、策定中である新たな長期基本計画においても、このような技術の活用を前提としたICT化のさらなる推進を何らかの形で基本として反映させていきたいと思っています。その辺のレベルについては、またしっかりと策定委員会の議論を踏まえながら進めていきたいと考えているところでございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。これから品川区にお願いしていきたいことは、まず、通信機器や区民のスマートフォン等とのセキュリティを前提とした品川区との通信環境の確立、これはすぐにはできないと思います。けれども、間違いなく進んでいくわけでありますから、システムの評価を厳正に行った上で、同時並行的に全庁の組織として、品川区の全サービスを抽出して、例えば年齢、性別、個々区民の生活ステージに合わせた区民サービスの提供を一本化していく。こうすることで、将来、個々の区民が生活のステージに合わせて、区民のスマートフォン等にプッシュ式、つまり、品川区から、あなたにはこういうサービスが提供できますよということをPRしていくことが可能となるわけであります。これがもしできれば、非常に大きな区民サービスの向上につながると思いますが、改めてそのことの品川区のお考えをお聞かせください。

それから、将来的なお話でありますけれども、区民所有の端末に、例えばスマートフォンやパソコン等から、品川区への各種申請、登録、選挙の投票、災害時の安否確認等、さまざまな観点からこの技術は活用できるわけでありますから、幅広く検討すべきと思いますが、品川区のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○中山企画部長 区民のライフステージに合わせた情報提供という観点でございますけれども、まず、プッシュ型の情報提供という点では、現在、しながわパパママアプリや予防接種アプリを通じて、事前に登録された方ではありますけれども、イベントあるいは事業の内容をプッシュ型でスマホ等に配信しているということがございます。

また、これはテレビでありますけれども、ケーブルテレビ品川では、テレビプッシュとして、災害や緊急情報について配信を行う、電源が切れていてもプッシュしながら配信するという制度があり、これを区が助成しているものでございます。

今後もこのような対象に応じたプッシュ型の情報推進につきましては、区としてもさらに充実させていくべきというふうに考えております。一元化を図るかどうかということにつきましては、現在のアプリの利用状況の反応を見ながら、それぞれの充実だとか、より一体化させていくかについては、幅広く検討していきたいというふうに考えているものでございます。

それから、区民の方の端末等からの申請や登録、あるいは選挙等における投票、活用ということでございますけれども、平成18年1月から、区では電子申請サービスを開始して、インターネットによる各種申請講座申込等を開始いたしました。平成29年度が88の手続で、約4,200件の利用。平成30年度は120の手続、利用も5,000件を超える見込みとなっておりますのでございます。スマートフォンの普及が進んでいる中で、今後こういうツールを使っただけの充実はさらに深めていくと考えておまして、できる限りスマホで手続が完了するような動きも進めていきたいと考えておりますけれども、その辺については技術的な課題も含めた研究はしっかり進めていきたいと考えております。

ご例示がありました投票でございますけれども、これも平成14年に電磁記録投票法の成立によって電子投票が法的には認められておりますが、中には、その装置の不具合等で選挙の効力にも疑義が出たというようなことで、実際には全国で20数回程度の利用となっておりますのでございます。こういう端末からの投票については、本人確認、あるいは二重投票の防止というふうなことを充実させるべく、公的認証のありようや、実際にはこれは公職選挙法の改正等も必要になってまいる部分がありますので、こういった動向をしっかりと見ながら、より利便な手続等については、しっかりと区としても注視していきたいと考えてございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。確かにまだ飛躍的な発展はしてはおりますけれども、セキュリティの面であるとか、それから情報漏洩の部分については、まだまだ検討すべき面があると思われまから、すぐには展開できないとは思いますが、ただし、これの活用によって劇的に区民サービスの向上になるとか、品川区の業務改善であるとか、民間は既にやっているところは相当あります。職員個々の評価もそうでありまして、それから、厳しい言い方ではありますが、能力の管理も当然しているわけでありまして。私は、すぐにそこまでとは言わないまでも、行政こそICT化をすることによって民間よりさらに進む品川区をつくり上げていく。結果として、新たな行財政改革につながっていくと思われまから、ぜひそのことを改めてお願いしているわけでございます。

そして、行政のICT化については、当面、技術的な面が確立するまでの間は、あくまで客観的、1つの基準に基づいたデータに基づいた判断ができることだけに変えるべきだと思っております。つまり、福祉や教育といったさまざまな観点から判断するものについては、やはり人の目で、人間の観点で判断していかなければ、結果としてサービス提供に支障が出るおそれがあると思われまから、全てのことに共通する内容として、今のところ品川区にお願いしていくのは、ICT、IoTを進めていくことは当然なのだけれども、まずは客観的なデータの構築によって、イエス・ノーがはっきりわかるもの、それから、物理的な量は多いけれども、AIによって、あるいはICTによって、その判断基準が明確に示せるものから始めるべきだと思いますが、品川区のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○中山企画部長 データの利活用、ビッグデータを含めて、こういったものをまさにツールを使ってより迅速に行い、職員の働き方改革、事務改善、さらには区民サービスの向上、こういったものについて、常に新しい技術を見ながら、特に品川区は情報推進産業の集積地でございます。こういう地域の力もしっかり注視しながら区の中でどう生かしていくか、こういう観点で今後ともICT化のさらなる推進を意識しながら進めてまいりたいと考えております。

○伊藤委員 この話はこれから長いこと続けていこうと思っていますけれども、ただ、確かなことは、この世界に進んでいかなければ、行政は取り残されることは確かでありますから、ぜひ推進方よろしくお願いいたします。

改めて品川区議会自民党・子ども未来の各委員の質問を的確に把握していただきまして予算に反映していただきますことを心からお願いいたしまして、総括質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○たけうち委員長 以上で、伊藤昌宏委員の質疑を終わります。

次に、あくつ広王委員。

○あくつ委員 品川区議会公明党を代表して、塚本よしひろ委員とともに、平成最後の予算審議、総括質疑を行います。

平成の30年間で、戦争の世紀であった20世紀から21世紀を迎えました。AI（人工知能）や医療など、科学技術は著しく進歩し、インターネットの驚異的な普及であらゆる情報は一瞬にして共有されるようになった一方で、テロの多発や国際間の緊張の高まりにより、新たな分断の時代を迎えているとも言われています。人種や国籍、年齢、障害の有無、宗教や信条、性別などを乗り越えて、地域、自治体、そして国同士が手を携えなければ、混沌とした世界は持続することさえ困難な時代です。ダイバーシティ（多様性）、インクルージョン（包含）、そして政府の唱える地域共生社会にも多種多様な捉え方がありますが、誰一人取り残さない持続可能な品川区を目指し質問いたします。

まず初めに、品川区におけるSDGsの推進について質問します。

質問の1点目は、品川区長期基本計画とSDGsとの連動について伺います。

本年1月、日本経済新聞社が行った各市、区のSDGs先進度調査の結果が発表されました。持続可能性の観点から、経済、社会、環境のバランスがとれた発展をしているかについて、全国の自治体を独自の指標で評価をしたもので、款別審査では、調査に応じた全国658市区の中で、品川区は総合49位と上位であったことを確認しました。

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連の全加盟国である193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた共通目標を差します。誰一人取り残さないという理念のもと、貧困、飢餓、教育などの社会目標、気候変動、エネルギー、生物多様性などの環境目標、そして雇用、インフラ、生産と消費など経済目標について、17の目標、具体的な年限と行動目標を定めた169のターゲット、その成果を図るための232の指標が設定されています。

そして国だけではなく、各国の自治体、民間企業や団体もそのステークホルダー、つまり、SDGsを推進する実施主体と定めているのが特徴で、款別審査では、ステークホルダーとしての自覚のもと、東京都は2020年に向けた実行プランの中で、八王子市や鎌倉市など多くの自治体も既に総合計画や基本計画とSDGsとの連動を進めていることを確認しました。

誰一人取り残さないという理念に賛同する区議会公明党は、2017年からSDGsの推進を議会で何度も取り上げ、特に本年1月から策定委員会で審議が始まった品川区長期基本計画への連動を求めてまいりました。

国際社会、そしてステークホルダーの一員として、SDGsに取り組む品川区の姿勢を伺います。

また、区政における品川区長期基本計画の位置づけについてお知らせいただくとともに、策定に当たっては、各政策の理念、目標について、SDGsの各目標、具体的ターゲット、指標との関係性を明

確に示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、今後、品川区がSDGsに取り組み、随時目標達成を継承していくためには、担当部署の設置が必要と考えますが、ご見解を伺います。

○中山企画部長 まず、SDGsに対する区の姿勢、認識という点でございますけれども、SDGsは、今委員のご質問にもありましたとおり、国連で全会一致で採択された持続可能な開発目標というものでございます。このSDGsに掲げる17の目標につきましては、環境、教育、保健衛生、まちづくりなど、区の施策に直接かかわる分野も多く、継続的、包括的に施策を進めるべきという考え方は、区政の目指す方向性と合致するものであるというふうに認識しているものでございます。

そこで長期基本計画の区政における位置づけということでございますけれども、これは当然ながら基本構想を実現するための具体的な施策とスケジュールを示すものであり、区政の根本的な基本的な指針というものでございます。

そこで、長計におけるSDGsの目標、ターゲット等の関係ということでありますけれども、まずは区の各施策に対してSDGsに定める目標やターゲット、指標との関係の整理を行うとともに、現在も行っております策定委員会でのご議論も踏まえながら、SDGsに関する区の計画での位置づけはしっかり検討を進めていきたいというふうに考えているものでございます。

なお、2016年に策定した品川区の総合戦略、あるいは第4次の総合実施計画におきましては、達成目標を可能な限り、数値化、指標化していくという、ある意味ではSDGsの考え方を先取りした取り組み、KPIを入れていくというような考え方も取り込んでおります。今度の新しい計画においては、総合戦略の視点も取り入れるという面がありますので、こういうことも踏まえた計画での位置づけについてはしっかり考えていきたいと考えておるところでございます。

最後に、SDGsにおける担当部署の設置ということでありますけれども、SDGsそのものは、全庁にかかわるものということでありますから、それぞれの所管で認識をしていくべきものと考えますけれども、達成目標については、区政全般の調整ということで、企画部門が区政との関係、あるいは執行管理については考えていく所管である。このように捉えております。

○あくつ委員 ありがとうございます。2030年まで、あと11年ということで、積極的な導入をお願いさせていただきたいと思っております。

質問の2点目は、SDGsに取り組む区内企業への支援について伺います。

款別審査においては、例えば大崎に本社のあるハローキティで有名な株式会社サンリオ、また、ヤシノミ洗剤で有名な東品川の東京サラヤ株式会社など、民間の区内企業では、SDGsのステークホルダーとしての取り組みが先行していることを紹介いたしました。このような企業に対し、持続可能な世界を望む人々が投資することをESG投資、また、その企業の商品を購入することをエシカル消費と呼び、賛同者の支援によって、その企業が利益を得るとともに、さらに取り組みを推進するというサイクルこそが、まさにSDGsの経済モデルです。

そこでまず、品川区が率先してSDGsを推進した上で、区民にこのような区内企業のSDGsの取り組みを紹介していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、品川CSR推進協議会など、区内企業に対してSDGsの理念を伝えるとともに、ビジネスチャンスとして周知するイベントや機会が必要であると思っておりますが、ご所見を伺います。

そして最後に、SDGsに熱心に取り組む企業や各種団体に、区内でのSDGs展開の協力を求めたり、支援を行ってはいかがでしょうか。ご見解を求めます。

○中山企画部長 区内企業におけるSDGsの取り組みの紹介等ということでありましてけれども、これまで区では、CSRの協議会、講演会等において、区内企業に限らず、企業のSDGsにかかわる取り組みの紹介を行っているところでございます。

今後は、メールマガジンやホームページなどで、区内企業を中心とした先進的な取り組みも紹介を心がけていきたいと考えております。

それから、熱心に取り組む企業への協力依頼や支援、あるいは、ビジネスチャンスとして周知する機会等の設置ということでありましてけれども、区では、SDGsに積極的に取り組む企業の製品も含めて、社会貢献製品支援事業の認定を行っているものでございます。こういったご例示があったようなエシカル、あるいはESGにかかわるようなもの、こういったものを1つの基準にもしながら、例えば製品の販路拡大等の支援を行うとともに、企業が行うSDGsに関するイベント、こういったものについても後援を行う等を行っております。今後ともこういった行動についての支援については、幅広い観点で捉えていきたい、考えていきたいというふうに考えています。

○あくつ委員 ありがとうございます。

次に、区立小学校、中学校の給食について質問いたします。

質問の1点目は、プラスチックストローの使用見直しについて伺います。

昨年の第4回定例会において、地球環境を守る使い捨てプラスチック削減の観点から、子どもを持つ区内のお母様を中心とした243名の署名による学校給食の牛乳にプラスチックストローを使用しないことを求める請願が提出され、文教委員会、また12月19日の定例会最終本会議において、全会一致で採択されました。款別審査では、この請願に基づき、品川区から学校牛乳の供給関係団体である東京都教育庁、公益財団法人東京都学校給食会、そして乳業者である雪印メグミルク株式会社に対して、1月15日付で要請文を送ったことを確認させていただきました。

また、既に区内の児童保護者の中には、自主的にプラスチックストローの使用中止を学校に申し入れて、直接紙パックに口をつけて飲んだり、洗って何度も使用できるステンレスストローを持ち込む方があらわれていることも教育委員会が把握していることを確認いたしました。

改めて伺いますが、区議会で採択され、品川区から関係団体へ要請した内容は、どのようなものであったのか、また、送付先からの反応があれば教えてください。

そして、プラスチックストローは引き続き使用したい方にも十分な配慮をした上で、区立小中学校の児童保護者から、プラスチックストローを使用しないで、代替の手法で牛乳を飲みたいとの申し出があった場合、教育委員会として全ての学校において柔軟な対応を求める見解を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○本城教育次長 学校におけますプラスチックストローの使用に関してでございますが、区では、請願の採択を受けまして、品川区の学校給食で使われている年間429万本のプラスチックストローがごみとなっており、環境への配慮や環境教育の観点から、学校給食でのプラスチック製ストローの使用見直しを求める声を関係機関に伝達してほしいとの請願内容を、本年1月に、東京都教育庁、東京都学校給食会、そして乳業者に送付いたしました。その後、各機関から正式な回答などはございませんが、乳業者には、他自治体などから同じような意見が寄せられているようでございます。

なお、児童生徒や保護者から、プラスチックストローの利用を控えたいとの申し出があった場合には、各学校においても、現在も柔軟に対応しており、教育委員会としても、学校の判断を尊重する姿勢に変わりはありませんが、そのことを改めて教育委員会として各学校に周知してまいりたいと考えており

ます。

○あくつ委員 ありがとうございます。各学校で対応されているということでしたが、これはやはり各学校の認識というところで、その対応で違いがないように、ぜひ周知をお願いしたいと思います。

さて、請願のその後ですが、現在、開会中の東京都議会において、一般質問に立った公明党の伊藤こういち都議会議員が、この品川区から届いた請願を取り上げ、未来のために動く品川区のお母様たちの地道な運動を紹介いたしました。そして、プラスチック海ごみ対策として、学校給食で使用され使い捨てにされているプラスチックストロー改革に向けて、産業界等と連携した取り組みを東京都が率先して開始すべきであると訴えました。これに対し東京都の教育長は、都内の公立小中学校の学校給食においては、7割以上の学校に紙パックの牛乳が供給され、プラスチックストローが使用されている。使用後のストローは廃棄されているが、コストや利便性等の面から、プラスチックにかわる有力な素材のストローが供給されている状況にはない。学校給食のプラスチックストロー問題を解決することは、地球環境問題に対する取り組みや、児童生徒への環境教育の観点からも重要と考えている。コップに牛乳を移しかえる取り組み等を試行するほか、乳業メーカーや区市町村等とも連携しながら、プラスチックストローにかわる方法について検討していくという答弁がありました。品川区のお母様たちの強い思いが区議会を通し東京都全体に波及していく結果となりました。

今後、東京都は、学校給食のプラスチックストローにかわる方法を区市町村と連携して検討していくとのことですが、未来を見据えた母の願いである請願を全会一致で採択して、真っ先に声を上げた品川区として、東京都から連携の呼びかけがあった際には、ぜひ真っ先に協力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○本城教育次長 現時点におきましては、まだ都から動きはございませんが、今後、具体的な提案や呼びかけがあった際には、区として対応できるものかどうか精査いたしまして、可能なものについては検討してまいりたいと考えているところでございます。

○あくつ委員 ありがとうございます。可能なものということにもいろいろな意味があると思いますけれども、ぜひこれはご検討していただきたいと思います。

質問の2点目は、宗教的な理由での学校給食への配慮について伺います。

先日、イスラム教徒のご家庭からご相談がありました。一般的にイスラム教では豚肉を食べることが禁じられていますが、このご家庭の場合には、固形として目にわかる形での豚肉を避ければ問題はないとのことでした。区立保育園の在園時には、豚肉を魚等に変更していただく配慮食で対応してきましたが、今春、区立小学校に入学するに当たり相談をしたところ、そのような対応は行っていないとのことでした。

款別審査では、このような宗教上の理由から、お弁当を持参している区内の児童生徒は19名であることを確認しました。品川区では、食物アレルギーのある児童生徒に対して、その原因となる材料を抜いて調理を行う除去食の提供を行っていますが、款別審査の中で、区内では、約2万人の小中学生のうち466名が除去食を食べ、そのうち436名が一部お弁当を食べていることを確認しました。

宗教上の理由での給食への配慮の要望があった場合、現在、教育委員会では、どのような対応をとっているのか。また、区立保育園での対応と、区立小中学校の対応の違いの理由をお知らせください。

また、アレルギーへの対応と、宗教上の理由での給食への対応について、それぞれの考え方をお示しください。

そして、国や東京都から宗教上の理由での給食への配慮について、何らかの通知や見解が寄せられて

いるのか。また、他自治体においての対応について把握している情報があればお知らせください。

○本城教育次長 まず、公立保育園では、アレルギー食の対応を行っており、宗教的な理由により食べることができない食品の除去等については、アレルギー対応に準じて行っているところでございます。

一方、学校におきましては、毎日数百食から、義務教育学校の中には1,200食もの給食を取り扱っているところもございまして、アレルギー食につきましても、該当する児童生徒が多く、とり違いが発生すれば命にかかわることもあり得ることから、現在、各学校とも1種類の除去食のみをつくって提供している状況がでございます。それ以外の理由により特別な対応をすることは困難な状況がございません。

次に、アレルギーと宗教理由による給食対応の考え方の違いということでございますが、アレルギーは本人の意思とはかかわりない体質に起因して、場合によっては命にかかわるものでございますので、給食の提供に当たりましては、できる範囲で最大限対応すべきものと考えているところでございます。一方、思想や信条に基づく給食対応につきましても、個々人の考え方に大きな幅があるために、簡単に対応の線引きができるものではないものと考えているところでございます。

なお、宗教食への対応につきましても、国や都から通知等が出されているわけではございませんが、平成29年に総務省が、宗教的な配慮を要する外国人の受け入れ環境等の整備に関する調査を行いました。今後の取り組みの参考に調査結果を公表しているところでございます。その調査によりますと、他の自治体においても本区と同じように弁当の持参などの対応をとっているところも多いようでございますが、詳細につきましては把握しているものではございません。

○あくつ委員 ありがとうございます。現状と対応について確認をさせていただきました。

昨年、入国管理法が改正され、今年4月から最大で約35万4,000人の外国人労働者が入国するとともに、その子どもが日本の学校に通うケースが増えると考えられます。先ほどのご答弁にあったとおり、教育委員会では、アレルギーは該当者が多く、また命にかかわるので除去食という対応をとっているが、思想・信条を理由とした対応は線引きがなかなか難しいという現段階での見解はある程度は理解いたします。しかし、今後、外国人が間違いなく増加する日本社会において、食生活も多様化する中、さらなる議論が沸き起こってくると思います。今後、宗教上の理由での給食の配慮については、多様性を尊重して最大限の対応をとっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、各家庭がどのような思想、信条、宗教をお持ちだとしても、児童生徒本人と保護者がそれゆえに取り残されたと感じないような、学校、教育委員会としての配慮を求めますが、いかがでしょうか。

○本城教育次長 まず、外国籍の児童生徒の増加などを踏まえまして、国際理解をはじめとする多様性の尊重については、教育における重要な課題と認識しているところでございます。

また、異なる文化の理解不足によりまして、当事者が疎外感などを持つことがないように、現在も各学校では十分留意し対応しているところでございますが、教育委員会も含めまして、今後も引き続き力を入れて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○あくつ委員 ありがとうございます。各学校で対応はしていると思うのですが、やはり先ほど冒頭に申し上げましたとおり、多様性というものに対する考え方はそれぞれでございますので、ぜひ教育委員会としてこれはしっかりとした対応をとっていただきたいと思います。

最後に、区民の安全安心を守る新たな保険制度について質問します。

来年度予算案に区民交通傷害保険が新規計上されました。数年前、区内での自転車と歩行者の衝突事故で尊い命が失われた痛ましい事故について、被害者側からご相談を受けたことがきっかけで、区民の

リスク軽減の観点から、議会質問で2年間継続して法制度の実施を求めてまいりましたので、とても期待をしております。

まず、本事業の目的、事業の概要、加入者の要件、申込期間と保険期間、そして申込先、また他の交通傷害保険と比較してのメリット、初年度は何名の加入を見込んでいるのか教えてください。

そして、保険者である品川区、民間の指定保険会社、申込者である区民の関係性について、区民にもわかりやすい形での説明をお願いいたします。

○藤田防災まちづくり部長 予算案にご提案させていただいております区民交通傷害保険制度の目的でございますが、他の県では、自転車に起因する事故で多額な賠償を命ぜられた例もございまして、区としても区民の皆さんの万が一の事故の際の負担の軽減をいたしまして、安全安心を確保する考えで始めるものでございます。

概要につきましては、区が保険者となり募集をするものでございまして、ご自身のけがに対します交通傷害保険に加えまして、自転車に起因してけがを負わせてしまったり、あるいは物を壊してしまったりといったような場合の自転車賠償責任プランをプラスするような形の保険となっております。

加入につきましては、保険の基準となる本年7月1日に区内にお住まいの方だけではなく、在勤あるいは在学の方も対象といたしまして、本年5月7日から6月21日までの間に区内の金融機関に申し込みをいただくもので、保険の期間は7月1日から1年間となっているものでございます。

次に、メリットについてでございますが、区が保険者となることで、個別にお入りいただくよりも安い値段で加入ができることとなっております。事業開始の初年度につきましては、約4,000人の加入を見込んでいるものでございます。

また、三者の関係についてでございますが、お一人お一人の申し込みを区が取りまとめて保険者となり、保険会社と契約をする、いわゆる団体保険のようなイメージが一番合うかと思っておりますが、そのような形のものでございます。万が一の際には、個別に区民の皆さんが保険会社とお話をする形のものでございます。

○あくつ委員 ここで委員長の許可を得まして、自転車賠償総合プランの内容について掲示をいたします。同一の内容である世田谷区のものをご参考しております。

先ほどご答弁にあったとおり、裁判で自転車事故の加害者に高額な損害賠償を命じることが増えており、被害者が泣き寝入りするような現状であって、一番低い保険料としては、年間1,400円で、このように1億円までの損害賠償をカバーできるという本事業の導入には大きな意義があると考えます。加えて、本保険は、自転車保険だけではなく、自動車等との車両を含む交通傷害保険と一体となっていますけれども、車両の範囲、そしてどのような事故に対して保険でカバーできるのか、代表的、具体的な適用例を挙げてください。

また、どのような方にこの保険がお勧めなのか。小さなお子様と保護者が同乗している場合などは人数分保険に加入する必要があるのかどうか。そして申込者が品川区外で事故に遭った場合も保険対象となるのかなど、具体的にお知らせください。

○藤田防災まちづくり部長 まず、車両の範囲についてでございますが、自動車や自転車だけではなく、ベビーカーや車椅子なども対象としてございます。

具体的に対象となる事例でございますが、交通傷害保険の部分では、加入者が車にはねられたり、自転車で転倒しけがをした場合などで、自転車の賠償責任保険の部分では、自転車の運転中にほかの人にけがをさせた、あるいは車などを傷つけてしまった場合などが対象となっております。

次に、加入につきましては、自転車事故では高額な損害賠償の事例もございますので、1人で自転車に乗り始めたお子さん、あるいは、日々、通勤通学で自転車を利用する方、保育園等に子どもを自転車で送り迎えする方などには特に有効であるというふうに考えてございます。

また、けがをしてしまった際の交通傷害保険につきましては、加入者のみの対象となっておりますので、自転車に同乗されるお子さんにつきましては、それぞれ人数分加入をする必要があるものでございます。

また、保険の対象のエリアについてでございますが、交通傷害保険の部分は、国内、それから国外ともに対象でございます。また、自転車賠償責任の部分については、国内のみの対象となっているものでございます。

〇あくつ委員 再び委員長の許可を得まして、交通傷害保険の補償内容について掲示をいたします。

ご答弁のように、自動車からベビーカーまで、そしてさまざまな事故に対応する保険であることを確認いたしました。また、本事業の特徴として、集金事務費として保険料総額の10%が保険会社から契約者である品川区に戻ってくるという税外収入の仕組みもあります。今後ますます増えていくであろう自転車利用者の安全安心を担保するとともに、区民の事故のリスクを軽減するためには、まず本制度を区民に知っていただくことが重要と考えております。ケーブルテレビを含め、あらゆる区の広報媒体を活用して、先ほど伺ったような保険制度の概要やメリットを区民にしっかりと周知をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、本制度によって得た集金事務費の一部を交通安全啓発のために特化した新たな目的に活用していき、それを広報することが加入者を呼び込むことにつながると思いますが、ご所見を伺います。

〇藤田防災まちづくり部長 保険の周知につきましては、ホームページなどの活用はもちろん、区内の学校や警察署、自転車商協同組合、こちらのほうにもチラシをお配りするほか、地域センターや駐輪場などの区有施設にもチラシを設置するなど、さまざまな媒体、それから施設を活用し、周知を図っていきたいと考えてございます。

また、警察と連携をいたしました自転車安全利用のキャンペーン等、こうしたイベントでも啓発を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、保険を周知する際には、法律に基づきます保険会社の審査が必要となっております。ケーブルテレビにつきましては、現在、保険会社とこうした調整を行っているところでございます。

事務取扱手数料の活用の部分についてでございますが、現在、特定財源として全額を交通安全啓発費に充当する考えでございます。引き続き、区民の安全安心の交通環境の確保に努めてまいります。

〇あくつ委員 非常によい制度を今回品川区が導入されるということですが、一般の区民がこれを知らないということでは宝の持ち腐れになってしまうと思います。あのとき、この保険の存在を知っていればならないよう、区民への周知を徹底していただければと改めて要望いたします。

以上で、私の平成最後の総括質疑を終わります。ご清聴ありがとうございました。

〇たけうち委員長 以上で、あくつ広王委員の質疑を終わります。

次に、塚本よしひろ委員。

〇塚本委員 区議会公明党を代表して、あくつ委員に引き続き、総括質疑を行います。

初めに、防災対策について質問します。

まず、空き家対策についてです。

3月6日付の新聞報道で、地震で大規模な火災が起きる可能性が高い危険な密集市街地が、都内にお

いて2015年から2018年の3年間で6割減少し、品川区では2015年3月の178ヘクタールから2018年3月の90ヘクタールへと約50.6%の減少となっていました。

まず、区内の密集市街地が2015年からの3年間で約半減したことについて、区はこれまで実施してきた密集市街地解消施策によってもたらされた効果についてと、その中で空き家の除却についての実績も伺います。

また、さらなる密集市街地解消に向けた取り組みについてもお聞かせください。

○中村都市環境部長 密集と空き家についてのお尋ねでございますけれども、区内の密集市街地が2015年から3年間で約半減したことについて、区がこれまで実施してきた密集市街地解消施策というところでございますが、区としてこれまで実施してきましたこの施策につきましては、主として個別建て替えにより火災に強い建物への建て替えによる不燃領域率の向上がございます。また、そのほか防災広場の整備、それから避難道路の拡幅、共同建て替え等もございます。この効果につきましては、個別建て替えのための建物の除却、それから住み替えの費用、また新たな建物の防災性能の確保のための手厚い助成が所有者が建て替えを早めに判断する際の後押しとなっているというふうに考えてございます。また、こうした1つ1つの建て替えが不燃領域率を一步一步向上させていくものであると認識しております。

また、その中で空き家の除却の実績というところでございますけれども、まず平成23年度から平成30年度までの間で、不燃化特区、また耐震化支援等の事業の助成制度を使いまして、除却した防災性に課題のある建物が合わせて1,426件の助成という実績でございます。この中で空き家の除却につきましては、平成29年度と平成30年度の2年間で49件ございました。

また、さらなる密集市街地の解消に向けた取り組みというところでございますけれども、不燃化10年プロジェクトが終了予定の平成32年度末に向けて、制度のさらなる周知の啓発に取り組むという考えでございます。

またあわせて、都では、木密事業に係る防災都市づくり推進計画の改定に着手するとしております。区として、現在の取り組みとあわせ、次なる施策について都と連携していく考えでございます。

○塚本委員 ありがとうございます。特に木密10年プロジェクトの終了が近づいているというところでのさらなる密集地域解消に向けての施策が必要になってくるかと思えます。特に空き家について質問させていただきたいのですけれども、区は、平成31年度予算案で、空き家になる前の発生予防対策を新たな事業として始める予定でございます。空き家の増加を未然に防ぐ大切な事業と捉えていますが、現在、区が認識している区内の空き家の件数は780軒と聞いております。そのうち空き家条例に基づき管理不全状態にある特定空き家が1軒、適正でない状態にあるという空き家は111軒と聞いております。

既に空き家となっているものの中で老朽化などのために将来的に活用の見込みがない場合は、所有者に除却を促し、新しい建物を建てたり、売却するなど、土地の再活用が促進されるよう一層の働きかけを求めますが、いかがでしょうか。

その際、古い住宅などは隣地との境界が不明確な場合があります。土地の境界が明確でなければ、売却など次の活用への足かせになりますので、そのような問題を解消するため、区内の司法書士、行政書士、土地家屋調査士など専門家団体の協力を得て、空き家の所有者にきめ細かな働きかけをすることが必要と考えますが、区の見解をお聞かせください。

○中村都市環境部長 空き家の解消につきましては、有効活用や除却、さまざまな方法がございます

けれども、所有者に対して積極的な働きかけで、さらに前へ進めていきたいというふうにご考えてございます。

また、この中で専門家団体との協力についてですが、古くから建っている建物を除却した場合などにつきましても、土地の境界が明確でないことがあることは委員ご指摘のとおりでございます。こういった場合には、どうしても売りにくい、また買いにくいということがございます。隣地の方にとっても境界が決まっているほうがいいわけですが、民衆の境界の位置につきましても、専門家の協力を得なければなかなか進まないというケースが多々ございます。現在、不動産団体と相談体制について協議を進めておきまして、この空き家について相談が来た場合に、根本的な内容につきましても、各専門家団体と協力していく体制を整えていきたいと考えております。

○塚本委員 ありがとうございます。この協力体制は大変に大事かと思っております。更地になってしまうと、それだけで税金等の負担が増えてしまいますので、すぐに次への活用につながるようなことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、浸水対策についてです。

都議会公明党の求めに対しまして、今年度の都議会第1回定例会で、都は、一人ひとりや地域が我が事として、豪雨や河川氾濫、高潮、土砂崩れに対応する意識を高めるため、マイタイムライン作成セットを作成し、都内での普及啓発に努めると述べました。都は、都内の全児童生徒にマイタイムラインを配布して、子どもから家庭へ、さらには地域へと普及を図るということですが、そのためには、児童生徒がマイタイムラインを作成することの重要性と、作成方法を理解することが大切になってまいります。

まず、マイタイムラインとはどのようなものか、使用目的や行政のタイムラインとの比較も含めて説明願ひます。

また、都は教員への講習会などを実施して、マイタイムラインの重要性や作成の要点を説明するとしていますが、今後、都から要請があった場合には、区として都の取り組みに依拠するよう求めます。また、マイタイムライン作成を防災訓練やワークショップなどで活用してはいかかでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○曾田災害対策担当部長 マイタイムラインについてでございます。マイタイムラインとは、台風や大雨の水害等、これから起こるかもしれない災害に対しまして、一人ひとりの家族構成だとか、生活環境にあわせて、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画のことでありまして、その目的は、一人ひとりが逃げ方を明らかにするというものであります。これに対しまして、行政のタイムラインは、防災関係機関が行う応急活動と、その担当部署を時系列で整理した災害対応計画であります。

東京都が平成31年度、マイタイムラインの作成支援普及事業を予定していることは聞いておりますが、具体的内容までは区では承知しておりません。区民一人ひとりがマイタイムラインを作成することは、確実に避難する上で有効だと認識しており、都の取り組みへの対応、訓練やワークショップへの取り入れなどにつきましては、都の施策の具体的な内容を確認しまして、それを踏まえて区としての対応を考えていきたいと考えております。

○塚本委員 今ご答弁いただきましたけれども、この取り組みを実施していくには、マイタイムライン作成を担う人材が必要となってくると思ひます。都は、マイタイムラインの指導的役割を担う人材育成を図るとしておりますけれども、区内には、地域の防災リーダーや防災士など、地域防災で活動して

いる人材がおります。マイタイムライン人材育成の考え方について、現時点で結構ですので、区のお考えをお聞かせください。

加えて、マイタイムライン作成時には、都が作成した東京防災アプリに搭載されたGPSと連動して、震災のリスクをリアルタイムに知ることができる機能を使用することなので、東京防災アプリの周知も必要と考えておりますが、見解を伺いたいと思います。

○曾田災害対策担当部長 防災リーダーをはじめといたします人材育成については、極めて重要であると考えているところであります。

ただ、先ほども述べましたとおり、東京都マイタイムラインの事業につきましては、具体的な内容を承知しておりませんので、人材育成の取り組みだとか、あるいは東京防災アプリの周知などにつきましては、具体的な内容を踏まえまして考えていきたいというところであります。

○塚本委員 今後、都としても始める事業ということでございますので、これからというところであることは承知しているというか、いたし方ないところでございますので、今後の動きにしっかりと注視をしていただいて、区としての対応を適切にお願いしたいと思います。

次に、品川コミュニティFMによる災害情報発信についてです。

今定例会の我が会派の代表質問の答弁で、緊急時には防災行政無線の音声を品川コミュニティFMで放送するとありました。場所によって防災行政無線の音声聞こえないという課題を解消し、区民一人ひとりに音声を届けることが可能となる画期的な技術として評価いたしております。

現在、防災行政無線はデジタル化へ方針を進めている最中でありますけれども、防災行政無線の音声を品川コミュニティFMから発信するという事は、開局時から可能であるのか伺います。

また、品川コミュニティFM放送をインターネット回線を介してスマートフォンのアプリで聞くことも技術的には可能となりますけれども、災害に強いとされるインターネット回線で情報を発信することは、とても有効と考えております。品川コミュニティFMのスマートフォンアプリ対応について見解を伺います。

○中山企画部長 コミュニティFMと防災無線情報との連動につきましては、開局の当初から実施する予定でございます。

また、インターネット回線で視聴可能なスマホアプリとコミュニティFMとの連動、聴取ができることについても準備を進めているところでございます。

○塚本委員 ありがとうございます。これは本当にこれまで防災行政無線、聞こえない、うちの中にいると声が届かない、こういったお声をたくさん伺ってまいりました。そういう中では、この問題を解消する上で大きな画期的な技術の展開と捉えておりますので、ぜひしっかりとした実施とともに、区民の皆様によく周知をしていただいて、防災行政無線の声、一人ひとりに届くような体制を望みますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、防災対策の障害者との連携ということについて質問をいたします。

区議会公明党では、障害者団体との懇談会などを通して、障害者が災害時に抱く不安や情報の共有など、意見や要望を伺っております。そして、区に対しては、当事者への丁寧な説明と、区や地域など避難支援関係者との定期的な協議を行うことを求めてまいりました。障害者の不安の解消や情報提供の求めに対して、区としての取組状況をお知らせください。

障害者が地域と顔の見える関係になり、災害時に地域で支えることができるようになることが望ましいと考えますが、そのためには障害の特性に応じたさまざまな理解が必要となります。防災対策におけ

る障害者への対応について、福祉避難所での取り組みや地域との連携など、今後の考え方や進め方をお聞かせください。

○永尾福祉部長 区では、障害特性や個々の状況に応じて異なる配慮の仕方について記載いたしました品川区障害者差別解消法ハンドブックを作成し、周知を図っているところでございます。区民また職員が地域や避難所において、個々の障害特性に配慮した対応ができるよう、さらに周知を図ってまいります。

また、障害のある方とない方がともに楽しく触れ合えるよう、福祉まつりや作品展等を実施するなど、障害者に対する理解促進に努めているところでございます。

○曾田災害対策担当部長 災害時におけます対応においては、地域の人々の理解のもと、地域と一体となって体制を平素から整えていくことが大切だと考えておまして、地域の支援による避難行動要支援者の個別計画の作成や、避難誘導のワークショップの実施など、今後も関係部署が連携し、災害時の障害者に対するさまざまな取り組みが着実に進むよう進めてまいります。

○塚本委員 この障害者の方々への防災対策ということにつきましては、本当に大事な視点と捉えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、教育と子育てに関して質問いたします。

政府は本年10月から、幼児教育、保育の無償化をスタートします。公明党が2006年に発表した少子社会トータルプランで掲げた幼児教育の無償化が実現するもので歓迎いたしております。

また、国の動きに合わせて、東京都独自の支援も予定されています。まず、国と都の幼児教育、保育の無償化について、認可保育園にかかわる部分の無償化の内容をご説明願ひます。

また、現在、区として実施している認可保育園の保育料負担軽減策の内容と、その目的についてお知らせください。

○福島子ども未来部長 幼児教育の無償化でございますけれども、3歳から5歳の幼児につきまして、全額無償になるということでございます。また、軽減につきましては、さまざまな軽減を行っておりますけれども、例えば、多子軽減ですとか、あるいは低所得者等への軽減等を行っているところでございます。

○塚本委員 品川区の総合戦略のアンケート調査ということで、これは以前にも取り上げ指摘をさせていただきましたが、18歳から39歳の理想の子どもの数は、「2人」が54.4%で最も多く、次いで「3人」が24.7%、「1人」が6.7%。一方、理想の子どもの数の実現の見通しということでは、「実現は難しい」が40.6%で最も多く、その理由として、「出産、子育て、教育にお金がかかり過ぎる」が60.8%と最多を占めているということから、私はいわゆる中間所得世帯でも、2人、3人と子どもを育てる家庭の負担軽減が必要と考え、多子家庭への支援を訴えてまいりました。

品川区として、多子家庭への支援の必要性についての見解を伺いたいと思ひます。

また、今回、都独自の支援策で、多子家庭への負担軽減が拡充されますが、これまで国や都に先立って多子家庭への支援策を拡充してきた品川区として、さらなる支援の推進を要望いたしますが、ご所見をお聞かせください。

○福島子ども未来部長 まず、多子家庭支援の必要性にかかわる見解でございますが、区では、保育料の多子軽減を国基準より拡大し、他区に先駆け充実を図っております。多子家庭への支援の必要性は従前から認識しているところでございます。

次に、さらなる施策の推進についてでございますが、これは新たな財源が必要と考えられますので、

都が創設します補助金の活用等を踏まえ検討してまいります。

○塚本委員 よろしく願いいたします。

次に、短時間就労の保育について伺います。

これまで待機児童対策による保育所定員の拡大で、待機児童は大幅に減少し、来年4月入園に向けた定員増でさらに解消に向かうと期待しております。

一方で、短時間就労の方からは、いまだ入園が困難な状況にあるとの声を聞きます。子育てと親の介護が同時期に起こるいわゆるダブルケアなど、家庭の事情により短時間就労にならざるを得ない家庭の保育園入園についても検討が必要であると考えます。

現在、品川区では、区立認可保育園5園で、それぞれ1歳から3歳児を定員10人まで受け入れていますが、この5園における近年の短時間就労枠の入園状況についてお知らせください。

また、通常の認可保育園に申し込んだ方の中で、就労時間が短い方の入園状況についても、0歳から5歳の年齢別にお知らせください。

○福島子ども未来部長 近年の短時間就労枠の入園状況でございますが、平成28年度は90%、平成29年度は81%、平成30年度は82%でございます。

次に、就労時間が短時間の方で、通常の認可保育園に入園した方の4月の一次の数でございますが、0歳児が48人、1歳児が42人、2歳児が58人、3歳児が69人、4歳児が11人、5歳児が2人でございます。全体の入園者数の約1割弱の状況でございます。

○塚本委員 ありがとうございます。いわゆるフルタイムでない0歳から2歳児は、認可保育園に入園がなかなか難しいというような状況が今の答弁からありましたけれども、5園の短時間就労枠が一方ではあいているという理由について伺いたいと思います。

また、今後、保育所定員が拡大するにつれて、認可保育園の定員に余裕が出てくることも予想されますが、その際、短時間就労の方の受け入れについて、どのような変化が想定されるのかお考えをお聞きしたいと思います。

○福島子ども未来部長 まず、5園の短時間就労枠があいている理由でございますけれども、少し遠くの短時間保育室よりも近くの認証あるいは認可外を利用する方がいらっしゃいます。また、短時間保育室に入っても、保育時間が長い標準時間を希望して転園する児童も増えているということが理由かと考えられます。

次に、今後の短時間就労の受け入れの変化でございますが、保育園の増設と年少人口の動向によっては、乳児クラスでも短時間の方が入園できる可能性が上がっていくのではないかと考えている次第でございます。

○塚本委員 今、短時間就労に向けての入園の状況を少し緩和というか、そういう方向かというようなご答弁もありましたけれども、一方で、私立の認可保育園については、短時間の方は、公定価格の関係から、なかなか入園しづらいというような考えもあるのではないかと私は考えているところでございます。

そういった中で、区立の認可保育園で何とか対応ということは、今後必要であるのではないかと考えております。品川区では、子どもの保護者が在宅で親族を介護している場合に、保育所等利用調整基準の基本指数に8点から17点加算して、ダブルケアなどに一定の配慮をしておりますけれども、大阪府堺市では、保護者が同居の親族を介護している時間を就労している時間と同等と捉えて、例えば介護に月160時間費やしていれば、月160時間就労と同等に基本指数20点を加算しております。介護な

どの理由によりフルタイムで働けない事情がある家庭の保育の必要性について、区はどのように考えているか伺います。

また、区立認可保育園においては、堺市のように就労と介護を同等に捉える保育所等利用基準など、介護を必要とする家庭の事情に一層寄り添った入園審査の考え方について見解を伺います。

○福島子ども未来部長 介護などの理由によりましてフルタイムで働けない世帯に対する保育の必要性でございますが、区では、各世帯の主な要件で審査を行っておりますが、介護と就労の2つの要件があると認められる場合は、それぞれの事情を考慮しまして入園審査を行っております。保育の必要性を適切に捉えた審査を行っていきたくと考えております。

次に、就労と介護を同時に捉えた利用基準でございますが、現在、介護要件としては、8点から17点の範囲で点数をつけていますが、常勤と同様に、日中8時間以上、週40時間以上の介護を行っている場合などにつきましては、常勤と同等の指数に見直していきたくというふうに考えております。

○塚本委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、小中学生とスマートフォン、SNSの利用について伺います。

最近、スマホで撮影した不適切な動画をSNSにアップし問題となる行動が多くなっています。いまやSNSは身近なコミュニケーション手段として定着し、世界中の誰とでも同時につながる事ができる大きな影響力も持っていて、使い方次第で大きなメリットとデメリットが生じます。軽い気持ちでSNSにアップした動画が拡散され、あとから後悔して削除してもSNS上から全てを削除することはできず、永遠に残り続けるというデジタルタトゥーという怖さがあります。私はこれまで小中学生がSNSを正しく利用し、犯罪等に巻き込まれないようにとの思いから議会で取り上げてまいりました。区も携帯電話しながらワアクションなどを通して、児童生徒、保護者への指導啓発に努めております。

昨年、第2回定例会での区の答弁では、区内で携帯、スマートフォンの所持率は、6年生が約60%、9年生が約90%とありました。また、保護者からは、災害時の連絡手段などのため、学校登校時にスマホを持たせたいとの声があり、文科省も先月、学校への携帯、スマホの持ち込み原則禁止を見直す考えを示しました。

中学生においては、皆がSNSを利用するといつてよい状況において、SNSとの付き合い方、児童生徒に教えることは大変に重要と考へます。SNS利用については、SNSの仕組みを正しく理解し、デジタルタトゥーなどの危険、あるいは依存症にならないようにすることなどを教へていくことが大切と考へますが、区としての児童生徒に対する指導への見解について伺ひます。

また、学校へのスマホ等の持ち込み原則禁止の考へ方についてもお聞かせください。

○本城教育次長 まず、学校におけるSNSの指導についてでございますが、学校におきましては、市民科の教科書を使いまして、インターネットにおけるルールやマナーについて、SNSトラブルも含めまして、具体的対処法を考へ話し合う学習を実施しているところでございます。

また、警察署や民間団体の協力も得まして、サイバー犯罪を含めて、ネットやSNSに関する危険から身を守るためのセーフティ教室を各校で実施しているところでございます。

それから、区としては、各校の生活指導主任や警察少年係等、関係機関による生活指導主任会を毎月実施しまして、SNSトラブルに関する情報共有を行っているところでございます。

また、区の青少年健全育成協議会におきましては、携帯電話しながらワアクションとしてスマホのルールについて協議がなされているところでございます。

それから、情報教育担当者を対象に、情報モラル研修会を実施し、SNSに対する学校ルールの明確

化と、家庭ルールについて周知徹底を図っているところでございます。

それから、スマホの学校への持ち込みに関してでございますが、まず小学生につきましては、まもるっちを全児童が携帯しておりますので、本区におきましては、個人所有のスマホを学校に持ち込む必要性はないものでございます。中学生の場合でございますが、家庭におきまして、ルールについて話し合っ、さまざまなデメリットなども検討した結果といたしまして、スマホを持たせない家庭もある現況でございますので、スマホの学校への持ち込みについては、現時点におきましては、持ち込みが必要であるとの考えは持っているものではございません。

○塚本委員 最後に、災害時、緊急時に連絡手段を確保したいという中学生の保護者の声にどのようにこたえるのか、今般の社会情勢を鑑み、区としてまもるっちを中学生が持つことへの考えを伺います。

○本城教育次長 まず、まもるっちの貸与の関係におきましては、教育委員会といたしましても、所管課とさまざまな観点から研究していきたいと考えているところでございます。

それとともに、教育委員会といたしましては、例えば震災発生時に携帯機器の発信規制なども予想されるところでございますので、災害時伝言ダイヤルの活用ですとか、非常時における家族の集合場所など、有事の行動について日ごろから家庭で話し合っていくことが大切であると考えております。そのような観点から、しっかりと学校あるいは教育委員会として伝えていくことが大切であると考えているものでございます。

○たけうち委員長 以上で、塚本よしひろ委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時15分休憩

○午後1時20分再開

○たけうち委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。中塚亮副委員長。

○中塚副委員長 日本共産党を代表し、総括質問を行います。前半は、私、中塚亮が、後半は、鈴木ひろ子委員が行います。

私からは、羽田新飛行ルート計画の撤回へ品川区の反対表明を強く求め、3点伺います。1点目は、反対表明。2点目は、区民世論。3点目は、住民投票の実施です。よろしく願いいたします。

1点目の反対表明です。

品川を時速300kmのスピードで飛行機が東京タワーよりも低く通過する羽田新飛行ルート計画が発表され、実施とされる2020年まで、あと1年です。住民生活に被害を及ぼす計画の撤回には、品川区の反対表明が必要で、今年はいよいよその最終局面です。ところが、繰り返し反対表明を求めても、区は応じません。それどころか、濱野区長は、タウンミーティングで、国策として甘受すると発言。区長選挙の直後には、濱野区長は、一品川区として反対できないと発言。そしてこの区長発言を区議会で問うと、区長は答弁を拒み、かわりに部長が容認はしていないと弁明。このようなごまかしは通用しません。

改めて、まず濱野区長は、一度でも国交省に計画中止、撤回を求めたことはあるのか伺います。

そして、この計画になぜ反対しないのか伺います。

○中村都市環境部長 まず、反対ということにつきまして、これは区としましては、現在、国から騒音や落下物の対応について示されておりますけれども、具体性について十分ではないと考えているとこ

ろでございます。また、実効性もまだまだ不明確でございます。また、区民に対しての説明も十分ではないと考えているところでございます。羽田空港の新飛行経路は、区民の安全安心が最優先であり、国に対しさらなる具体的な提案策を求めていく必要があると考えているところでございます。

したがいまして、区としては、国に対して、現段階におきましては、さらなる対策を求めるところでございます。

○中塚副委員長 私が伺ったのは、濱野区長は一度でも国土交通省に計画の中止、撤回を求めたことがあるのかなのかです。そして、なぜこの計画に反対できないのか、改めて伺います。

○中村都市環境部長 これまで国とさまざまな協議、やりとりをする中では、国に対して、騒音や落下物などの環境影響に対する可能な限りの低減策について、具体的に示し、そして区民に丁寧に説明するよう求めることを繰り返して国交省に対して念押ししているものでございます。

○中塚副委員長 結局今の答弁は、区長が国に対して反対を一度も求めたことがないと認めるものだと思います。私が伺っているのは、区が国に求めていることではなく、区が求めている対応が未達成なままで飛行機が飛ぶその日を迎えてしまうのか、それともいつ反対表明をするのか伺います。あわせて、そもそも飛行機が飛ぶ前に、品川区は計画についての賛否を表明する用意があるのか、考えがあるのか伺います。

○中村都市環境部長 現在、国に対して対応を求めている段階におきましては、それを引き続き強く求めていくことが必要と考えております。

また、計画の中止というところを国に求めるというところにおきましても、やはりまず現在におきましては、国も説明会を開催しているという最中でございます。そうした国の取り組みに対して、まずは耳を傾け、そして説明を受け、区として国に意見を伝え、また、区民の意見もよく聞いてもらい、そして国として判断をしていくというべきものと考えております。

○中塚副委員長 全然答弁が不誠実だと思います。私が伺っているのは、区が国に求めている対応が未達成なまま飛行機が飛ぶその日を迎えてしまうのか、それとも、いつ反対表明を行うのか、そして、そもそも飛行機が飛ぶその前までに、品川区は計画の賛否についての態度を表明する考えがあるのか、しっかりご答弁ください。

○中村都市環境部長 先ほども申し上げましたけれども、国は現在、まだ区民、地域に対して説明を行っている最中というところでございます。そういった中では、まずは国の対応策をよく聞く必要性があると考えております。

○中塚副委員長 実施まであと1年なのです。そのような悠長なことを言っているのでしょうか。この計画の危険性を区がどう考えているのか改めて伺いたいと思います。どのような対策をしても、騒音や事故の危険性はゼロにならないことは国土交通省も認めています。品川区民にどのような危険がある計画なのか伺います。また、住民の知りたいことの1つに、もう決まってしまったのかという問題があります。そこで、もう決まってしまったことなのか、計画の決定とは、いつどのように決められるのかあわせて伺います。

○中村都市環境部長 まず、区民生活に対する影響についてですけれども、国からは、新飛行経路案において予測される影響を環境影響という言葉でオープンハウス説明会、また、教室型説明会におきまして、騒音、落下物を主とした説明が行われているところでございます。

したがいまして、反対ということにつきましては、まだまだ具体性や実効性において区として不十分であると捉えていることを国に伝え、しっかり検討し、説明するよう求めているところでございます。

また、この計画の決定につきましては、国からは計画はまだ案であるということを確認しております。また、今後の予定については、国に対して求めておりますが、まだ示されていないところでございます。

○中塚副委員長 区民生活にどのような被害があるのか、この深刻さを品川区は全然わかっていないと思います。学校や保育園などは防音対策が実施されますが、これは区民生活への影響を国も認めるものです。この計画をよく考えていただきたい。低空を巨大な飛行機が飛ぶ下で住民は生活を強いられるのです。高齢者や病気を患っている方、介護が必要な方など、生活が騒音と落下物の危険にさらされるのです。このような危険な計画に対して中止を求めなくてどうするのでしょうか。騒音と落下物の危険の下で保育園の子どもたちは園庭や公園で過ごさせることができますか。マンションの価格も騒音が日常が襲う物件を今までと同じ価格で買いたいと思う人がどれだけいるのでしょうか。事故が起きたり、被害が起きてからでは遅いのです。落下物が住民に当たったら、その住民はどうなると思いますか。私は命の危険にさらす計画だと思いますが、いかがでしょうか。また、理解を得るよう説明を求めますが、私は住民の命と暮らしを危険にさらす計画だと十分理解しています。だからこそ撤回しかないと思っております。落下物が住民に当たったら、この騒音が住民に日々さらされたら、その住民はどうなるのか、区の見解を伺います。

○中村都市環境部長 区民の皆さんからのご意見につきましては、さまざまあることは承知しております。区からもしっかり国に声を届けるとともに、説明会においてもさまざまなご意見を国が直接聞いていることも確認しております。区といたしましても、国の騒音や落下物等の対策について、より一層の丁寧な説明の必要性を感じており、引き続き、国にさらなる取り組みを求めていくというところでございます。

また、落下物につきましては、国はあってはならないこととして、検査体制の強化策を示しております。落下については予見せず未然防止に引き続き全力で取り組むとしております。区としては、さらなる対策と実効性の担保について求めているところでございます。

また、騒音の影響につきましては、従来、法制度の下でも対策が必要な地域にならないとしておりましたけれども、区も国と協議を重ねる中、対象は限られますけれども、建物調査を行うとしております。

○中塚副委員長 落下物は、どこに落ちるかわからないから危険なのです。今、予見しないとご答弁がありました。考えるべきことだと思います。私が伺ったのは、その落下物が住民に当たったら、その人はどうなるのか、この騒音に住民が日々さらされたら、その生活と健康はどうなるのか、しっかりとお答えください。

○中村都市環境部長 この落下物の対策につきましては、国は総合パッケージといたしまして、航空機の検査の強化、そういったものを挙げております。これは外国の航空機に対しても検査項目をしっかりと守ってもらうように規制をかけるものでございます。また、こうしたものの実効性の担保といたしまして、国は駐機中の抜き打ち検査を行うなどで担保を確保していくというところでございます。

ただ、区もこれで十分とは考えておりませんので、引き続き、国に対して対応策を求めるものでございます。

○中塚副委員長 答弁がかみ合っていないのです。私が伺ったのは、この落下物が住民に当たったらどうなるのか、騒音に住民が日々さらされたら、その住民の生活や健康がどうなるか、区はどう考えているのかしっかりとお答えください。

○中村都市環境部長 落下物の影響につきましては、国では被害を予見せずという回答でございます。ただ、区といたしましても、やはり区民に対する安全の確保は大事なことで考えております。国からは、

落下した際の保険制度等を示されておりますけれども、落下する前の未然の予防策が大事だというふうに考えてございます。そういったところで、航空機の飛行前の検査を国は強化するとしておりますけれども、これでは不十分と考えていることは先ほど申したとおりでございます。

○中塚副委員長 落下物は予見せず、それでは住民の命と暮らしは守れないのです。落下物が人に当たれば命の危険にさらすものです。騒音も日々の生活を壊し、健康も害するものです。取り返しがつかないことだから多くの住民は反対しているのです。しかし、どのような対策を講じても、騒音や事故はゼロにはなりません。事故をゼロにするには、今までどおり羽田空港を現在の海上ルートを使用する、羽田新飛行ルート計画撤回が唯一の対策です。品川区はそう考えないのか伺います。

○中村都市環境部長 区も落下物等の事故はあってはならないということで、国に対してゼロに対する取り組みを求めているところでございます。国としましては、現在、検討する中で、検査体制の強化などを掲げておりますけれども、引き続き、さらなる取り組みについて求めているところでございます。こういった落下物に対する1つ1つの取り組みが、落下物をゼロにするという取り組みにつながるものであると考えております。

○中塚副委員長 あってはならない、ゼロを求めていると言いますが、危険やリスクをゼロにするには、羽田新飛行ルート計画撤回が唯一の対策だとなぜ思わないのか、改めて伺います。

○中村都市環境部長 国は、今回の新飛行経路案を進めるに当たりまして、地域の皆様の理解を深めていただくことは非常に大事だというところで、現在、説明会を行っているところでございます。これまでオープンハウス型説明会、また区の求めに応じて教室型説明会も実現してまいりました。国としては、こうした説明会に前向きに取り組んでいるという、そういった姿勢は区としては評価しているところでございますけれども、ただ、まだ品川区区内において説明会が残っておりますので、引き続き、品川区全域において国からの説明が行われるように求めている段階であり、現在におきましては、説明を求めるということが一番大事だと考えてございます。

○中塚副委員長 話をごまかさないでいただきたい。説明会を行っているかどうかを聞いているのではなく、計画の撤回がなぜ唯一の対策だと思わないのか、改めて伺います。

○中村都市環境部長 現在、国では対応策をいろいろと考えているというところで提案があるところでございます。これは環境影響に対する配慮というところで、騒音、落下物、こういったものの取り組みでございまして、騒音に対しましては、現在、区内の公共施設に準ずる建物に対しての調査なども行うとしております。まだこういった国の取り組みが途中であるという段階におきましては、より一層詳しい説明を受けるというところが一番大事だというふうに考えているところでございます。

○中塚副委員長 先ほどから途中の段階と言いますが、実施まであと1年しか残っておりません。まさに最終局面です。品川区がこうした態度では、国は地元の理解が得られたと判断し、計画実施が強行されてしまいます。こうした濱野区長の姿勢は、区民生活を守る意思は全くなく、結局は計画を受け入れるものです。各地で開かれた住民説明会では、騒音、落下物、墜落事故、不動産価格の低下と、区民の不安や怒りの声が上がっております。品川区は、この区民の不安や怒りをどう理解しているのでしょうか。住民からは、どのような声が上がっているのか伺います。そして、どのような被害を与える計画だと住民は思っているのか、区の見解を伺います。

○中村都市環境部長 現在、オープンハウス型説明会、また教室型説明会を開催しているところでございますけれども、これを見たところ、やはり説明会の中では、国に対して多くの質問がなされております。区としましては、まだまだ国の丁寧な説明が必要であるという見解でございます。

○中塚副委員長　先ほどからちゃんと聞いているのですけれども、どのような被害を与える計画だと住民は思っているのか、どのようなことに起こっているのか、ちゃんと教えてください。

○中村都市環境部長　区民に対する影響につきましては、これまで説明会で国が申し上げたとおり、騒音、落下物を主とした環境影響についてでございます。こうしたところを国が提案策を考え、今、説明を行っているという現状でございます。

○中塚副委員長　騒音、落下物、環境影響などと述べますけれども、各地で行われている住民説明会は、区が話すような、そのような淡々とした話では決してありません。どこでも怒りの声が上がっております。ご紹介します。納得できない、反対とはっきり申し上げたい。国交省はのらりくらりと論点をすり替える。マスコミを排除するのは国交省によって都合が悪いからではないか。参加者はむしろマスコミに報道してほしい。目が不自由な方は音を頼りに歩いているが、飛行機の騒音で歩けなくなる。騒音は屋外では防ぐことはできない。学校の校庭や保育園の園庭、公園はどうなるのか。アパート経営で生活しているが、うるさいと思ったら出ていってしまう。経営をどうしてくれるのか。試験飛行をやってほしい。やらないのは、騒音が大きくなるからではないか。お上の決め事に文句があるのかということだと、さまざま怒りの声が上がっていることを部長はご存じではないでしょうか。区はなぜ区民がこのような怒っていると思うのか、改めて伺います。そして、区民はどのような被害に対して怒っているのか伺います。そして、この飛行機から落下物が落ちたら、飛行機そのものが墜落したらどうなるのか、騒音によって区民生活がどのような被害があるのか、改めて伺います。

○中村都市環境部長　区民からのご意見につきましては、先ほども申し上げましたが、さまざまあることは承知しております。区からもしっかり国に声を届けるとともに、説明会においてさまざまなご意見を国が直接聞いていることも確認しております。区としましては、騒音や落下物の対策につきまして、より一層丁寧な説明が必要と感じているところでございます。引き続き、国に対してはさらなる取り組みを求めていくべきというふうに考えてございます。

落下物につきましても、国はあってはならないこととして、検査体制の強化策を示しているところでございます。また、先ほども申し上げました落下物については予見せず未然防止に引き続き全力で取り組むというところで、区としてはこういった国のさらなる対策を強く求めるものでございます。

○中塚副委員長　さまざまな声とか、説明を求めるとか、落下物は予見せず、そのようなことでは住民の暮らしは全く守れません。もはや品川区は住民の気持ちも被害も他人事だと思います。住民説明会の当日には、さまざまな会派の議員も参加しておりますので、住民の怒りが沸騰している状況は目の当たりにしたと思います。しかし、品川区は住民の気持ちを全くわかっていない。そこで部長も、濱野区長も、住民説明会に参加して住民の生の声を、当日の状況を把握してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

そして国は、住民の理解を得ながら進めていくと話し、その理解の基準について国と関係自治体との協議で決めると話します。品川区が反対表明しなければ、理解が得られたと国は判断してしまいます。区が反対しなければ、国は理解が得られたと判断するとは思わないのか伺います。

○中村都市環境部長　説明会の出席につきましては、状況について常に情報共有を図っているところでございます。

それから、理解についてですけれども、区として国に対しさらなる環境影響への対応策や情報提供、また区民への丁寧な説明を求めるといった区としての考え方を明確に国に対して示しております。区の理解が得られたということにはならないというふうに考えております。

○中塚副委員長 説明会ですけれども、情報共有しているとおっしゃいますが、先ほどからの答弁では、全く住民の気持ちも、またその姿も示されておられません。説明会ですが、改めて部長も、濱野区長も出席をすべきだと思いますが、改めて伺います。

そして、品川区が反対表明しなければ、国は理解が得られたと判断するとなぜ思わないのでしょうか。相手は安倍政権です。沖縄のように繰り返し明確に辺野古基地建設反対を表明しても無視する政権です。そのような政権に対して反対すら表明しないで、なおのこと国は理解が得られたと判断する、なぜそうは思わないのか改めて伺います。

○中村都市環境部長 説明会につきましては、開催後に、どのような意見が出たのか、またそれについての回答がどのようなだったのか、こういったものについては関係部署の情報共有が図られているというところでございます。

また、理解につきましては、国としては、まだ理解を得たという段階ではないというふうにも明言をしております。また、区といたしましても、現在、国に対して、その考えを明確に示しております。それは現在さらなる環境影響への可能な限りの低減策を具体的に示し、そして説明をするというところでございます。

○中塚副委員長 結局、説明会への参加も、計画への反対も拒む、そして今日の答弁も、国交省と同じように、質問に正面から答えようとしていない。結局、この点でも品川区は計画容認だということですから。これではいよいよ1年後に計画が実施されてしまう。大事なことは、沖縄県民のように諦めないことが撤回への道です。国策に従い、計画容認の品川区に、区民の怒りはさらに広がると思います。

次に、2点目の区民世論について伺いたいと思います。

ずばり低空飛行計画の区民世論は、反対が多いのか、賛成が多いのか、区の見解を伺います。

○中村都市環境部長 現在、説明会が開催されましても、国に対し多くの質問が出されております。区としましては、まだまだ国の丁寧な説明が区民の皆さんに対して必要であるという見解でございます。

○中塚副委員長 丁寧な説明が必要かどうかを聞いているのではなく、この計画に住民は反対が多いのか、賛成が多いのか、どちらが多いのかと、その点を伺っております。国も地元の理解を得ながらと何度も述べています。だからこそ、反対、賛成、どちらの区民が多いと品川区が思っているのが重要なのです。共産党が集めた2,300通を超えるアンケートでも、反対が多数です。説明会でも参加者の多数が反対です。私も計画反対です。区は、賛成、反対、どちらの区民が多いと思うのか、改めて伺います。

○中村都市環境部長 区でも地域の皆さんから国に対する意見として、説明会をもっと開催してほしいという声がございます。まだまだ国として地域の皆さんへ理解を深めてもらう取り組みが不十分であると考えております。まずは十分な説明を経た後に、国が考える、あるいは判断すべきというふうに考えております。

○中塚副委員長 国が判断するかどうかを聞いているのではなく、区がどう思うのかを聞いているのです。反対している区民が多いという事実すら、なぜ認めようとしらないのか伺います。

○中村都市環境部長 区としまして、さまざまな意見があることを承知しております。1つ1つの意見が尊重されるべきであり、しっかりと国に届ける中で、区として国に対してさらなる環境影響の低減に向けた方策と、検討の説明を求めるものでございます。

○中塚副委員長 区がどう思うかを聞いているのです。反対している区民が多いという事実すら、なぜ認めようとしらないのですか。今日ここにもたくさんの議員がいますが、少なからずこの計画に対して

区民の多くは反対していると誰もが実感するところです。品川区は反対している区民が多いという事実をなぜそのように頑なに認めようとししないのか、改めて伺います。

○中村都市環境部長 新飛行経路は国が進めているものでございまして、現在、国が地域において説明を行っているということでございます。したがって、地域の理解あるいは区民のご意思につきましては、説明を行っている国が確認するべきであるというふうに考えてございます。

○中塚副委員長 国が確認すべきことではなく、区がどう思うのかと聞いていることに答えられない。結局、反対している区民が多いという事実すら認めないとは、ここでも結局は羽田新ルート計画を進める国を手助けするものだと思います。品川区は、国ではなく、区民の生活こそ守るべきだと思います。最後に、区民投票の実施について伺います。

品川区は、国と協議して地元の理解が得られたと判断されたら、いよいよ実施されてしまいます。このような重大な決定に区民参加が位置づけられていないとは、民主主義に照らして大問題です。本会議で区民投票の実施を求めましたが、区は区民の理解を深め、それを確認していくのは計画事業主である国が行うものと答弁しました。これは住民投票は国が実施すべきことという意味か伺います。

私は、大井第一小学校の教室型説明会に参加いたしました。参加者から住民投票実施の提案に対し、国交省は、より多くの方に理解していただくことが重要と、住民投票の実施の考えを示されませんでした。国はなぜ住民投票を拒んでいるのか伺います。

そして、国が拒むなら、品川区が実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 こうした投票につきましては、国もご意見に対してより多くの方々に理解していただくことが重要としております。そして、引き続き、丁寧な説明をしていくとしております。区もまた国の丁寧な説明により、計画内容をより多くの方に知っていただきまして、国に対しさらなる検討を求めるというものでございます。

○中塚副委員長 だんだん部長の声も小さくなってきてはすけれども、理解が重要とか、多くの方に知ってもらおうとかではなく、私が聞いたのは、国に住民投票を実施する考えがあるのか、区は国に求めているのか、ないのだったら、区独自に実施する考えはないのかということです。お答えください。

○中村都市環境部長 そういったご意見につきましては、国にしっかりと届けているというところがございます。

また、投票というご意見に対して、より多くの方々に理解していただくことが重要として、国は地域に対して説明を行い、意見を聞くと言っているところがございます。区もまた同じ考えで、意見を聞くのは国の責任であるという考えのもと、引き続き、説明を求めていかなければいけないと考えております。

○中塚副委員長 その声を届けているといっても、では、その声は賛成が多いのですか、反対が多いのですか、どの声を届けているのですか。ちゃんと教えてください。

○中村都市環境部長 区民の皆さんからいただくご意見につきましては、単に賛成、反対といったご意見ではなく、騒音影響に対する不安があるというような理由を添えてご意見をいただくというものでございます。そういった区民の方のご意思と、そしてその理由を国へ事細かく伝えているところがございます。

○中塚副委員長 声を細かく伝えているといっても、結局、反対している住民が多いということを伝えていないということが明らかになったと思います。濱野区長が秘密裏に国に容認を伝えていた事実は、既に公開された資料でも明らかです。今日の質疑でも、羽田新ルート計画に品川区はどこまでも反対せ

ず、それだけでなく、区民の多くが反対している事実すら認めない、区民投票も拒む、このような区長の姿勢は区民は許さないとします。だからこそ、いよいよ私たち品川区議会が国への反対表明、さらには区民投票の実施など、区民の期待にこたえるため、議決機関である品川区議会独自の役割が今こそ求められていると思います。羽田新ルート計画撤回へ、この1点で多くの政党、幅広い住民の皆さんと一緒に力を合わせることを呼びかけて、私、中塚亮の総括質問を終わります。

○たけうち委員長 以上で、中塚亮副委員長の質疑を終わります。

次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 引き続きまして、日本共産党の総括質疑を行います。私からは、国保の問題と、特別養護老人ホームの増設を求めて伺います。

まず、国保についてです。

国保料が高過ぎて払えない、何とかしてくれ、多くの区民から悲鳴が上がっています。国保料の引き下げと、子どもの国保料無料化を求めて質問いたします。

まず、国保料が所得に占める割合が高く負担が重いことは、国保の構造から来る問題だと言われております。改めて国保の構造的な問題とは何かお答えいただきたいと思います。

そして、構造的な問題は解決が必要だと考えているのか、解決が必要だと考えているのであれば、どう解決をしていくのか伺います。

○福内健康推進部長 国民健康保険制度は、協会健保などの被用者保険に比べて加入者の年齢構成が高く医療費水準が高くなる一方、無職や非正規雇用の労働者など所得水準が低い方の加入者が多い構造的な問題がございます。したがって、特に所得の低い方にとっては保険料負担が重くなる傾向がございます。構造的な問題を含め、増大する医療費等が背景にあり、国民皆保険を将来にわたって堅持していくために、今回の法制度改革がされております。

区といたしましては、財源の確保について、引き続き、特別区長会、全国市長会を通じて、国や都に対して要望をしております。

○鈴木（ひ）委員 加入者の所得が低いのに保険料が一番高い。これが国も区も認める国保の構造問題です。この構造的な問題をどう解決していくのか、これを伺いました。この答弁がありませんので、ぜひお願いしたいと思います。

この構造問題に対して、安倍自公政権がやったことは、都道府県化によって国保への税金投入を削減し、その分をさらに保険料値上げをするという真逆の対応でした。これでは国保は維持できるどころか破綻をします。国民皆保険制度が根底から崩されます。そこで質問をいたします。

経年的に見て、国保料がどれだけ値上げされてきたか伺います。40代夫婦、子ども2人、4人世帯の場合、さまざまな制度改革の前の平成21年度と、新年度、平成31年度の保険料が幾らかお答えください。給与所得300万円と500万円、それぞれお願いいたします。

先ほどの答弁もあわせてお願いします。

○福内健康推進部長 構造的な問題につきまして、区としてできること、やること、どう解決していくのかというご質問ですけれども、こちらにつきましては、財源の確保を国や都に対して引き続き要望していくということでございます。

次に、経年的に見てどれだけ上がったかということですが、年収300万円の場合、平成21年度は17万9,829円で、平成31年度は36万6,900円でございます。また、年収500万円の場合、平成21年度は32万8,505円であり、平成31年度は58万4,300円で

ございます。

○鈴木（ひ）委員 今回の値上げの数字、皆さん、驚かれたのではないのでしょうか。年収300万円の方は18万円から36万7,000円に、2倍以上です。年収500万円の方も約2倍です。10年間で2倍です。とてつもない値上げをされてきたのが国保です。今や国保はどの医療保険よりも突出して高い保険料になっています。同じ所得で中小企業の方の入っている協会健保の2倍もの高さ、これが国保です。同じ収入、世帯構成なのに、加入する保険によって2倍もの負担を強いられる、これはまさに異常事態です。この格差はなくすべきではないのでしょうか。そして、日本共産党は、全国知事会も求めています1兆円の公費投入で、時代錯誤の人頭税ともいえる均等割の廃止をすべきと、そうすることで協会健保並みに引き下げられると提案を行っているところです。

なぜこれほどまでに保険料が値上げされてきたか。今、部長答弁でも公費の投入が必要だと言いました。しかし、この間、行われてきたのは、安倍自公政権が進めてきた都道府県化によって品川区も出してきた、自治体が出してきた国保への税金投入、公費投入、法定外繰入をなくして、その分を国保料の値上げにする、こういう真逆の対策だったわけです。そのためにとてつもない値上げとなりました。

改めて伺います。品川区が国保に出してきた税金、法定外の繰入、これをどれだけ削減してきたのか伺います。平成22年度から平成30年度まで、各年度の決算ベースでの法定外繰入額をお答えください。

○福内健康推進部長 法定外繰入金の決算ベースでございます。平成22年度は35億9,000万円、平成23年度は29億1,000万円、平成24年度は25億9,000万円、平成25年度が22億4,000万円、平成26年度が21億6,000万円、平成27年度は18億6,000万円、平成28年度が15億2,000万円、平成29年度は5億9,000万円、平成30年度は3億3,000万円でございます。

○鈴木（ひ）委員 今改めてお答えいただきました。このパネルをご覧くださいと思います。公費投入が必要だと言いながら、公費投入がどれだけ削減されてきたか。このグラフを見ていただければ一目瞭然ではないでしょうか。もし平成22年度の法定外繰入額をそのまま継続したとすれば、8年間でどれだけになっていくか。8年間で削減された税金投入の合計額は、145.2億円に上ります。この間、国保料の負担軽減のために投入されてきた税金が、なんと145億円も削減されたのです。これが品川区の基金に積み増しされ、そして1,000億円の基金になっているのだと思います。まさに医療、福祉を削ってため込んだ基金の典型がここにあらわれているのだと思います。平成22年度には約36億円出されておりました。ここです。それが今年度は3.3億円です。実に10分の1以下に削減されました。年間ベースで32億6,000万円も削減されたわけです。そのために反比例で保険料が値上がり続けてきた、これが国保の実態です。

その結果、国保料が高過ぎて払えない、この人をつくり出して、貧困で払えない人から容赦ない取り立てを行っていく。そして、最低生活費まで差し押さえるというやり方を行ってきたのが安倍自公政権であり、品川区です。これを一緒になって進めてきた自民党、公明党など与党の責任も重大です。平成22年度並みに法定外繰入を行えば、国保料を1人平均4万円引き下げることができます。法定外繰入の判断をするのは自治体です。法定外繰入の税金投入を平成22年度並みに戻して、国保料1人当たり4万円の引き下げを求めます。いかがでしょうか。

続いて、品川区がすぐにでもできること、それは子どもの国保料無料化についてです。子どもの国保料無料化について、何点かお伺いいたします。

赤ちゃんが産まれたと同時に国保料がとられます。子ども1人5万2,200円、2人いれば10万4,400円、3人の子どもがいれば15万6,600円です。収入のない子どもから保険料をとるのは国民健康保険だけです。この制度は不公平だとは思わないのか伺います。

そして、18歳以下の子ども的人数はこの品川区で何人か。また、18歳以下の子どもの無料化に必要な額は幾らかかるのか。そして、品川区が子どもの国保料均等割を無料化を国に求めておりますけれども、その求めている理由は一体どういう理由で求めているのかも伺います。

そして、品川区はこの間、独自に無料化しない理由を公平性の観点からと答弁をしております。この公平性の観点とする理由をご説明いただきたいと思います。品川区独自に子どもの国保料を無料化すべきです。改めて求めますが、いかがでしょうか。

○福内健康推進部長 まず、法定外繰入の税金投入を戻して引き下げを求めるというようなことにつきましてですが、まず、法定外繰入金につきましては、国から決算補填目的の法定外繰入金を解消するよう求められております。また、特別区では、平成30年から6年間の解消計画を立てて、法定外繰入金を段階的に縮小する予定でございます。したがって、法定外繰入金をもとに戻すことにつきましては、国の方針や特別区の方向性と相違しております。

一方で、保険料は国民健康保険の財政運用を支える根幹でもございますので、先ほどもご答弁いたしましたように、財源確保につきましては、引き続き、国や都に要望してまいります。

次に、子どもの均等割についてでございます。まず、国民健康保険制度は、0歳から74歳までの方の中で、社会保険など他の保険に加入していない方や、生活保護の方を除く全ての方が対象となります。国民皆保険制度の相互扶助の考えに基づいた制度でございまして、私どもは、この制度に基づいて国民健康保険の業務を運営しているところでございます。

また、18歳以下の子ども的人数でございますが、平成30年度当初の算定では、約5,700人でございます。また、これらの子どもの無料化に必要な額につきましては、平成30年度は均等割は5万1,000円でございます。また、7割、5割、2割の均等割軽減を含めて試算をいたしますと、約2億円になります。

品川区は、子どもの均等割の無料化を国に求めてございますが、こちらにつきましては、多子世帯への支援など、子育て世帯の経済的負担を軽減するために要望しているものでございます。

区独自で無料化をしない理由につきましてでございますが、区独自の子どもの均等割無料化につきましては、その負担をさらに一般財源でまかなうこととなり、非常に困難と考えてございます。

○鈴木（ひ）委員 区が無料化しない理由を公平性の観点からと説明してはいますが、この理由を説明してくださいという答弁がありませんでしたので、改めてあとでお願いしたいと思いますけれども、この件、一般財源を使うということですが、子どもの国保料の無料化は、品川区がこれまで削減してきた国保の税金投入、年間32億円削減してきたわけですが、この16分の1で十分できることです。品川区がその気になればできることです。既に都内でも4自治体がやっております。改めてなぜできないのか、お金の問題なのか伺います。

そして公平性の観点ということですが、この理由は成り立ちません。税の再配分によって不公平を正すというのが税金のあり方ではないでしょうか。むしろ税金で不公平な子どもの国保料をなくすことが公平な税のあり方ではないのか伺います。

国保加入者は一部の人だから税金を使うのは公平ではないと述べておりますけれども、それが理由であれば、障害者も、子どもも、高齢者も、母子家庭も、生活保護も、あらゆる税金、全て全区民にかか

わるということはいえないのではないのでしょうか。子どもの国保料との違いを改めて説明をしていただきたいと思います。

そして、区も国に求めています。税金の使い方として、国と区の税金の使い方の考え方にどう違いがあるのかも伺います。

○福内健康推進部長 まず、区独自に無料化しない理由につきましては、その財源をさらに一般財源でまかなうこととなるということで難しいと考えております。

国民健康保険制度は、相互扶助の考えに基づいた制度でございます。加入者がお互いに支え合う社会保険の仕組みを基本としており、負担能力に応じた保険料を負担していただく、このような制度に基づいて運用しているものでございます。

子どもの均等割の軽減の措置につきましては、国民健康保険は全国統一の制度でございます。子どもにかかる均等割軽減措置を含め、その制度上の課題につきましては、国が責任を持って対応すべきものと考えてございます。

○鈴木（ひ）委員 私は公平性の観点から一般財源を使うのはふさわしくないという、そのことに対してお伺いいたしました。むしろ公平な税金のあり方として子どもの国保料を無料化すべきではないかと先ほど申し上げました。そのことについての答弁がありませんので、ぜひお願いします。

○福内健康推進部長 例えば、他の障害者などについての税金の投入などですけれども、それについては、それぞれが関係する法令に基づいて各制度は運用されております。国民健康保険制度は、国民健康保険法に基づいて運用されているものです。この中で先ほどの税の使い方、一般財源でまかなうことについては非常に困難というふうに考えているものでございます。

○鈴木（ひ）委員 今の答弁は、質問の答弁になっていないと思います。子どもの医療費の無料化も品川区から始めたわけです。それを考えたら、やらない理由にはなりません。改めて求めておきます。高過ぎる国保料は負担の限界を超えています。払えないために国保証を持ってない、具合が悪くても医療にかかれず命を落とす、このようなことがあってはなりません。命を守る国保へ、今こそ国保料は、値上げではなくて、法定外繰入を平成22年度並みに戻して大幅引き下げこそ必要です。さらに、わずか2億円でできる子どもの国保料の無料化を強く求めて次の質問に移ります。

次に、特養ホームの増設を求めて質問します。

今年2月締め切りの申請者数、年齢別、要介護度別、在宅・施設別人数をお聞かせください。

また、入所調整会議で入所者を決めるための点数のつけ方について、項目とそれぞれの点数、何点で入れるのか、昨年2月締め切りで9月までに入れた人は何点までの人が入れたのか、おおよそ入れる点数といわれる70点以下は何人いたのか伺います。

○永尾福祉部長 今年2月末締め切りの特養ホームの申請者数でございますけれども、総数が488人。年齢別人数が40代1人、50代4人、60代15人、70代81人、80代270人、90代109人、100歳以上8人となっております。要介護度別人数でございますけれども、要介護1が4人、要介護2が16人、要介護3が199人、要介護4が180人、要介護5が89人となっております。また、在宅・施設別の人数でございますけれども、在宅が196人、施設が292人となっております。

また、特養ホームの入所調整基準についての点数のつけ方でございますけれども、年齢、要介護度、在宅介護期間、ケアマネジャーが丁寧に聞き取った上での介護者の状況等を点数化して、緊急性の観点から優先順位を決めております。要介護度につきましては、要介護3が15点、要介護4が25点、要

介護5が30点。年齢別でいきますと、75歳以上が5点、80歳以上が10点、85歳以上が15点、90歳以上が20点となっております。また、介護期間につきましては、6カ月から1年未満が5点、1年以上2年未満が10点、2年以上5年未満が15点、5年以上が20点というふうになっております。また介護の状況につきましては、介護者が老年だったり、また複数の人を介護してしていたり、就労中等々により点数を加点しているところがございます。

○たけうち委員長 70点以下、何点で入れるか。

○永尾福祉部長 入所の方の人数ですけれども、点数というのは今すぐ出てこないのですけれども、73人の方が入所調整の名簿から特養のほうに入っているという状況になっております。

○鈴木（ひ）委員 私が相談を受けた方は、47歳で突然脳梗塞で倒れ、入院中に再発作を起こし、両手足の麻痺、要介護5の全介助の寝たきりの方でした。両親はお父さんが88歳、お母さんが78歳で、ともに病気を抱えており、自宅介護は不可能、特養ホームに申し込み続けていますが、品川の基準では年齢が70歳以下の人は点数がつきません。どんなに重度で自宅介護が無理でも、品川区内の特養ホームに入ることはできません。やむを得ず、神奈川の有料老人ホームに入っていますが、月30万円もかかり、いつまで払い続けられるかわからない。高齢の両親が毎週2日間面会に行っていて励ましています。しかし、本人にとっても、ご両親にとっても、突然倒れたことをどう受けとめたいのか、それに加えてお金の心配をせざるを得ないのです。息子さんは生きていく意味がわからない、自分で車椅子に乗れたらな、そうしたら屋上に行って飛び下りたいと言われるそうです。でも、自分で死ぬこともできないのだと訴えるそうです。部長はこうした実態に胸が痛まないでしょうか。伺いたいと思います。その息子さんの思いを、その言葉を聞くご両親の思いを部長自身がどう想像し、どう受けとめるか伺いたいと思います。

そして、74歳以下は年齢の点数がつきません。それはなぜなのでしょう。介護で大変な状況を判断するのに年齢を基準とする理由を伺います。若くして突然倒れ、重度の方が在宅介護ができない場合、どのような方法があるのか伺います。

○永尾福祉部長 若くして突然倒れた、重度になったという方に関しては、本当に心が痛むと私としては感じているところです。そしてまた、それを相談を受けたケアマネジャーも同様な気持ちにはなっているかと思えます。その話をお聞きしながら、また病院での状況をお聞きしながら、そのまますぐに退院とかではなくて、医療の手立てがあるか、また、リハビリを経て回復期の病院に入れるのか、また、その後の生活をどうしたらいいのか、そういうことをきちんと真摯に受けとめて、ご家族の状態や本人のご希望なども話し合いながら決めているというところです。

具体的には、その後、例を出されました老人保健施設を探す場合もありますし、また、訪問リハというところも考えたりしているのが現状になっております。

75歳以上の方についての加点というような形で5点刻みで区としては点数をつけているところですが、やはり75歳以上になりますと、重度化や回復力の低下などが早いというところから、そういう観点からリスクが高まるということで加点をしているという制度になっております。

○鈴木（ひ）委員 私はこういう若い方が突然倒れた場合、どういう方法があるのかも伺いました。この方には区にも相談しましたが、提案するものがないと言われました。どうなるという見通しが全く立たないのです。結局、入所調整会議も振るい落とすためのやり方でしかないというふうに思います。改めて伺いたいと思います。

このパネルをご覧いただきたいと思います。今年2月締め切りに申し込んだ464人中、区内特養に

入れた方はわずか76人、16%しか入れません。84%、388人が入れない。50代、60代で入れた人はゼロ、70代で87人中たった1人、80代でも11.7%しか入れません。90代でも、100歳を超えても入れない。要介護5でも入れない。入所を待ちながら亡くなる方は半年間で52人にも上ります。これが現実です。特養ホームの絶対数が足りないことを部長は認められますでしょうか。お聞きします。

しかも、濱野区長が選挙戦の中で成果のトップに挙げたのが特養ホームと老健施設の整備率です。これは23区の中で最下位なのです。林試の森の分を入れても23区で最下位です。林試の森隣の増設後も特養ホームの増設が必要だと、こういう認識はあるのか伺います。

○永尾福祉部長 特養ホームの入所の件でございますけれども、実際に特養ホームに入所の申込者について数字を挙げていただいたのですけれども、その中には実際に、特に在宅で見ている方につきましては、実際に順番が来た場合に、お断りになるようなケースもあつたりいたします。そしてまた、ご本人が、例えばほかの有料老人ホームに入っていた場合に、その環境を変えたくないということで、ご家族としては特養に希望されていますけれども、ご本人のご希望でそのままというようなケースもあり、さまざまな場合がありますので、一概に人数だけの比較はちょっと難しいかなというふうに思っております。

そして、指標の件でございますけれども、特養の数でいきますと、確かに23区と比較すると品川区の数は少ないのではないかというふうには思っておりますけれども、ただ、それは1つの指標であり、参考にするべきものではありませんけれども、そのとり方によって順位は変わってくるものだと分析しているところです。

例えば、品川区の場合、平成26年から特養ホーム、施設を4施設開設しているところです。平成26年度以降の整備率の増加率は、これも指標にしてしまえば23区中4位という言い方ができてしまうし、またグループホームもそういう言い方をすると、23区中1位になってしまうのです。そうすると、そこで1位だったり、またビリだったり、また4位だったり、そういうことをもって品川区の福祉施策が進んでいるとか遅れているとかというのは、ちょっといきなりそういうふうにするのは危険かなというふうには感じているところです。

ただ、委員おっしゃるような、そういう視点も必要だというふうには考えておりますので、今後の高齢者の国の制度だったり、民間の動きだったり、あとは高齢者自身の需要数、そういうものも勘案しながら施設の整備を考えていきたいと思っております。

○鈴木（ひ）委員 私が言っているのは絶対数なのです。絶対数が足りないというのは、品川区が2000年から2010年までの10年間、1つもつくってこなかったのです。そのために、その後つくったケースは多いです。だけど、追いつかないのです。23区の中で最下位、これは絶対数として最下位なのです。このことはぜひ認めていただきたいと思えます。

そして、深刻な実態を部長もご覧になっていると思うのです。先ほど、断るケースというのもありましたけれども、では、断るケースが何人いたのか伺いたしたいと思います。

そして、これほど深刻な区民の実態を、区の職員の皆さんも部長も日々目の当たりにしていると思えます。それなのに、なぜ増設計画をつくらないのか、直ちに待機者ゼロへの増設計画をつくるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○永尾福祉部長 今現在つかんでいる数字ですけれども、平成30年4月から9月までの間で、区内の特養ホームを案内いたしましたけれども、入所を断った人数が58人いらっしゃいます。そして、そ

の理由としては、在宅を続けたいとか、あとは通院中、その他そういうような理由になっております。

そして、それ以外にお亡くなりになった方が65人いらっしゃいます。これはこの期間だけの数字ということになっております。

特養の待機者を少なくしてほしいというようなご要望でございますけれども、もちろん特養だけではなくて、在宅、また実際に今、どこかの施設に入居しても困っている方はたくさんいるのは承知しておりますので、そういう状況を見ながら、その方が安心して生活できるような施設のパターンはさまざまありますので、そういう施設を総合的に勘案しながら整備をしていきたいと考えております。

○鈴木(ひ)委員 今の数字を抜いても400人は深刻な状況にあるわけです。そして品川区にはお金もありますし、土地もあります。私は改めて第一日野小学校跡、そして荏原第四中学校跡、この契約や暫定活用法、それから東大井都営住宅跡など、特養ホームの増設計画を立てて増設すべきだと求めますけれども、いかがでしょうか。そして、その計画を直ちに立てるように求めます。そしてまた、林試の森隣の特養ホームもできる限りベッド数を増やすよう求めます。いかがでしょうか。

○中山企画部長 公有地等を活用した施設整備につきましては、さまざまな行政需要の中、地域特性等の諸条件を勘案して総合的に判断してまいりたいと考えております。

○鈴木(ひ)委員 ぜひとも土地もあります、お金もあります、この区民の切実な声にこたえていただきたいと思えます。若い方も高齢の方も、在宅での介護が限界という方は誰もが区内の特養ホームに希望すれば入ることができる。重度の介護が必要になっても、安心して品川に住み続けることができる。そして、年老いた家族も心配で夜も眠れないというつらさから開放されて、身近な地域で面会に行けるように、大変な区民の実態に心を寄せていただいて、待機者ゼロへ直ちに計画を立てて、500人分の特養ホームをつくるよう求めて質問を終わります。

○たけうち委員長 以上で、鈴木ひろ子委員の質疑を終わります。

次に、木村けんご委員。

○木村委員 国民民主党・無所属クラブの一員として、大倉委員とともに平成31年度予算総括質疑を行います。

まず最初に、非核平和都市品川宣言事業からお伺いいたします。

地球上の国と国、人と人が武器を持って、核兵器を持って、全てを破壊し、命を奪い合う戦争という最もおろかなことが終わりを告げてから今年で73年、この地球上から戦争という悲劇を二度と繰り返してはいけないと日本国民は強く感じているはずであります。非核平和都市とは、地方自治体が世界の恒久平和の実現を願って、核兵器や大量破壊兵器の廃絶、非核三原則の存置を求める立場を表明することです。日本は広島、長崎と二度の被曝を受けた世界で唯一の国、非核平和都市品川宣言とは、我が品川区は二度と戦争はしないと宣言し、今年で早くも35周年を迎えます。

お聞きいたします。全国で何らかの非核宣言をしている自治体は、ほぼ8割に当たる1,495自治体に及んでいます。なぜ日本政府は2017年7月に採択された核兵器禁止条約交渉に出席し賛成しなかったのでしょうか。この政府の行動に対し、非核平和都市として力強く宣言している本区のお考えをお聞かせください。

我々は、いかなる国であれ、いかなる理由であれ、核兵器の製造、配備、持ち込みを認めないと品川区民の皆さんに改めて宣言してほしいと思えますが、いかがでしょうか。

○榎本総務部長 品川区は、昭和60年3月26日に核兵器廃絶と恒久平和の取り組みを悲願して非核平和都市を宣言いたしました。区内に、また全世界帯に向けた発信を行っているところであります。区

では、平和意識の普及啓発のために、地域に根差した区独自の事業を実施しております。来年度は、宣言35周年を迎えることから、記念事業も含め、より一層の取り組みを進めてまいります。

核兵器禁止の条約につきましては、各国政府が、外交、安全保障の観点も含めまして、それぞれの判断のもとに国家としての意思表示などを行っているものであり、国と地方との役割分担の関係から、区としての見解を持ち合わせているものではございません。

それから次に、品川区としては、非核平和都市宣言を行って以降、区の実施する各種平和事業を通じまして、核兵器廃絶と恒久平和のための意識啓発を継続的に進めていると考えております。35周年記念事業への取り組みも含め、宣言の趣旨をより広く区内に届けてまいりたいと思っております。

○木村委員 ありがとうございます。ぜひお願いいたしたいと思います。

次に、人権啓発事業からの質問です。

人権とは、社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然持っている固有の権利とあります。人は人としてお互いを認め合う、国民相互の理解を認め合うことだと思います。しかし、いつごろからか、世間では、パワハラ、セクハラといった言葉が大変多く飛び交っております。そのような中でも人権問題として同和問題など、多くの人々を苦しめ、優越感に浸っている人間がいるということも事実であります。この問題は、人を差別し喜んでいるような大人になる前に、親が、また近所の大人たちが手本となり教えていくことが大事だと思いますけれども、行政としてのお考えをお聞かせください。

鉄は熱いうちに打てという言葉もあります。その言葉の意図するところは、皆さんもよくご存じでしょうけれども、人は柔軟性のある若いうちに鍛えることが大事。また、物事は時期を逃さないうちに実行しないと成功しにくいという教えといわれるように、これは我々大人たちにも責任があると思いますが、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思っております。

○榎本総務部長 品川区では、人権尊重都市品川宣言を平成5年に制定いたしました。その宣言の文書の中には、人間がつくり上げた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信するというふうにしております。そして啓発事業を継続しているところでございます。しかしながら、人間は忘れることも結構多いものでございます。大切なことは、何度でも学習し、しっかり体得するまで学んでいく必要があると考えております。

それから、宣言の趣旨が毎日の生活の中で実現されてこそ意味のあるものでございます。子どもたちにもしっかりと伝わるように、親子で参加できる啓発事業等も実施しているところでございます。

例えばでございますが、昨年行った性の多様性尊重の映画会につきましては、小学生以上の子どもが親子で参加いたしまして、性的マイノリティーについていろいろな受けとめをしたと考えております。家庭に帰ってから家族での話し合いを期待しているところでございます。

それから、子どもたちの人権に関するメッセージやポスター展も人権週間に開催いたしまして、関係者家族一同が多数来場しているところでございます。こういう作品を見ながら人権について感じ取り、大人が子どもを連れて一緒に参加していくという事業を続けていくことが必要だと考えております。

○木村委員 本区の青少年健全育成基本方針の考え方の中に、品川区の全ての青少年が健全な環境の中で生命の尊重を基盤としながら、将来にわたって心身ともに健やかで人間性豊かな大人として成長することです。また、未来に向かって希望を抱き、目標に向かって努力し続けるとともに、地域の一員として自覚を持ち、やがて社会の形成者となってくれることを望んでいますとあります。

お聞きいたします。先ほどの人権啓発事業で質問いたしました、まさに鉄は熱いうちに打てという言葉、青少年育成基本方針そのものと考えます。生命の尊重とは、青少年にどのように指導をしていくの

でしょうか。お聞かせください。

○たけうち委員長 青少年への人権の指導、どなたでしょうか。

○福島子ども未来部長 人権に関する青少年への指導ですけれども、子ども未来部だけではなく、学校等も含めさまざまな媒体を使って行っているところがございます。

○木村委員 どうもありがとうございました。

次に、地域スポーツ支援から伺います。

今の日本は世界でも類を見ないスピードで高齢社会へと突入したと言われていています。地域スポーツとは、子どもから高齢者に至るまで誰もが日常的にスポーツに親しむことができる環境を提供し、スポーツ活動による精神的充足感をもたらし、心身の健全な発達を促すとともに、健康長寿、人や地域の交流による地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしてきたと言っても決して過言ではないと思っています。

スポーツ庁においては、これまでスポーツ基本法に基づいて策定された第2期スポーツ基本計画では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は3人に2人、65%程度となることを政策目標に、ライフステージに応じたスポーツ参画の促進、地域コミュニティの中核となる総合型地域スポーツクラブの育成等の取り組みを進めてきました。スポーツ庁の世論調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は、平成28年度42.5%、平成29年度は51.5%となり、緩やかな上昇傾向にあります。年代別に見ると、20代から50代のビジネスパーソンの実施率が低く、70代以上は71.3%がスポーツを実施しているとお聞きしています。目標の65%を達成するためには、まずは20代から50代のスポーツへの関心を高めること、そして全ての人が続いてスポーツを実施してもらえ環境づくりを行うことが重要であるとお聞きしています。

本区では、文化芸術・スポーツ振興ビジョンによりスポーツを振興されていますが、スポーツを強制するものではなく、スポーツに関心を持ち、積極的に参加をしてもらうために何が必要でしょうか。本区がこれまで行ってきた取り組みと今後についてお聞かせください。

○安藤文化スポーツ振興部長 区では、これまでに区民の皆さんが身近な場所で気軽にスポーツに親しむことができる地域の地域による自主的な地域スポーツクラブの設置、充実に努めてまいりました。それぞれの地域スポーツクラブでは、子どもから高齢者の方まで幅広く誰もがスポーツに親しんでいくため、スポーツ推進委員やトリム体操連盟、また、品川区スポーツ協会等と連携し、健康体操教室をはじめ、卓球やグランドボールなど、気軽にできるさまざまな事業を展開し、スポーツの普及を推進してまいりました。

今後は、引き続き、地域スポーツクラブの充実に向けて支援をしてまいりますとともに、スポーツ推進計画を新たにこれから策定する予定でございます。その中でこれまで以上に生涯スポーツや地域スポーツを支援をしていきたいと思っております。

○木村委員 次に、この地域スポーツ支援の中の障害者スポーツイベント拡充について質問です。

品川区では、昭和56年の国際障害者年を契機に、障害がある方もない方も一緒にスポーツを楽しむ環境づくりと、障害者スポーツの推進を目的に、さまざまな教室や事業を実施しています。我が国では、昭和39年に東京オリンピックで各国の選手たちが生き生きとスポーツをする姿に日本の障害者や医療機関関係者、福祉関係者は深い感銘を受け、障害者スポーツを盛んにしようという動きが高まり、翌年には身体障害者の全国スポーツ大会が開催され、次第にリハビリの延長としてではなく、スポーツとして楽しむという意識が生まれたそうです。そして、平成10年に開催された長野冬季オリンピック

でも、日本選手団の活躍で障害者スポーツの名前が浸透し、多くの人に知られるようになりました。

本区では、水泳教室やスポーツ教室、ユニバーサルスポーツフェスタ、ボッチャ教室などを実施していますが、さらにいろいろな分野で、いろいろな場所で、障害者スポーツを全ての区民が理解し体験できる機会をつくっていただきたいと思います。

お聞きいたします。区の障害者スポーツについてのお考え、そしてイベントや教室の拡充についてのお考えをお聞かせください。

最後に、今後の本区のスポーツ推進全般に当たって、何かあればお聞かせいただきたいと思います。

○安藤文化スポーツ振興部長 区では、障害の有無に関係なく、誰もがスポーツに親しむ共生社会の実現を目指して生涯スポーツに取り組んでいるところでございます。イベントや教室の拡充についてですが、区では、昨年、子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も誰もが参加できる障害者スポーツチャレンジデーを開催して、そこで車椅子テニスや、車椅子バスケットボール、そしてボッチャなど多くの参加者の方々が実際に体験していただいて、障害者スポーツの理解と普及に努めてきたところでございます。

今後は、イベントの内容をさらに充実させていくとともに、障害のある人もない人もともに楽しむことができるような新たな競技の開催を考えていきたいと考えてございます。

そして、今後のスポーツの推進策でございますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたが、今、品川区長期基本計画の策定の作業をしてございますが、その中に新たにスポーツ推進計画を策定することを位置づけまして、これまで以上に障害者スポーツを推進してまいりたいと考えてございます。

○木村委員 ありがとうございます。

次に、こころの健康づくり事業からの質問です。

こころの健康は、人が生き生きと自分らしく生きるために重要であり、生活の質にも大きく影響します。こころの健康には幾つかの要素があります。

お聞きいたしますけれども、こころの健康とは何でしょうか。あるいは、健康なこころとはどのようなこころでしょうか。どのようなこころの状態を不健康だというのでしょうか。お聞かせください。

○福内健康推進部長 こころの健康は、生き生きと自分らしく生きるために重要で、生活の質に大きく影響するものです。健康な社会生活を営むためには、体の健康と同時に、こころの健康を保つことがとても大切です。気分が落ち込み、全てのことに興味が持てず、何事にも悲観的でワーカーが強い状態は、こころが不健康といえます。

○木村委員 ありがとうございます。こころの健康とは、まずは生き生きと自分らしく生きるための重要な条件です。

具体的には、自分の感情に気づいて表現できること、状況に応じて適正に考え、現実的な問題解決ができること、他人や社会と建設的でよい関係を築けることを意味しています。人生の目的や意義を見出し、主体的に人生を選択することも大切な要素であり、こころの健康は生活の質に大きく影響するものであると紹介されています。

こころの健康には、個人の資質や能力のほかに、身体状況、社会経済状況、居住や職場の環境、対人関係など多くの要因が影響し、中でも体の状態とこころは相互に強く関係しているとも言われています。本区におきましても、眠れない、気分が落ち込む、ひきこもっているなど、こころの病気の症状ではないかなど、心配なときはご相談くださいと案内されています。

お聞きいたしますが、早期の相談や医療機関受診をすることが、よい回復の一步となりますが、本区

での相談状況はいかがでしょうか。

また、本区では、年間70人ほどの自殺者が出ているとのこと。来年度、自殺対策計画をつくるということですが、どのような計画でしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○福内健康推進部長 ころの不調は自覚できないことが多いため、ご家族や周りの方が専門医等への相談につなぐ役割を果たすことが重要でございます。保健センターでは、保健師、専門医等がころの健康相談を実施しており、平成29年度には約1,100人からの相談を受けて、その約6割がご本人以外からの相談となっております。

次に、自殺対策計画についてお答えいたします。

これまで区民に向けた自殺予防に関する普及啓発、自殺対策連絡会議の開催、ゲートキーパー養成研修等、自殺予防対策に取り組んでまいりました。平成28年の自殺対策基本法の改定を受け、これまでの取り組みをより一層進めていくことを目的に、来年度、品川区自殺対策基本計画を策定いたします。

具体的には、品川区の自殺者の現状を分析した上で、医療機関、児童相談所、警察等、消防等、関係機関との連携や全庁的な取り組みにより、追い込まれて自殺する人を未然に防ぐことを目指した計画としていく予定でございます。

○木村委員 ありがとうございます。年間70人の自殺者が出るということでもありますけれども、本当にころが弱っている人間に対して、周りの方がどれほどサポートができるのか、これは確かに隣近所の方々もそうでありますけれども、やっぱり家族での理解が大変大事ではないかと思っています。そういう中で本当に家族の役割は大変大きいと思います。できれば全面的に行政もそういうことに対して今以上に相談事に乗ったり、いろいろなことに対して力を出していただきたいと思います。これは要望で終わります。

以上をもちまして、私、木村けんごの質問を終わります。この後、引き続き大倉委員より総括質疑をいたします。ありがとうございました。

○たけうち委員長 以上で、木村けんご委員の質疑を終わります。

次に、大倉たかひろ委員。

○大倉委員 木村委員に引き続きまして総括質疑をさせていただきます。

まず、シティプロモーションについて伺いたいと思います。

今、品川区のシティプロモーション、平成27年度から、キャッチコピーやポスターの作成、動画の作製、また、東京都では23区で初めての「全国シティプロモーションサミット in Shinagawa」の開催や、公共機関、SNS等を活用した情報発信、本当に多くの取り組みをされている中で、品川区の魅力について、海外や区内外への情報発信が強化されているのだろうというところを感じております。

現在、「わ！しながわ」のポスターの掲示などがあまり見られないのかというような感じがしております。少し前まで区長も「わ！しながわ」というところで、さまざまところで宣伝をされておりましたが、今の「わ！しながわ」ポスター掲示状況や活用の状況など、また、このキャッチフレーズの区民の認知度など、どのような効果が出ているのか、またその検証状況など、またほかに区外からの反応などがあれば教えてください。

あと、シティプロモーションを行っていく意義について、改めてお知らせいただければと思います。

○中山企画部長 シティプロモーションの合い言葉である「わ！しながわ」の活用ということで、最近の区の世論調査でも、この「わ！しながわ」についての認知が9割ぐらいになってきている。そういう意味では、プロモーション活動の認知度は上がっているという認識を持ってございますけれども、こ

これはあくまでもツールであって、これをもとにどのように魅力を発信していくかということが大事かということ、これにつながる言葉をいかにインパクトをもって伝えていくかということが大事かと認識しているところでございます。そういう点では、さまざま周知の手段であるとか、充実についても重要であるというふうに考えているところでございます。さらに、ポスター等の充実ということでもありますけれども、こういったものについても、より工夫を重ねてアピールをしっかりとしていこうと考えているものでございます。

○たけうち委員長 シティプロモーションの意義。

○中山企画部長 失礼いたしました。区のシティプロモーションの考え方ということでもありますけれども、これは訪れたくなり、また、訪れた人が魅力を感じ、その結果として住んでみたくなるという外向けのPRと、また区民の方が住み続けたいするための誇りと愛着を高め、魅力を認識してもらい、こういう活動について、大きな目的としては2つあるわけでございますけれども、この辺の認識の中で、区の発信とともに区民の力をしっかりと注力していく、そういう動きが大事なかと認識しているものでございます。

○大倉委員 ありがとうございます。意義を改めて教えていただきましたが、今、本当に品川区では子育てしやすいというようなことも、区外の方から、「品川区は子育てしやすいのですよね」というようなお話もいただきますし、当然、区内の方からも聞きます。また、そういった政策的なシティプロモーションもあるのかと。また、品川区は桜が多く街路樹で植えられておりますし、お祭りも盛んに行われている。こういった資源の活用。また、水辺も今、非常に力を入れてやってきているところで、魅力についてもまだまだたくさん発信をできる場所があると思っております。

そこで、ポスターの掲示箇所とか掲示状況とかというのはお伺いできなかったのですが、こういったポスターの種類とか掲示箇所とかを増やして行って、さらに区内外に向けて発信していくというのはひとつあるのかなと思っております。

例えば、四季、春の桜、冬のイルミネーション、夏も秋もさまざまあるかと思えますし、また、商店街、さまざまなイベントをやっています。町会でもやっています。品川の水族館も新たにポスターをつくられましたけれども、大井競馬場や先ほども言いましたけれども水辺の活用とか、もっともっとポスターとしても活用ができる品川区の魅力のある箇所があるのかと思っておりますし、例えばシナモロール観光大使、地元のキャラクター等もたくさん品川区にはいると思っておりますが、さまざまな種類を増やしていくと、例えばカレンダーができたり、卓上であつたりとかというのが増えてくると、また外だけではなくて家の中とか、庁舎内のテーブルの上の卓上カレンダーとか、いろいろなところで身近に見られるのかと、そうしていくことで愛着もさらに進んでいくのかということも思っておりますので、その辺の考え方について教えていただきたいのと、あと、今いろいろ言いましたが、いろいろな各課の連携が品川の魅力をさらに発信していく上でも、ブラッシュアップしていく上でも必要なかと思えますが、今後の品川区のシティプロモーションの取り組みについてもご所見をお伺いします。

○中山企画部長 失礼いたしました。ポスターでございますけれども、区有施設だとか駅、商店街等にもう既に約700枚ほどの配布はしてあるということでもあります。そのほかにも建築現場に、これはポスターそのものというよりプリントをする形で通行の方にもアピールするような取り組みをしているということでもありますけれども、こういったものをよりインパクトを持って認識していただくように、有効的にやっていくということは重要なかと認識しているものでございます。

そういう流れの中で、ご提案のより身近な、またご自分に関係あるテーマも使いながら、親しみを

持って、いわゆる我が事としてアピールにも協力してもらうような取り組みが大事なかなと思っていると
ころでございます。

プロモーションの目的は、先ほど申し上げたような大きく2つ、内外にあるということでありませ
けれども、当然ながら、所管の部分、広報広聴課を中心とした集中的な発信もありますけれども、ご提案
のように、全庁、それぞれの所管、出先の職場を含めて、また、これは繰り返しになりますけれども、
ここから派生して区民の方の力につながる動き、そういう意味では、総合的に広げていく、そういう観
点がこれからは重要になるものと考えております。

○大倉委員 ありがとうございます。

次にいかせていただきます。リバーズ・グラフィティの活用についてですが、リバーズ・グラフィ
ティというのは、訳すと逆落書きの意味で、排気ガスとかで汚れてしまった壁をキャンバスに見立てて、
高压洗浄器などで汚れを落としながらアートを描いていくというもので、あらかじめ文字や絵柄が下書
きされた紙を用意して、その上から高压洗浄器を吹きかけることでデザインが浮き上がってくるという
ようなアートの手法なのですが、逗子市では、市民が参加してアートで地域活性化を目指し、市が所有
する護岸約218mをキャンバスに子どもたちと高压洗浄器を使って海の生物をかいた。こういった取
り組みがありました。また、葉山町の図書館でも、環境保全、芸術の町アピールを目的に、図書館の壁
をキャンバスにして、大きなクジラのイラストを作成したり、そのほかにも、現在、宣伝の方法とい
いますか、映画や音楽アルバムのプロモーションとしても使用されることがあるようです。

こういった活用について伺いできればと思うのですが、品川区の小学校、また区有施設の壁、例
えば目黒川の内壁や鉄道会社等の線路沿いの壁などを利用して、子どもたちや大人も、また地域の
人たちで、環境という点で配慮したアートであったり、また、品川区のプロモーションとしての活用
だったり、こういったことができるのではないかと考えているのですが、ご所見を伺います。

○中山企画部長 いわゆるリバーズ・グラフィティという、私もご質問までなかなか認識できな
かった方法ではありますが、いろいろ事例を拝見しますと、海外であったり、地方の都市等で、興
味ある事例があるということは認識させていただきました。

区の施設等でもありますけれども、比較的丁寧なメンテナンスしている例が多く、なかなか区内
でこういった例が出てくるのは限られているかという認識はありますけれども、ご提案の例えば河川
であったり、鉄道敷地等の中で、可能性があるのか、効果的なアピールにつながるのか、こうい
った観点では研究をしていきたいというふうに考えているものでございます。

○大倉委員 例えば、学校であったら、子どもたちの地域清掃と一緒に環境に配慮するとい
うところで、生徒たちと学校の壁を利用してというのものもあるのかなと思ったり、目黒川の桜
の時期、まさに写真を川の橋の上から撮るときに、横に品川区の「わ！しながわ」が入ってい
るとか、そういったシティブロモーションにつながるかと思いますので、ぜひ研究をしていただ
ければと思います。

次に、クラウドファンディングについて伺います。

今回の予算で、子どもの食の支援が新規事業となっておりますが、具体的な内容がどのよう
なものか教えていただければと思います。

あわせて、子どもの食の支援、継続的な支援がこれには必要だと考えているのですが、来
年度以降も子どもたちの食の支援というところで、クラウドファンディングを活用していくの
かどうか、考え方を教えてください。

今回、また事業で寄附に対して返礼品があるのかないのか、ふるさと納税でも返礼品の
ありなし、ガ

バメントクラウドファンディングでも返礼品ありなしということがあるかと思うのですが、その辺について教えていただければと思います。

また、クラウドファンディングを実施するため、成功に向けてというところで、取り組みを多くの方に知ってもらい、また、品川区がこういうことをやっているのだというシティプロモーションにもつながるのかと思いますが、品川区がどのように周知していくのかと、広報に対する品川区の戦略についてもあわせてお知らせいただきたいのと、今、ほかの区でも、自治体でも、子ども食卓や、佐賀県のNPOでも、早期に取り組みをして目標金額を達成しているなど、さまざまな成功事例もあるのですが、そういった成功事例についても研究しながら成功に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、ご所見を伺います。

○福島子ども未来部長 今回の子どもの食の支援でございますが、NPO法人でありますフードバンクが行っておりますひとり親家庭への食材配布を支援してまいります。

具体的には、地域や企業のボランティアが代理受領する仕組みの構築や、ひとり親家庭への周知の協力、企業等からの寄附やボランティアの活用などでございます。

また、今後に向け、食の支援の拠点や食を提供する子どもの居場所づくりの検討などを行っていく予定でございます。

また、今回は子ども食堂や食の支援事業など、既に稼働している事業やスキームが確定した事業を支援していくとともに、さらに今後の展望、方針を示すのが目的でもございます。さらに、子どもの食の支援や居場所づくりの仕組みを構築し、また、取り組んでいきたいと考えております。そのためにも今回の成功が不可欠であると考えておきまして、成功すれば、また来年以降も続けていきたいと考えております。

また、返礼品でございますけれども、当初、品川区へ足を運んでもらうきっかけの仕掛けとしまして、しながわ水族館のチケットなどを考えておりましたが、他の自治体や協力企業から聞き取りをしたところ、対象事業に共感してふるさと納税を行った場合、それが本来の事業以外に返礼品として使われることが逆効果になるのではないかという意見も多かったということもありまして、今検討していますが、現在のところ、返礼品なしでいこうかというふうに考えているところでございます。

また、広報でございますけれども、1つは周知あるいは見える化をするための方策としまして、動画やSNSの活用、紙媒体の有効活用などを行っていきます。周知方法としては、区や社会福祉協議会の関連団体のホームページやフェイスブック等のSNSの活用、あるいは広報広聴課や区の関係団体が管理するCATV、デジタルサイネージや大型ビジョン等の可能な媒体を活用した動画等によるPR、さらには、支援企業に対しまして、情報の媒体やイベントの機会に協力を求めるPRなどを行う予定でございます。

また、電子媒体では届けにくい対象の方も多くいらっしゃいますので、紙媒体による周知活動なども行っております。

また、サポーターやパートナーの確保にも努めまして、PR動画を作成する際の有識者による応援メッセージの協力、あるいは、関連団体、企業への協力依頼等を行ってまいります。

また、成功事例の件でございますが、文京区の事例につきましては、当初より中心になって活動しているNPOの法人の担当者から、随時、情報提供を受けているところでございます。

また、ふるさと納税の総合サイトを運営していますふるさとチョイスからもアドバイスを受けております。

その他、自治体や協力企業から聞き取り調査を積極的に行っているところがございます。

○大倉委員 ありがとうございます。さまざま工夫をして成功に向けて進んでいるということで、私たちもさまざまところで情報発信しながら応援していければと思います。

今後についてですが、これはこの事業ということではなくて、これからの品川区のガバメントクラウドファンディングというところで、活用について伺いたいと思います。

先ほどもいろいろお話を聞かせていただく中で、この後の質問の答えがあるのですが、墨田区の北斎美術館の周年記念で、北斎の出身地であることから、北斎美術館が開設したときにもクラウドファンディングを利用して、5億円を超えるような寄附が、1回ではなくて数回で集まったというところで、今お話の中にも出ましたけれども、法人対象のネーミングライツみたいな企業との連携も、今、品川区は子どもの食の支援の中でも企業との連携というお話があったので、今後こういった企業との連携は進んでいくのかと思うのですが、それについて、法人との、企業を巻き込む手段とか活用する方法についてお知らせいただければと思います。

あと、墨田区の事例ですが、返礼品が結構墨田区のものがありました。品川区は、今回の件に関してはされないということで、それはそれでいいのかと。今後、そういったガバメントクラウドファンディングをする際に、返礼品は逆効果ということもありますが、返礼品がたくさんあって、それも目的の1つとして活用されているのかと思うと、品川区のラインナップをもっと増やしていったり、現在の内容のアップデートとか、取り組みの中身の部分について、今後どのように考えていくのかということと、これからのガバメントクラウドファンディング全体の活用というところで、どのような事業をやりたいとかという方向性があれば教えてください。

○中山企画部長 ふるさと納税も含めた広義のガバメントクラウドファンディングの今後の区の考え方ということでありますけれども、これは多様な財源調達の確保という観点と、品川区の施策も含めた魅力を発信する。また、ご提案もありました企業も含めた品川ファン、こういったものも広げるという観点から、今後一層の充実をと基本的には考えてございます。

返礼品につきましては、現在でも観光大使シナモロールや区のオリジナルグッズ、品川土産等9品目、このほかにも水辺4本桜では記念プレート等、品目的に必ずしも少ないということではありませんけれども、やはりよりインパクトを持って施策のアピールにもつながり、品川区の魅力を伝える工夫はしっかりやっていきたいと考えておるものでございます。そういう点で、予算でもご提案しておりますし、新年度は、例えばシナモロールを品川区内の東京2020大会開催バージョンをオリジナルでつくってみようであるとか、そういうインパクトを与えるものにする。

また、例えば企業との連携の支援につながるようなガバメントクラウドファンディングという点では、現在でも手数料の助成制度というふうなものを持っておるわけでありましてけれども、この辺の活用の枠を広げられるのか、考え方を今後に向けて広げていけるのかということについては、現在の地域振興基金の活用との流れなども含めて分析しながら、基本的にはこういう多様な財源調達やPRの手段という観点で広げることを検討しながら進めていく、このように考えています。

○大倉委員 わかりました。ありがとうございます。クラウドファンディングのほうですが、金額的な部分では、設定が多分されていないのかと、誰でも気軽に参加できるようなところ、視点を持ってやっていただければと思います。

次に、賑わいの創出について伺いたいと思います。

品川区、さまざまな観光で多くの方が訪れる場所があると思いますが、鉄道も発達して、区内外とも

に多くの方がアクセスしやすい立地にもあるのかというところではありますが、特定の観光スポットに来てもらうだけではなくて、品川区内の観光地や商店街などに来てもらうよう、区内外から来た方が回遊するような観光スポットとの連携というところで、各商店街、商業施設の割引券の作成や、観光スポットの情報を受けとりやすいような仕組みづくりが必要かと考えております。劇団四季、スポルなど、多くの人が集まるスポットへ来た方が、商店街へ立ち寄れるような工夫、仕組みづくりも地域経済を潤わせていくことができるというところで、大型の商業施設や地域商店街との連携について、品川区が間に立って連携をとっていくというのは大事だと思いますが、お考えをお聞かせください。

○安藤文化スポーツ振興部長 区内の資源を活用した回遊性のある仕組みづくりと申しましょうか、そのようなお問い合わせと思います。

これまでも区内の観光資源の回遊性を重視しておりまして、例えば、複数の商店街をめぐるイベントや、東海道のスタンプラリー、また、品川水辺フェアなど、さまざまな事業に観光スポットを結びつけて、回遊性のある事業をこれまでも展開してまいりました。委員ご提案の区内の観光スポットと大型商業施設または商店街との連携についてですけれども、現在の区内の観光関係事業者ははじめ交通事業者がそれぞれ集まって、品川区の観光振興協議会をつくってございます。その中にもショートトリップ等専門部会がありまして、そこでは回遊性のさまざまな検討をされていますので、委員ご提案の趣旨を踏まえて、今後の検討課題とさせていただきますと考えてございます。

○大倉委員 今現在、品川区でも商店街と連携してやられていたり、観光協会が先頭に立ってやっていたりということは伺っているのですが、ぜひさまざまな商店街がそういった連携ができるような検討をしていただければと思います。

次に、品川区のイベントの後援というところで、品川区が後援をしているイベントについて、区はどのような役割を果たしているのか。最近、ザ・ローリング・ストーンズ展が五反田で行われて、これにも後援を出しておりますが、これはザ・ローリング・ストーンズ展のほうが積極的に商店街に出ていって、地域との連携をして、今、フラッグなどの設置とかが進むというお話を聞いているのですが、そうした中で、やっぱり品川区にも申請に1回来るので、そういったところを捉えて、商店街とつなげていくというのは非常に重要な視点なのかと思うのですが、それについてのご見解をお聞かせください。

○安藤文化スポーツ振興部長 まず、区の後援の役割についてですけれども、文化観光の事務事業、または密接に関係した事業を、内容によっては品川区の後援を、名義の使用を認めて、そして広報誌やホームページなどでPRの協力をするなどの支援をしてございます。

また、検討の内容によっては、関係団体に情報提供してイベントの波及力を高めるようなこともやっております。

そして、民間事業者のイベント等の支援と申しましょうか、それについて集客イベントの開催については、地元町会や商店街の理解と協力というものが非常に不可欠であると私どもの認識でございます。関係所管とも連携し、効果ある賑わいの創出に向けて今後も研究してまいりたいと思っています。

○大倉委員 なかなか商店街からそういった動きを展示会をされているようなところに、イベントを打つところに行くというのは難しいのかなというところでは、ぜひ品川区がイニシアチブをとって進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

最後に、防災について。

防災訓練、以前も質問させていただいたのですが、子どもの参加がなかなか増えない中で、防災フェスティバルがこの間も開催されていましたが、多くのファミリー世帯の方が参加されていました。子ども

もたちが参加できるようなドローンの活用や、防災訓練を運動会みたいな形でやるというような、子どもが参加しやすい防災訓練について、どのようにお考えかお知らせください。

○曾田災害対策担当部長 防災訓練における子どもの参加につきましては、子どもに同行して親世代が参加するという。あるいは、子どもが将来の防災の担い手になるという関係から、非常に重要だと考えておまして、区としましては、総合防災訓練において親子で防災体験とか、そういったことをやりながら子どもの参加を促しているところでもあります。さまざまな手段で子どもを呼ぶということはこれからもいろいろ検討していきたいと考えているところでもあります。

○大倉委員 よろしくお祈いします。

最後に、ヘリポートの着陸訓練、しながわ中央公園でやられた実績がありますが、ほかの6地区の実施についてお知らせください。

○曾田災害対策担当部長 まず、天王洲の公園におきまして、平成24年まで数回にわたって、職員訓練の中で自衛隊ヘリコプターの参加のもと、物資の搬送などの訓練を実施してまいりました。また、西大井公園では、消防のヘリコプターが平成28年度、合同水防訓練に参加いたしました。こういった自衛隊のヘリの参加につきましては、これからもやっていきたいと考えているところではありますが、なかなか相手もあることであり、今後も調整していきたいと思ひます。

○たけうち委員長 以上で、大倉たかひろ委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時09分休憩

○午後3時25分再開

○たけうち委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。須貝行宏委員。

○須貝委員 無所属品川を代表して、平成31年度品川区各会計予算の総括質疑を行います。

1問目は、10連休問題についてお聞きしたいと思います。

皇位継承に伴い、ゴールデンウィークは4月27日から10連休になりますが、区民生活にかかわる事業について、品川区の対処方針についてお聞きします。

今、国民の間に、企業活動や国民生活に支障が出る懸念が広がっていますが、その一部について教えてください。10連休の間に、1、家庭ごみや商店等の事業系ごみ収集は行いますか。2、10連休も働いている方も大勢いらっしゃいますが、保育サービス等の利用は通常どおりできますか。3、災害などへの危機管理体制は大丈夫ですか。もしも大惨事が起きたとき、職員の方は対応可能でしょうか。4、電気やガス、水道などのライフラインは、安定的な供給に支障がないのでしょうか。5、医療分野で、救急や外来患者など、医療機関がどの程度受け入れるのか教えてください。6、金融機関のATM使用や、振り込みや、資金繰り等の借入対応は大丈夫でしょうか。7、年号が変わる5月1日は大安吉日なので、婚姻届に来られるカップルも増えると想定されます。そして、死亡、出生など、戸籍関連の届け出を時間外の夜間受付窓口や休日窓口での対応は大丈夫でしょうか。8、またこのほかで行政サービスで困ったときには、どうしたらよいのか。以上について教えてください。

○榎本総務部長 今、10連休に対する区の対応方針ということですが、まず、ごみの収集でございませうけれども、ごみ収集につきましては、この10連休中に2回日曜日がありますけれども、それ以外については全て平常どおり収集するというところで行います。

保育サービスについては、大型連休中には特別保育ということで、通常とは違った保育体制をとりま
すけれども、必要な人に保育できるように体制をとるものでございます。

災害などの危機管理体制につきましては、通常どおりの連絡体制をとっておりますので、支障はござ
いませぬ。

医療分野につきましては、休日診療を委託実施いたします。通常の休日診療と同じ体制でいきたいと
思っております。あとは、連休中に開業する医療機関については、報告を受けまして、区のホームペー
ジ等で公表する予定でございます。

届け出関連でございますけれども、この10連休中に日曜開庁は通常どおり4月28日と5月5日に
いつもと同じように行います。それ以外、行政サービスコーナーの開庁、夜間・休日の窓口に関しては、
時間外、今までどおり全て行っております。特に5月1日の受付でございますけれども、当然想定され
ますので、バックアップ体制をとりながら対応していく形でございます。

そのほか、ライフラインとか金融機関とか、いろいろありましたけれども、これらにつきましては、
国が関係省庁の連絡会議を開いておりまして、大型連休中への対応ということで、安心安全、医療、交
通、需要の増加等、それぞれ支障がないように各省庁に指示を出しているところでございます。

○須貝委員 さまざまな点で品川区でも対応するという動きになっているので、多くの区民の方も安
心していると思います。ただ、やはりさまざま金融機関の対応もそうですが、やっぱり品川区として、
自治体として、できるだけ区民の皆さんに情報は流していただきたい。いざとなったら何もできないと
いうのでは、これは区民生活に本当に支障が出ると思いますので、それを教えてください。

そして、なぜ区の対応をもっと早く区民に公表しないのか。おそらく心配されている方も多々いらっ
しやると思うのですが、この辺についてご見解だけお聞かせください。

○榎本総務部長 まず、区民への公表ですけれども、それぞれ施設等の休館日等でございます。それも
含めまして、4月の広報でお知らせをしていきたいという話で、同時にホームページでもお知らせをす
る予定でございます。

それから、もっと早くという部分でございますけれども、やはりそれぞれ国の対応等も踏まえた上で
の対応ということでございますので、なるべく早めに広報については周知徹底をしていきたいと思っ
ております。

○須貝委員 では、2問目に移らせていただきます。プレミアム付商品券についてお聞きします。

企業格差、個人の所得格差は拡大しています。その中で低所得者層が増えています。その実態を把握
されていますか。お聞かせください。

また、区では、景気が上向いているという認識をされているように聞こえますが、その根拠は何です
か。教えてください。

○中山企画部長 企業の格差、所得の格差ということでもありますけれども、いろいろ企業の業績、こ
れは個々の企業、あるいは業態に応じた差異があるというのは、いろいろな指標の中で区としても景
況分析はしているところでありますけれども、ある意味では、それは企業活動の当然だということ
がありますけれども、例えば、低所得者の定義もいろいろございますけれども、非課税者の割合は、この
間、納税者人口が増えていることに対して非課税の数はむしろ微減ということがあります。必ずしも格
差が拡大している、あるいは低所得者層が増えているというふうには断定できないという状況はござ
います。景況の認識はさまざまの数値がありますけれども、この間、内閣府もやや景況判断を下降の兆し
があるというような報告が出ているのは認識しておりますけれども、全体としての回復基調があるとい

う中での景況判断を区としては踏まえつつ、実態のところについてはさまざまな指標を踏まえて分析を続けている、こういう状況でございます。

○須貝委員 今ご答弁がありました。実際、低所得者層を、今、非課税世帯というお話がありました。ですが、実際、今はそちらのほうではなくて、大体300万円未満の所得者層に対して言われていると思っております。そして、300万円以下の低所得者層は約4割、そして500万円以下の所得層は2割いらっしゃる。これは国の試算であります。そのようなデータがある中で、やはり認識として、品川区は区民のそばにいる。そういう実態、すぐそばで見える。商店街もそうです。製造業もそうです。さまざまなサービス業もそうです。そういう方たちを見ていただきたい。国がこうだ、おおむね景気が上向いている。でも、区内はどうですか。実際は違うのではないですか。今の件についてもう1回、ご見解をお聞かせください。

国内消費も実際のところ伸びていません。これはどのように認識されていますか。これも悪いということではないのですか。区民と身近な存在である品川区は、きちんとその実態を把握して、区内産業、製造業や商店街もよくないということをよく認識して、それをもとに予算組みをしなければいけないのではないですか。その辺についてご見解をお聞かせください。

○中山企画部長 景況判断の数字はさまざまな指標があります。国の数値をもちろんそのまま区のものに当てはめるということではありませんけれども、例えば直近の現状判断、DI値みたいなものを見ても、業種によって上がり、総合の中で3カ月ぶりに上がっている数値があったりするということがありますから、こういう数値にアンテナを張りつつも、これは委員も指摘あったように、いろいろな区民の生活、あるいは商店街も含めたいろいろな状況は、指標と同時に、またいろいろな声を聞く中で分析し、それに応じた対応といいますか、区の中での施策を長い目で考えるもの、また、景気状況を含めて当面の緊急のものをやる場合、さまざまな中で、これはアンテナを張りながらやっていく、こういう姿勢は常に持っているものでございます。

○須貝委員 何度も申し上げますが、区内経済、商店街を含めて、やはり実態は大変厳しいところがあります。ここに10月に消費税が増税されますが、負担は低所得者層ほど消費税が増税されると大きい。プレミアム付商品券の発行に関しては、今現在、品川区は産業振興に向いております。ですが、政府が今後やっていこうとしているように、今は低所得者層の負担を減らすために救済に向けるべきではないのですか。お聞かせください。

そして、この事業では、お金持ちで元気な方への販売姿勢に向かい過ぎていませんか。お聞かせください。この事業について知らなかった。よくわからない。購入の手続ができない。お金がないなどの購入弱者にとっては、まことに不平等な事業ではありませんか。お聞かせください。

○堀越地域振興部長 プレミアム付区内共通商品券、こちらは今回、10月の発行の予定といたしましては、2億円増という形での発行を予定しているところでございます。こちらは区内商店街の振興、それから個人消費の喚起も目的としております。一方、国の商品券事業を予定されているものは、低所得者対策、それから子育て世帯ということでございますが、あわせて区のプレミアム付区内共通商品券も区内の個人消費の喚起ということ、それを先ほど申し上げましたように、区内の産業の振興、商店街の振興につなげていくということでございますので、大きな意味で景気を上げていくというふう考えているところでございます。

国のほうの低所得者対策とあわせてPRをして、十分に区内の景気対策、それから低所得者の方も購入できるような形で適正なPRに努めていきたいと考えているところでございます。

それから、区のプレミアム付区内共通商品券、半数以上が高齢者の方にご購入をいただいておりますので、幅広くご購入をいただいていると認識しているところでございます。

○須貝委員 この件については、再度お聞きしたいと思います。では、足の悪い方は、買いに行けるのでしょうか。そして、やはり情報弱者といいますか、なかなか品川区の広報誌を見られない方もいらっしゃると思います。そして、ご病気で運悪く動けない方もいらっしゃると思います。そうすると、特に低所得者層、この方たちは、なかなかこういう情報に気づかない。アンテナを常に出しているわけではない。そうすると、どうしても一部の元気な方で、動ける方で、そしてプレミアム付商品券を買うということは、そこにお金がかかるわけですから、そういう人たちに販売が偏るのではないですか。それについてもう一度お聞かせください。

そして、そもそもプレミアム付商品券の経済効果ですが、これは総務省の試算では、予算の3割ぐらいと言われていますが、これでは経済効果としてあまり見込めないと思いますので、その点についてもご見解をお聞かせください。

そして、低所得者層の負担を減らすために、使ったとしても、きちんと区が宣言して、そういうふうな方面に使うという宣言をしても、シフトしても、結果としてそれは商店から物を買うわけですから、何ら問題がないと思うのですが、もう一度、その辺の意味合いについてお聞かせください。

○堀越地域振興部長 この区内の共通商品券の扱いについてでございますけれども、PRにつきましては、今回は国のほうのいろいろな商品券事業もありますので、それとあわせた形でのPR。ふだんから例年の商品券事業についても行ってありますが、それにあわせてやっていく、そのほうが効果的だと思っていますので、そういうように考えてございます。

それから、販売場所につきましても、区内の42の郵便局でのご購入が区のプレミアム商品券については可能でございますので、非常に幅広く便利にお使いいただけるというふうに思っております。

それから、足の悪い方等のお尋ねでございますけれども、代理人による購入も区のプレミアム付区内共通商品券は可能でございます。それから、購入単位は1冊5,000円というふうな形になってございますので、幅広くご購入をいただいているというふうに思っております。

それから、区のプレミアム付区内共通商品券、こちらを過去3年間で見ますと、大体3割を超えているというふうな、35%ぐらいまでいっているような経済効果の試算をしております。これはアンケートから試算をしております、いろいろ内閣府ですとか民間のコンサルティング会社、シンクタンク等の試算で、今まで大体20%から25%が経済効果と言われている一般的な数値でございますが、それに比ばまして区内の経済効果としては、それを上回っているというふうに認識しているところでございます。

○須貝委員 実際、消費税が8%から10%になる。これはやはり本当に一般の方、特に低所得者層の方にとっては大変なことだと思います。小さなお子さんもそうですが、それより経済弱者という方たちにとっては、やはりこれは相当な打撃を受けると思います。そういう意味で、区としては、きちんとそういう方たちを支援するのだ、救済するのだという大義名分、そういう御旗を上げて、そしてこういうプレミアム付商品券を発行すべきではないかというふうに思います。まして、どうしても買えない人たち、買いにくい人たち、情報弱者の人たちがいますから、そういうことを考えて進めていただきたいと思います。

次、3問目に入ります。学校、教育委員会でのいじめ対策についてお聞きいたします。

全国の公立学校では、予算を増やしてさまざまな対策を講じるとともに、さまざまな人材を投入して

いますが、いまだに、いじめ、不登校、自殺、虐待等は増え続けています。今までの対策が間違っていないのか、それと、もっと児童生徒との信頼関係をつくるべきではないかというふうに考えます。学校で限界ならば、家庭、見守りにもっと訴えるべきではないかと考えますが、逆に、都では、家庭内のしつけに介入しようとしています。とんでもない話であります。東京都で対応できていないのにもかかわらず、対応できていない自治体が家庭内のしつけに意見する、介入するということはとんでもないことです。大多数の家庭は、家庭内で我が子を責任をもって愛情をもってしっかり育てています。東京都はできていないのに、保護者の体罰禁止条例までつくっています。このようなことをやったら、この子たち、誰が責任をとるのですか。東京都でこの子どもたちの行く末に責任をもってもらえるのですか。できないから、このようなことをやるべきではない。まずそれは申し上げておきます。

お聞きします。教員の方々、ここで子どもと接している教員の方々の人物評価はされているのでしょうか。これを教えてください。先生は、実際、親になれますか。親友になれますか。相談相手になれますか。これが根本だと私は思います。社会経験が少なく、子育て経験が少ない方が、いきなり先生をしているのです。子どもを指導しているのです。私は無理だと思います。不登校、自殺、児童虐待、いじめなど、研修と実践とは本当は違いますか。この辺についてご見解をお聞かせください。

○本城教育次長 何点かご質問があったかと思しますので、まず、いじめ等の数値が増えている状況についての評価といいますか、そのようなことがあったかと思します。

その点に関しましては、実数が増えているということだけでは必ずしもなくて、学校におけます担任をはじめ教職員が児童生徒の様子を丁寧に観察しておりますので、その結果として、いじめ等への対応件数が増加してきたということも背景の1つにあると考えているところでございます。

それから、家庭との関係といいますか、学校といたしましては、例えばいじめ等の問題に対して組織的な対応が必要であると考えておまして、担任等だけに任せ抱え込むのではなくて、組織的な対応が必要であると思って、学校としてしっかり対処しているとともに、教育委員会としても現場の学校任せにせず、HEARTS等を組織したりして、さまざまな形で学校を支援しているところでございます。

一方、教育におきましては、当然、基盤として家庭との協力の中で、学校とある意味では協働して支援していくという面が強いということも一方であると思しますので、その面に関しましては、数年前になります。家庭教育ブックということで、家庭における子どもへのかかわりについても、いろいろ共有しながら進めているところでございます。

それとあわせて、学校の教員についてでございますけれども、今、現状の中では、若い教員が多いのも事実でございますけれども、ただ、社会経験が少ないところは、一方では学生時代からさまざまな専門的な学びを、教員としての資質を高めておりますとともに、そういった資質を持った教員が学校に入ることによって、当初は全てできない場合があっても、先ほど申し上げましたように、学校として組織的な対応をしておりますので、そういうチームの中で子どもにかかわるとともに、そういうチームの中で力をつけることによって、そういう若い教員が学校全体を支えるような力に育ちつつあるというのも一方では現実であると考えております。

○須貝委員 今、先生との組織的な対応で子どもたちを支えているというお話がありました。でも、これは前回もちょっとお話をしましたが、子どもたち、自殺されたお子さんの遺言書ですが、その中でも、先生は私の言葉を信じてくれなかった。そしてまた別のお子さんは、先生が相談を受け、本人に確認していたにもかかわらず、自殺している事実、こういうものがあるのです。これに対してどう思われますか。おそらくさまざまな自治体が、今、次長がお話をいただいたように、さまざまな対応をされて

いると思います。ですが、実際のところ、先生が忙し過ぎて、一人ひとりの生徒児童に向き合えないこと、そして先生は早ければ3年で異動してしまうこと、評価の高い教員を呼べないことなど、やはりさまざまな教育、教員の中で問題点があります。課題があると思います。このようなことでは、先生に相談したり、信頼したりすることはできないのではないですか。先生はもういなくなってしまうのだ、そういうことでは信頼関係を築けないと思うのですが、その辺についてもご見解をお聞かせください。

○本城教育次長 教師との信頼関係という観点でございますが、少し繰り返しになりますが、担任の教員一人だけで対応するのではなくて、組織としてしっかり対応して、さまざまな観点から子どもを見守っていくというのが1つ基礎にあると思います。

一方で、そういった委員ご指摘の全国的に見ると、さまざまな事象がある中で、それに対してどのような形で学校現場、あるいは教育委員会として対処していくかということにつきましては、組織的な対応ということだけではなくて、委員ご指摘の相談を受ける教員をはじめとする大人と子どもとの基本的な信頼関係を高めていくというのはやはり基本的な要素としてとても重要なことであると考えております。

そういう意味で、研修等によって教員が子どもたちのさまざまな気持ちを、あるいは心をしっかりと受けとめるだけの資質の向上を十分に重ねていかなければならないと考えておりますし、そういう意味でも、例えば教育相談研修をはじめ、子どものSOSを受けとめる教職員の専門性向上をしっかりと培っていかなければいけないと考えているところでございます。

○須貝委員 私は、組織として対応する、それから研修をする、それはみんなやっているのです。ですけれども、逆に増えているという現状を私は申し上げます。人の相談、ましてお子さんからの相談だったら、やっぱり1対1でじっくり話を聞いてやる。そして、その相談に対してきちんと回答をお伝えする、そういう安心感がお子さんに持てなければ、信頼関係など築けないのではないですか。今日はこの人、今日はこの人、今日はこの人では、そういうことではないのではないですか。人の生きざまは、一人の人間を信頼して、本当のことを話して、そしてきちんと回答をいただく。そういうじっくり1対1の対面で相談に応じる、そういう姿勢が大事ではないですか。もう一度、教えてください。

○本城教育次長 子どもとの信頼関係でございますが、委員ご指摘のとおり、子ども対担任教員の基本的な信頼関係が最もベースにあるものであると思います。ただ、いくらそういった信頼関係を個別的な両者関係の中で培ったとしても、やはり先生との関係で担任の教員には言いにくいこと等、あるいは担任の教員だとなかなか、逆に近いから気がつかないこと等々いろいろあろうかと思っております。そういう意味でも、個別的な信頼関係をベースとしつつも、例えば学校の中には、今、スクールカウンセラー等々、あるいは養護教員等々、それぞれの違う立場から専門性のある目で子どもたちをあわせて見ることによって、個別的な教員との関係にある意味では基盤を支えるというような形で、学校全体としてしっかりと子どもに対処していくことが必要であると考えているところでございます。

○須貝委員 ほとんどのご家庭がやってると思うのですが、やっぱりお子さんが親に問いかけたら、親はじっくりその子の目を見て、きちんと話を聞いてあげます。そして、きちんと回答を出します。一緒に悩むところは悩みます。そういうことが根本ではないかと思うのです。それではお子さんが相談できないですよ。やはりじっくりその人の話、お子さんのつらいところ、悩んでいるところを聞いてあげて、そしてそれが向こうの信頼関係、お子さんが信頼を持って親に話す、私はそういうことだと思いますので、そこはきちんとやっていただきたいと思っております。

最後に、この子どもたちはいずれ就職します。職場の中にはいじめがあります。いじめに対する免疫

を持たない子はどうすればよいのか教えてください。今はいじめを克服できる教育をすべきではないのですか。その辺についてもお聞かせください。

○本城教育次長 教育委員会の取り組みの基本的な考え方として、まず、学校におけるいじめをなくすということ、それが基本的に目指している観点ではあります。ただ一方で、そうはいつでも、いろいろな人間関係の中でいじめ的なところが発生する場合がありますし、あるいは、委員ご指摘のとおり、仮に学校時代にはいじめがなかったとしても、社会に入ってからさまざまないじめ的な環境ももしかしたらあり得るかもしれません。そういう意味で、そういったものにも対処することができようなしっかりとした、いわゆる生きる力をつけていくことが肝要であると考えております。

その中で、本区といたしましては、例えば市民科においても、自己管理、あるいは人間関係形成領域でさまざまな体験を通じまして、例えば、友達とのコミュニケーションのとり方とか、意見が異なる場合でも対処する仕方だとか、そういうものもしっかり学ばせて、そういうことで培った力が学校時代におけるいじめに対処する力であるとともに、社会に出たときを見据えて、9年間でしっかりと社会の中で生き抜く力を学校時代、そういうカリキュラムも含めて育てることが学校あるいは教育委員会としての基本的な使命だと考えているところでございます。

○須貝委員 今、実社会でいじめがやっぱりありまして、私も新入社員の相談を何人かから受けました。そしてやっぱりいじめによりショックを受けて、精神科を受診している方が本当に増えているそうです。そして、ニュースには出ませんが、自殺も起きています。現実はこのものがあるのです。こういうものがあるのです、私は教育委員会に、自立し、社会に出て生き抜いていける力も養ってほしいのですが、その辺について、教育委員会としてこういうことをやっていきたいという意思表示をしてください。

○本城教育次長 今ご質問いただいたところで、今までの回答と重なるところはあるかもしれませんがけれども、教育委員会としては、将来を担う子どもたちに、生きる力をしっかり育てて、現在の学校生活にしっかりと適合するとともに、将来の社会の構成員として力強い子どもたちを育てていきたいと考えているところでございます。

○たけうち委員長 以上で、須貝行宏委員の質疑を終わります。

次に、田中さやか委員。

○田中委員 品川生活者ネットワークを代表して、まちづくり、羽田新飛行ルート計画、ヤングケアラーについて、3項目、総括質疑を行います。

まず、まちづくりと各政策の整合性についてです。

品川区まちづくりマスタープランをもとに、区内各地でまちづくりが進んでいます。品川区は、武蔵小山駅を西の玄関口とするために再開発が進み、それに伴い、就学人口急増への対策として、学区の変更や校舎の改築が進んでいますが、「武蔵小山駅周辺地域街並み誘導指針」では、現在建設中の高層ビルと同じ高さの高層ビルが拠点性を象徴するスカイラインの形成として、ほかにも数棟建つところまで想定されています。2016年の予算委員会で、インフラ整備に係る部署との連携について質問したところ、区内での市街地再開発事業を行う場合は、計画段階から庁内各部署との連携を図り、各地域における行政需要の見込み、必要となる公共施設についても事業者と協議を重ね整備をしてきていると答弁をされましたが、計画の結果に導き出される行政需要を見込むのではなくて、担当部署と協議を行い、保育園や学校、児童センター、保健センターなどの受入能力を先に確認し計画を進めて、指針などに盛り込むべきではないかと生活者ネットワークは考えますが、見解を伺います。

また、下水道についても同様です。人が増えれば、それだけ下水道の需要も増え、雨が降れば雨も下水に流れ込み、下水は川にあふれ出ます。結果、区の進める水辺の利活用に悪影響を与える結果となります。区がかかわる再開発計画には、下水処理能力をあらかじめ見込んでいのか伺います。

防災の観点でも、区がかかわる再開発事業の中では、建物の規模と、そこから導き出される帰宅困難者の数も見込み、受入能力まで想定して備えておくべきと考えますが、見解を伺います。

以上、3点についてお答えください。

○中村都市環境部長 まず、再開発におけます公共施設等の需要についてですけれども、計画の段階で庁内各部署と連携を図っている、先ほど委員ご紹介のとおりでございます。

そういった中で、必要に応じて再開発の建築物の中にも公共施設等の地域貢献施設として設置を求めたりというような方法もとっているところでございます。

また、周辺に及ぼす環境についてですけれども、特に雨水などにつきましては、これは雨水の流出計算は行っております。そういった中で周辺におけますキャパシティなどを勘案した中で、例えば、設備を利用した雨水の流出の抑制、こういったものも行っているところでございます。

また、帰宅困難者等の避難者に対する対応でございますけれども、こちらも再開発のビルは地域の防災拠点としての機能も可能な限り担うというところで事業者と協議を進めているところでございます。そういった中で、備蓄倉庫を含めたさまざまな防災の工夫について、事業者とともに協議をしながら進めているところでございます。

○田中委員 計画ありきでインフラが追いついていないように見えています。それに伴い、急いで学校改築が行われ、待機児童が増える要因の1つにもなっていると感じています。このような状況からも、再開発が進んでいる地域からは、区として高さや容積率を制限する条例をつくるなど対応が必要なのではないかと聞こえてきますが、区の見解を伺います。

次に、マスタープランと個別計画の整合性について伺います。

マスタープランによれば、戸越公園周辺では、防災性向上を図る町として、文庫の森と戸越公園は避難場所としての強化が示されています。戸越公園に設置される環境館では、防災機能をどのように取り入れていくのか伺います。

○中村都市環境部長 まず、再開発の建物に関する周辺への影響につきましては、例えば周辺の下水等のキャパシティを調査いたしまして、それに見合う量の雨水、その他建物から出される排水について計算をして、径など排水量を決めているところでございます。

それから、再開発におけます上位計画との位置づけと連携についてですけれども、これはそれぞれマスタープランというまちづくりの最上位計画がある中で、再開発を行う際に、その地域、地域におけるまちづくりビジョン、または整備方針、こういったものを立てて整合性を図りながら進めているというところでございます。

続きまして、建物の高さについてでございますけれども、こちらは区では良好な住環境等を誘導するために、今、区内では11カ所の第一種低層住居専用地域、こちらは10mの絶対高さの制限を指定しているところでございますけれども、また、そのほかにも戸越一丁目や旧東海道の南品川三丁目地区、それから小山台一丁目地区、また二葉三丁目地区の一部等で、地区計画によりまして、それぞれの地区に応じた高さ制限を導入したりしております。こういったその地区の特性に応じた高さ制限を、地域の皆様とともに地区計画として策定しているものでございます。この再開発の事業につきましても、これも周辺に対する環境や景観、そういったものに配慮する中で、さまざまな工夫を設計に取り入れる中で

事業を進めているということでございます。

○たけうち委員長 戸越公園の環境館での防災性について。

○中村都市環境部長 失礼いたしました。戸越公園の環境施設の活用につきましては、建物の構造について、地震後も使用できることを想定した強度を確保して設計を進める予定でございます。

また、停電時の電力確保の観点から、さまざまな再生可能エネルギーの導入を検討していきたいと考えております。

また、災害時の活用につきまして、施設の規模から活用も限られるかもしれませんが、さまざまな検討をしていきたいと考えております。

○田中委員 再開発のほうです。協議はされているとのことだったのですが、やっぱりそうとは思えない状況があります。今後は、現場の受入能力を前提とした協議、そして整備を求めたいと思います。

そして、戸越公園のほうです。環境館もマスタープランに示された防災の機能をきちんと備えた整備となるよう求めます。

次に、羽田新ルート問題です。

生活者ネットワークは、新ルート計画に当初から反対を主張し、撤回へ向けて質問を続けています。国の第5回協議会開催に先駆けた都の連絡会について、いまだに開催が決定されていないということをお知らせしております。12月10日の建設委員会資料によると、区は国へ事業計画への位置づけが義務づけられた落下物対策基準について、その実効性の担保を示すことを求めたとありますが、区として実効性の担保とは何を以て担保されたと判断するのかお知らせください。

そして、何度も繰り返しの質問となりますが、全く答えていただけていないのでまた伺います。都の連絡会や国の協議会で発言をする内容を定めるプロセスを改めて伺います。毎回プロセスを伺っても、連絡会や協議会が決定されないと決められない、決まったら議会へも報告するとしています。求めたいのは、区長の判断だけで発言内容を決定しないでほしい。そして、議会への報告はもちろんです、決定事項の報告とすることは絶対にあってはならないということと、区民の声の中に強い反対の意見があるということをお知らせください。

国交省は、落下物リスクはゼロにはできないと言っています。ゼロにはできないとしているところに落下物対策の実効性の担保を求めるということは、区として新ルート案を容認していないということになるのではないのでしょうか。であるのなら、はっきりと白紙撤回を明言するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 まず、国の環境影響に対する対策についての担保というところでございますけれども、国では、航空機の機体の検査において、点検すべき項目の強化を図って、それを国内外、特に外国の航空機に対しても適用して、そして検査が行われなかった機体については、国内の乗り入れを許可しないというふうにしております。また、その実効性を確保するものとして、空港に駐機中の機体の抜き打ち検査を行うというところの実効性の担保を図っております。

ただ、区といたしましても、本当にこれで実効性の担保が100%図れるのかということにつきましては、これはやはり疑問が残るところでございますので、さらに国に対して対応策、新たな強化策を求めていきたいと考えているところでございます。

原則としまして、こういった対応策の担保は国が考えるものでございますけれども、国に対して区は強くそういったものを示すように求めていきたいというふうに考えております。

また、区としてさまざまな会議体における発言というところの意思決定につきましては、それは所管にて原案を策定して決定していくというところになりますけれども、ただ、まだ今回、この発言の内容について、都から話し合いの内容等も示されておりませんので、現在はまだ何も申し上げられることはありませんけれども、こういった庁内において、所管からの原案に基づき、しっかりと決裁を行っているというところでございます。

○たけうち委員長 容認していないならば、白紙撤回を……。

○中村都市環境部長 失礼いたしました。現在、区といたしましては、この飛行計画案に対して了承はしていないということを明確に申し上げておきます。

ただ、だからといって、これが逆の意見になるかという、今現在におきましては、国からの説明、実効性のある説明を求めているという段階でございますので、こういったところを引き続き行っていくことがまず第一であるというふうと考えているところでございます。

○田中委員 実効性の担保、やっぱり国は落下物のリスクはゼロにできないと言っていることから、担保を求めることは、つまり、容認していないということだと生活者ネットワークは思います。そのところをもう一度伺います。

そして、先ほど、質問で取り上げた武蔵小山に建設中のマンションです。そこは高さ145mです。武蔵小山駅の標高は28メートルなので、合わせると航空法で定められた173mとぴったりの高さとなります。つまり、法ぎりぎりまで引き上げたビルの高さとなっています。羽田新ルートの航路下にある目黒駅、そして五反田駅では、飛行機が上空約450mで通るとされています。目黒駅、五反田駅は武蔵小山から約2kmの距離にありますが、大阪で落下物事故があったのは、航路から4km離れた場所で落下物がありました。そのことを考えると、2km離れているから影響がないとは言えないですね。武蔵小山上空約450mで飛行機が通った場合、ビル最上階から飛行機の距離はたったの277mとなります。区は一方で、羽田新ルートに反対をせずに、もう一方では、飛行機が低く飛ぶ位置に高層マンションをつくろうとしています。区には、区民や区民の生活や命を守る視点に立ってほしいと再度強く求めますが、見解を伺います。

時間の関係で次にいきます。

2017年第4回定例会からたびたびヤングケアラーについて伺っています。ヤングケアラーの存在について、厚労省も課題として実態調査を行いました。今回、アンケート調査先は、要保護児童対策地域協議会の担当部署でしたが、この問題はさまざまな部署との連携が重要だと考え、その視点から質問をします。

今回の調査の内容と、調査に対して区はどのように答えたのか伺います。問題の性質上、さまざまな所管がかかわることが必要ですが、今後どのように繰り返していくのか、関係する所管の部署と教育委員会の見解を伺います。

2018年の決算委員会で、教育委員会は、ヤングケアラーの存在があることを発言しています。教育委員会との連携も不可欠だと考えます。教育委員会としては、どのように連携をとるのか伺います。

今回のアンケート調査は、要対協の所管が調査の対象となっていたため、18歳までのヤングケアラーについての実態把握でしたが、進路を決めるころの子どもたちが、介護により自分の人生を歩めずにいる現状があります。18歳を超える子どもへのケアも求めますが、見解を伺います。

羽田のこととともにお願いします。

○中村都市環境部長 まず、落下物についてですけれども、これは国としてはあってはならないこと

ということで取り組んでいるところでございますが、ただ、その実効性といまして、駐機中の検査というところでございます。これはやはり区としても、まだまだ十分ではないと考えてございます。区といましては、国に対してさらなる対応策を求めるべきというふうに考えてございます。

また、再開発のビルの高さと飛行経路の関係についてですけれども、こちらも飛行経路から外れていても、やはり影響として可能性としてはゼロではないということは、委員ご指摘のとおりだと思います。再開発のビルにおきましても、騒音等に対する対応策、そして設計を行っております。これはもともと再開発のビルのガラスだとか建設資材の利用のされ方は、台風時にも耐えられるような、そういった設計、あるいは地震も当然ですけれども、そういった設計となっておりますので、通常考えられる環境影響に対しての対応策としては、建物としては性能が備わっているというふうに考えているところでございます。

○福島子ども未来部長 ヤングケアラーに関するアンケート調査でございますが、これは昨年12月に国のほうから行われてきました。内容につきましては、ヤングケアラーについてどのように把握しているかですとか、どのぐらいの対象の人数がいるのか、そのようなことを聞いてきたアンケートでございます。

このヤングケアラーにつきましては、確かにさまざまな課題を抱えておりますし、また、関連部署が多くございます。子どもと日常的に接点があるということであれば学校の先生、あるいはソーシャルケースワーカーなど、また、地域の人ですとか、民生委員、あるいは子ども食堂のスタッフ、あるいはケアを要する実際については、医療関係者ですとか、訪問看護師、保育士等々、さまざまな人が関連してきます。特に学校とは教育委員会とも連携しながら、こういったさまざまな困難を抱えている子どもに対する支援を行っていきたいというふうに考えているものでございます。

また、18歳を超えるケアラーに関しましても、昨年、品川区では、子ども・若者計画をつくりまして、さまざまな困難を抱えている子ども・若者に対する支援の強化を打ち出しておりますので、その中でも今後検討していきたいと考えております。

○本城教育次長 教育委員会として、いわゆるヤングケアラーとの関係でどうかかわっていくかという観点でございますが、学校は子どもの様子や日々の対話という関係の中から、いわゆる不登校とか、いじめ等だけではなくて、心理的、社会的に不安を抱えている状況を発見することができる重要な場の1つであると考えているところでございます。

これまでも遅刻が目立ったり、あるいは欠席が続いたりする様子の背景に、そのような問題を発見するといったケースはございました。今後とも学校として、家庭への適切な働きかけとともに、教育委員会といまして、関係各課と連携に努めていきたいと考えているところでございます。

○田中委員 ヤングケアラーのほうです。この問題は、声を上げづらい子ども・若者の問題で、とても見えない問題です。でも、いろいろな世代や高齢者、障害者福祉、子ども・若者施策にかかわる問題ですので、各所管で密な連携をとり、ケア者支援につなげていただきたいと強く要望いたしますが、見解を伺います。

そして、羽田です。やっぱり国は落下物リスクはゼロにできないと言っていますし、そして、区もやっぱり国の説明では納得していないということでした。実効性の担保をもう一度、区としてどこをもって今の国の説明のままで、どこを実効性の担保ができたか判断するのか、もう一度伺います。

そして、武蔵小山のマンションです。マンションに対しては、騒音等の対策の設定がされているということでした。これは羽田新ルートのこと想定されてビルの設計、そしてガラスの設定とかもされて

いたのか、もう一度伺います。

○福島子ども未来部長 ヤングケアラーの問題でございますけれども、確かに声を上げづらい問題ではあると思いますし、また、声がこちらのほうに届きにくい問題でもあります。したがって、どのように把握していくのか、あるいはどのような支援が必要なのか、そういったことにつきまして、関係部署と十分に話し合いを行い、今後、検討していきたいと思っております。

○中村都市環境部長 落下物対策に関する担保についてでございますけれども、これは国の取り組みに対して区としてはまだまだ不十分と考えているものですが、ただ、それでは区のほうがここまでやれば十分という、そういった成案を区として行えるものではございませんし、そもそもが事業主体である国が考えるところということでございます。

また、再開発ビルにおきましては、特に羽田を想定しているというわけではなくて、地震や台風に対する風の耐圧性、こういったものに対して設計で対応しているというところでございます。そういった中では、航空機の音に対する影響についても、台風の風速等と比較した中では、主に影響としては限定的であるというような解釈でございます。

○田中委員 ヤングケアラーのほう、本当に見えづらい問題ですので、ぜひいろいろな部署で注視して、この実態をつかんで支援につなげてほしいと思います。

そして、羽田ですけれども、担保は今の国の説明だと不十分だから、区として求めるものではないということでしたが、だとしたら、国も落下物リスクをゼロにはできないと言っているのですし、やっぱり区としてこの新ルート案を容認していないということになると思うのですけれども、そのところはいかがでしょうか。

また、高層マンションの部分です。地震、台風、風に対する圧力、あと、羽田の場合は音の影響も大丈夫だということでしたけれども、羽田新ルート問題は、音だけの問題ではないですね。音だけではなくて、振動、耳が聞こえない方たちがすごく心配しているのは、自分たちは振動を感じるから、それで日常生活が不安だということをおっしゃっているのです。ですので、風の音の影響だけではなく、羽田新ルートの問題点をきちんと把握してください。答弁を求めます。

○中村都市環境部長 環境影響に対する建築物の対応についてですけれども、こちらは台風ですとか地震、そういったものに対する設計をする前に、特に中高層の建物におきましては、防振ですとか、あるいは高度な機密が保たれるように設計をされているというところで、圧力による振動というのは、原則起きないというところで、一般的な設計の中で耐えられるというところでございます。

また、羽田の担保性のところについてですけれども、これは区として求めることはできないというよりも、区として提案する立場でないというほうが近かったかもしれません。ちょっと説明が不足していたというところがあるかもしれません。したがって、やはり事業主、国策として取り組んでいる国がさまざまな問題に対しては対応策を考えて、そして説明をする立場であるというのは、これがやはり大原則だというふうに考えているところでございます。

○田中委員 提案する立場ではないということだったのですけれども、この羽田新ルート問題では、都心上空の中で一番影響を受けるのが品川区です。ですので、提案する立場ではないとかではなくて、区民の生活や命を守る姿勢、立場に立ったときに、これは実効性が担保されないということがわかっているのであれば、やっぱり区としてはっきりと白紙撤回と明言するべきだと思うのです。そのところを伺いたいのと、あと、高層マンションについてです。防振設計だとかということをおっしゃいましたが、それは当たり前のことで、ただ、ここにプラス、羽田新ルートが通るのです。そのときの影響を考

えたときに、ここに住まわれる方たちは、そのことを知っているのかというところも気になってしまいますし、これは個人的なことですが。そういう部分です。区として羽田新ルート問題に本当にきちんと向き合っただけでないでしょうか。伺います。

○中村都市環境部長 武蔵小山の建物に対する影響につきましては、これは国も品川区全域に対して説明を行うというふうに行っているところで、調整中というところで、現在、教室型説明会も今8カ所、残り5カ所について協議しているところでございますので、引き続き、区内全域にしっかりと説明がなされるように求めていきたいと考えております。

また、環境影響に対する対応策、特に落下物に対する安全対策の担保性につきましては、やはり区のほうで求めるということになりますと、かなり技術的な要素が含まれてきたりですとか、あるいは、航空機の点検ですとか、こういった細かい技術的な内部の話になってくるという可能性もございます。まずは国に対してしっかりと対応策を求め、その中で区としてそれを受けとめて、地域の皆様にさらに説明をしていただきたいというような取り組みが最優先であるというところは先ほど申し上げたとおりでございます。

○田中委員 先ほどから何回も申し上げているのですが、国は落下物リスクはゼロにはできないと言っているのですが、やっぱり実効性の担保を求めるなどではなくて、これはゼロにはできないと国が言っているのですから、これは区としても新ルートを容認していないとはっきり明言されたいのではないのでしょうかと思います。

そして、教室型の説明会です。残り5カ所でしっかりと説明をということでしたが、しっかりと説明を、それは求めます。ただ、もう時間がありません。なので、早急にしていただきたいのと、ここではメディアの扱いはどうされますか。またシャットアウトされてしまうような対策のほう、きちんと開かれた場になるのかということもあわせて伺います。

○中村都市環境部長 担保性については、やはり限りなくゼロにする取り組み、こういったものは非常に重要だということで、国としてもしっかりとさらなる対応策を示すべきというふうに区としては考えるところでございます。

また、説明会につきましても、残り5地区というところでございますけれども、こちらもしっかりと区内全域に説明をしていただくように国に求めてまいります。

また、そのときのメディアの対応についてですけれども、区といたしましては、特にメディアが入る、取材をしたりとか、そういったことについて拒む理由はないということはおかねてから国のほうに伝えておりますけれども、引き続き、そういった形で区民の声、また、これは区の考えでもございますので、こういったところはしっかりと国に伝えていきたいと考えております。

○田中委員 しっかりと国に伝えていただいているのはわかりました。ただ、実際に説明会のところでは、国に求めているだけで、現場ではそのような対応がされていない、区民の方たちからは、とてもそういう声が上がっています。きちんと開かれた説明会のあることを求めますし、あと、やっぱり区として全体の政策がきちんと整合性がとれていないと思います。先ほども言いましたけれども、一方で羽田新ルートに反対をせずに、もう一方では飛行機が低く飛ぶ位置に高層マンションをつくらうというのは、やっぱりおかしいと思います。区には、区民の生活や命を守る姿勢に立ってほしいと再度強く求めますが、見解を伺います。

○中村都市環境部長 メディアの扱いにつきましては、区といたしましても国に伝えたところ、やはりさまざまな理由で入場していただくことができないという回答を得ているところでございます。ただ、

これは国の見解であって、区としては区の考えを伝えていかなければいけないというふうに考えております。

ただ、一番大事なことは、やはり地域の皆様に説明がなされることだと考えておりますので、そういったところでは、しっかりと説明自体は行われているという認識でございます。

また、この航空機が飛ぶところの建築物の影響についてですけれども、こちらのについても区内全域、これは国としてさまざまな対応策があると思いますけれども、飛行経路下における影響も大きいというところがございます。さらに、その周辺も含めて配慮をしていただくように国に対しては意見を伝えていきたいと考えております。

○田中委員 説明会の現場で、もしもまた国からのメディア規制があった場合に、そうしたら、区としてメディア規制をしないようにということはしていただけるのでしょうか。そこを伺います。

そしてやっぱり区として新ルート案を容認していない、はっきりと白紙撤回を明言するべきと求めますが、いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 メディア、マスコミに対して規制をしないというところがございますけれども、こういったことについては、説明者である国が最終的には判断をするというところが残念ながらございます。そういった中で、区としても意見を伝えるというところにとどまっておりますけれども、これも強く要望していきたいと考えております。

○たけうち委員長 白紙撤回を。

○中村都市環境部長 撤回というところにつきましては、これは区といたしましては、まだ説明会も終わっていない中で、しっかりと地域の皆様に対する説明がなされるべきというところで、まずはそれを第一優先に国に求めていきたいと考えております。

○田中委員 説明会でのメディア規制について、きちんと区として申し入れてください。求めますが、いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 そういった地域の皆様からの声も届いておりますので、しっかりと伝えたいと思います。

○たけうち委員長 以上で、田中さやか委員の質疑を終わります。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

以上で、平成31年度品川区各会計予算についての質疑は、全て終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後4時29分休憩

○午後4時40分再開

○たけうち委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、意見表明に入ります。平成31年度各会計予算5議案につきまして、各会派の意見表明をお願いいたします。

順次、ご指名申し上げます。

品川区議会自民党・子ども未来、渡部茂委員。

○渡部委員 品川区議会自民党・子ども未来は、平成31年度品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各予算に賛成します。

5月から新たな元号となる平成31年度に向け、区では過去最大規模となる予算を編成しました。新

たな人口動向によると、品川区内の人口は今後も増え続けると予想されています。

歳入では、順調に特別区民税、収入が増え続けるものの、他自治体へのふるさと納税による流出の影響は増大し、引き続きの対策が求められます。

歳出では、現在策定中の長期基本計画において、今後を見据えた施策を行う上で重要な一円となるべく、五反田バレーを代表したIT系企業支援や児童虐待や子どもを取り巻く環境に対応すべく児童相談所の設置、需要と供給のバランスがとれてはいるものの、今後も増え続ける保育需要への対応等、堅実な予算が組まれています。

また、残り500日を切った東京オリンピック・パラリンピックを迎えるに当たっての施策も充実しており、本番開催に向け、万全の準備を進められたくお願いいたします。

教育施策では、学校選択制度の大きな変更が新年度に予定されています。地域の保護者、児童に漏れることなく、制度周知されるよう求めます。

ほかにもコミュニティFMの充実や防災対策、水辺の利活用、区民の健康増進、高齢者福祉の充実など、私たち会派が地域の皆様や各種団体からお寄せいただいた声により、政策として要望、提案いたしました施策が予算に反映されており、これらが新年度、着実に具体化されることを望みます。

最後に一言申し上げます。款別審査でも申し上げ、新年度予算でオペレーションおよびレイアウトの変更も行われる議会棟3階の戸籍住民課窓口ですが、現状やはり従来以上の混雑が見受けられます。お待ちいただいている来庁者からカウンター内の事務職員がよく見えております。個人情報扱う窓口であること、また、その他の状況を鑑み、改めてオペレーションの変更およびパーテーション等による目隠しの設置を求めます。

本日の総括質疑や、この間の款別審査にて、自民党・子ども未来11名の委員からの要望、提案を新年度の事業実施に生かされるよう求め、品川区議会自民党・子ども未来の意見表明といたします。

○たけうち委員長 次に、品川区議会公明党、若林ひろき委員。

○若林委員 品川区議会公明党の意見表明を行います。

我が会派は、平成31年度品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各予算案について賛成いたします。

一般会計歳入では、法人住民税の一部国税化や、ふるさと納税など、収入減要因の影響を受ける一方、前年度比でそれぞれ特別区民税26億円、基金繰入金65億円の増などにより、対前年度比7.5%増の1,877億円と過去最大の財政規模となりました。

歳出では、公共施設整備基金積立や、町会、自治会支援等の総務費は20.1%、福祉関連の民生費は6.3%、教育費は22.6%と、それぞれ前年度からの伸びとなり、福祉向上型、区民生活密着型の予算編成がなされたものと思います。

個別施策では、児童生徒等の熱中症予防や避難所機能向上のための学校および学校以外の体育館への空調整備費用に約11億円が計上されたほか、コミュニティバス導入検討、子どもインフルエンザ予防接種費用や、高校生医療費への助成、ブロック塀等安全化、居住支援協議会、待機児童解消およびオアシスルーム、ゆうゆうプラザ等、在宅子育て支援、しあわせ食卓事業、公衆等トイレ洋式化などの事業、また、初年度となる幼児教育無償化への対応など、公明党が区民の声の実現に向け取り組んできた多くの区民サービスの創設や拡充への予算が計上されたことを高く評価いたします。

また、国民健康保険事業会計などの特別会計の歳入歳出予算もおおむね適切に編成されたものと認識し、限られた予算の中で最大の事業効果を上げられるよう要望いたします。

来年度は、新元号の制定、軽減税率を含む消費税率改定と、幼児教育無償化の導入など、また2020東京大会の前年でもあり、区民生活に大きな変化や影響があらわれる転換期となります。加えて、近年発生している地震や豪雨などの自然災害は、各地に甚大な被害をもたらしており、その備えは品川区においてもますます重要な課題となってまいります。

防災・減災を政治や社会の主流に置く時代といえ、災害も含め、さまざまな事象から区民の生命と暮らしを守るための取り組みを一段と強化できるよう、区とともに私どもも尽力してまいりたいと思います。

そのために、新公会計制度の活用など、区におかれては、さらに堅固で柔軟な財政運営の構築、強化をお願いいたします。

最後に、予算執行や施策展開に当たっては、総括質疑で取り上げたSDGsの推進、給食プラスチックストローへの対応、空き家対策、マイタイムラインの活用、障害者の災害時支援をはじめ、款別審査での提案や意見、要望を今後の区政運営に反映されるよう求めます。

以上で、品川区議会公明党の意見表明を終わります。

○たけうち委員長 次に、日本共産党品川区議団、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 日本共産党品川区議団を代表して、意見表明を行います。

平成31年度の一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に反対、災害復旧特別会計に賛成いたします。

以下、理由を述べます。

日本共産党は、安倍政権による社会保障の解体や消費税10%増税などの悪政から、地方自治体の本旨、住民の福祉の増進で区民生活を守り抜く区政を求めてきました。ところが、品川区にその姿勢は全くなく、品川区の高齢者福祉、障害者福祉の施設整備や福祉サービスはいずれも23区で最低です。

前進面として、林試の森公園隣の公有地に特養ホームや認可保育園、障害者就労継続支援B型、児童発達支援センターの増設、コミュニティバスの導入検討、高校生の入院費無料化、災害時の非常用電源確保や感震ブレーカーのさらなる普及など防災対策、ブロック塀除去支援制度、体育館へのエアコン設置、眼科健診制度、成人歯科健診の対象拡大などは評価します。

しかし、区政の根本姿勢が変わるものではありません。10月の消費税10%増税について、区長は消費税増税による区民への直接の影響を認めています。そうであるなら、消費税増税に反対し、区民生活と商店街や中小企業の営業を守るべきです。

羽田新ルート問題は、教室型説明会が開催されていますが、どの会場でも区民の民意は計画撤回が示されているのに、区長は容認姿勢、区民の命、暮らし、財産を脅かす羽田新ルート計画に区長は今こそ反対を表明し、区民とともに撤回を国に求めるべきです。

超高層再開発、巨道路建設について、住民が望まない放射2号線や29号線は、今からでも中止すべきです。戸越公園駅前の23階ものタワーマンション開発では、高さについて、区も、ふさわしくない部分もある、調和を指導していくと認めながら拡大させていく姿勢です。さらに、武蔵小山、大井町、大崎、品川駅南、北品川と巨額の税金をつぎ込む超高層再開発は中止し、今の商店街や住宅地を生かした住民参加によるまちづくりへの転換を求めます。

一方で、品川区の福祉を23区最低にまで削った結果、品川区の基金は約969億円と過去最高を更新しました。これは健全財政などと自慢できるものではありません。こうした基金は今こそ住民福祉の向上に充てるべきです。この問題で品川区は、予算は議会の議決を得ていると説明しました。23区最

低の福祉に賛成してきた区議会与党の責任もまた重大です。今年も認可保育園に入れず、不承諾通知が915人、早急な認可保育園の増設と、詰め込み保育の解消、園庭の確保を求めます。

国保です。国保料は、値上げではなく引き下げこそ、子どもの均等割を廃止し負担軽減を求めます。滞納者を追い詰める「滞納はさせない 放置しない 逃がさない」の垂れ幕は、今後掲げないことを求めます。

後期高齢者医療保険は、今年10月から消費税増税とセットで特例軽減が廃止されます。低所得者の保険料が2倍から3倍に上がる計画です。安倍政権の高齢者に冷たい政治があらわれています。

障害者福祉です。視覚障害者の命綱である白杖が壊れた際は、5年経過しなくても直ちに再給付を行うこと。23区で最低の整備率の障害者グループホーム、就労B、放課後等デイサービスは、区外利用者の要望をつかみ、施設増設と支援充実を求めます。

公有地活用です。旧第一日野小学校跡の株式会社T O Cへの貸し付けをやめ、荏原第四中学校跡、東大井都営住宅跡などの活用で、特養ホーム、老健施設、障害者施設、認可保育園、公園などの整備増設を住民参加を位置づけて検討すること。

防災です。首都直下大震災から、住民の生命、暮らし、財産を守るため、被害を未然に防ぐ予防対策の強化が急がれています。住宅耐震化不燃化支援事業、感震ブレーカー助成の区内全域への拡大、スフィア基準に基づく避難所運営へ改善を求めます。

教育です。女子生徒や性的マイノリティーへの希望に沿って、スラックスの標準服を選べるようにすること。学力テスト、学校選択制は中止すること。就学援助の支給額引き上げと対象拡大。義務教育学校における標準服代の前倒し支給の実施。自分も他者も大事にできる性教育の実践。教職員の多忙解消へ勤務実態の把握と教員参加による業務の見直し。教員増を求めます。職員の働き方では、過労死ライン80時間を超える職員が239名に上る長時間労働の改善は、民間委託ではなく、必要な職員増で対応すること。

公契約条例は、建築労働者などの生活保障と人材確保、地域経済の活性化に向け、世田谷区や目黒区と同様に、労働報酬下限額を定めること。

コミュニティバスは目的に移動の権利を掲げ、一部区間だけでなく、区役所や病院、駅などをつなぐ住民の移動を保障するものにする。

眼科健診への新たな助成制度は歓迎します。しかし、45歳と55歳の健診対象は少な過ぎます。支援充実へ対象拡大と自己負担無償化を求めます。

二十歳からの健診では、健康格差の解消へ、分析を行い、課題抽出することを求めます。

また、災害復旧特別会計は、いずれも一般会計で行える事業ですが、その内容は救助事業として避難所開設や運営、輸送費、被災状況調査。復旧事業として被災家屋解体撤去、公共施設災害復旧、災害廃棄物処理と、災害発生後の急を要する経費に限定されていることから、賛成といたします。

最後に、安倍9条改憲や消費税10%など、区民生活を壊す安倍政権の悪政に対し、区民の命、そして平和に暮らす権利を守る立場に立った区政運営を求めて、意見表明を終わります。ありがとうございました。

〇たけうち委員長 次に、国民民主党・無所属クラブ、石田しんご委員。

〇石田（し）委員 国民民主党・無所属クラブは、平成31年度一般会計をはじめ、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各会計予算案全てに賛成します。

平成31年度予算は、過去最大の前年度比プラス7.5%となる1,877億5,400万円です。長期基本計画の策定前に次なる一步を踏み出すための積極予算とし、賑わい、防災、福祉・健康、子育て・教育の4つの分野を重点施策と位置づけ、強化し、取り組む姿勢は評価いたします。

しかし、依然として経済の回復の実感などなく、また、消費税増税の影響が懸念される中、厳しい経済状況が続いています。経済対策をはじめ、従来の重点緊急課題であった防災対策、子育て支援、高齢者や障害者への施策の充実など、早期解決を求めます。

また、AIやIoTなどの活用や、情報発信のあり方、羽田新飛行ルート、学校教育、東京2020大会などの課題への積極的な取り組みも求めます。

現代社会においては、変化のスピードが早く、多様なニーズがあり、迅速かつ柔軟な対応、対策が必要であります。また、ダイバーシティの視点も求められています。

今回の予算特別委員会において、我が会派の所属議員が、質問の中で指摘、提案した各項目を真摯に受けとめ、予算を執行することを強く要望して、国民民主党・無所属クラブの意見表明といたします。

○たけうち委員長 次に、無所属品川、須貝行宏委員。

○須貝委員 平成31年度品川区各会計予算について、無所属品川の意見表明をします。

品川区一般会計、国民健康保険事業会計と後期高齢者医療、介護保険、災害復旧の3つの特別会計の各予算に賛成します。

区民税と財調が増え、一般会計予算は約1,877億円と過去最大となりました。一部の大企業は増収、給与も上がり、商品やサービスを値上げしていますが、大半の国民は所得も増えず、増税、介護、医療や物価上昇により実質所得が減ったため、将来の不安から節約が進み、消費は停滞しています。

中小企業は値上げができず厳しい経営状況の上に、跡継ぎ問題や人手不足により廃業や倒産が続いています。

年金所得だけの高齢者、非正規雇用者、子育て世代、一部の正規雇用者などの低所得者層が増え続け、若年層の貧困や老後破産も急増しています。

区は、産業振興対策、大災害に備えた防災対策、待機児童対策、医療、介護など的高齢者対策等に重点を置くとともに、低所得者層に対する生活支援を拡充していただきたい。

また、低賃金で社会を支えている民間の保育士や幼稚園教諭や介護士の処遇を早急に改善するべきです。

そして、これからの社会を担う子どもたちに、増え続けているいじめ、不登校、自殺、児童虐待などから乗り越えられる教育と相談しやすい学校を築いていただきたい。

以上で、無所属品川の意見表明を終わります。

○たけうち委員長 次に、品川・生活者ネットワーク、吉田ゆみこ委員。

○吉田委員 品川・生活者ネットワークを代表して意見表明をいたします。

2019年度一般会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各会計予算には、異論は残りますが、全体としては進めるべきと考え、原案どおり可決することに賛成いたします。国民健康保険事業会計には反対をいたします。以下、何点か意見を申し述べます。

国民健康保険事業会計については、これまでの国民健康保険制度が抱える矛盾点をそのまま認めることを前提とした昨年度改定の品川区国民健康保険条例と、それに基づいて今議会に上程された第30号議案、品川区国民保険条例の一部を改正する条例を前提としています。保険料のさらなる上昇となって、皆保険の仕組みから否応なく漏れざるを得ない人々の増加につながり、結果として、皆保険制度の維持

をうたいながら、無保険者を生み出す仕組みになるのではということが強く懸念されます。したがって、当事業会計に反対をします。

障害者福祉について、障害者総合支援施設の開設が遅れたことは大変残念です。工事自体の遅れはやむを得ない事情があると理解しますが、開設延期の決定時期が遅く、施設利用を検討していた当事者への説明が遅れたことは重大な問題です。当事者だけでなく、この施設に参入する事業者の事業にも大きな影響を及ぼしました。また、指定管理の方法も二転三転しました。10月の開設に向けては、このような齟齬が起きないように強く求めます。

また、これまでも課題を指摘してきた障害児者の相談支援体制について、数を増やすという姿勢は見るができます。しかし、数を増やした結果、相談の質の向上につながらなければ意味がありません。今回実施された調査結果を生かし、相談者に寄り添った相談支援体制を一刻も早く構築することを求めます。

高齢者、障害児者福祉、そして子ども・若者施策にかかわる問題として、ヤングケアラーの問題があります。本来であれば、高齢者、障害者が制度を使って社会的な自立を図るのが福祉制度ですが、現状では、家族介護が前提となっており、結果として、介護離職やダブルケア、ヤングケアなどケア者への支援が必要となる政策課題が浮上しています。総括質疑では、ヤングケアラーを取り上げましたが、高齢者、障害者への福祉政策にケア者の支援の視点も持って取り組むことを求めます。

性の多様性への理解は、「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の内容に位置づけられたことを評価します。ここに重点施策として掲げられた施策に早急に取り組むとともに、アンケート結果で「必要だと思う」と答えた人が一番多かった教育現場での啓発活動や配慮については、最優先で進めることを要望します。

区立保育園、小中学校の給食の放射能検査が本予算についても継続されたことを評価します。先日、3月8日には、NHKが東電福島第一原発の放射性物質の放出量を、東電の公表資料をもとに計算した値が報道されました。昨年1月までの1年間の放出量に比べて、今年1月までの1年間の放出量は約2倍になったということです。東電は、瓦礫の撤去作業や原子炉建屋の放射線量を図る作業が要因であるとしています。廃炉は一刻も早く行われることを望みますが、そのために必要な作業もまた放射性物質を拡散させるのです。東電は1時間当たりの放出量は国の基準より厳しく定めた東電の基準レベルを大きく下回っているとしていますが、放出がある以上、その影響がどこにどう出るかは誰にもわかりません。正しくはかつて公表し、産地はなく数値で選ぶことを徹底することが、風評被害を防ぎ、結果として福島で農業や漁業を継続している生産者を応援することにつながります。今後も給食の放射能検査を継続することを求めます。

生活者ネットワークは、放射能に限らず、さまざまな化学物質に問題意識を持ち、たばこの害についても、その一環として取り上げてきました。その意味では、受動喫煙の害について理解が進み、政策が進んでいることは評価します。しかし、残念ながら、日本では化学物質全般への関心について関心が薄いのが現状です。法の不備から商品への表示方法に大きな課題があり、問題点について啓発が進みにくいのも一因です。

款別審査では、香害について取り上げましたが、化学物質の曝露による被害に悩む人は、周囲の無理解によって二重に苦しめられます。たばこのように社会の関心が広がったものに限らず、化学物質の影響については、予防原則をもって対応することを要望します。

最後に、羽田新ルート問題です。生活者ネットワークは、計画当初より落下物の危険性を主張してき

ました。区は、昨年末、国に対して事業計画へ位置づけが義務づけられた落下物対策基準の実効性を示すように求めたということですが、国土交通省は落下物リスクはゼロにできないと明言しています。その国土交通省がどう言えば、区として実効性を示されたかと判断するか、総括質疑でも明らかにはなりません。羽田空港の離発着については、海から入り、海から出るという基本原則を守るべきです。この問題は確かに国の政策ですが、一方で区民の暮らしにかかわる自治体政策につながります。区は、品川区という地方公共団体として、地方自治の本旨にのっとった責任ある判断を行うべきです。品川・生活者ネットワークとしては、区が品川区の上空を低空飛行するこのルート案に反対することを強く求めます。

その他、款別審査で生活者ネットワークが指摘、提案させていただいた意見を予算執行に活かしていただくことを要望し、意見表明といたします。

○たけうち委員長 以上で、各会派の意見表明を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、第9号議案、平成31年度品川区災害復旧特別会計について採決いたします。

本件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第9号議案、平成31年度品川区災害復旧特別会計は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第5号議案、平成31年度品川区一般会計予算、第7号議案、平成31年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および第8号議案、平成31年度品川区介護保険特別会計予算の3件を一括して起立により採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○たけうち委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第5号議案、平成31年度品川区一般会計予算、第7号議案、平成31年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および第8号議案、平成31年度品川区介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第6号議案、平成31年度品川区国民健康保険事業会計予算について、起立により採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○たけうち委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第6号議案、平成31年度品川区国民健康保険事業会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○濱野区長 平成31年度の各会計予算につきましては、3月5日から7日間にわたり、委員長をは

はじめ委員の皆様方により、熱心なご審議を賜り、ただいま原案のとおりご決定をいただきました。まことにありがとうございます。

来年度の一般会計予算は、新たに策定する長期基本計画への橋渡しとして、次なる一步を踏み出すために、過去最大の予算案として編成いたしました。賑わい、防災、福祉と健康、子育てと教育、4つの重点施策を中心に組み立て、必要な施策を積極的に取り組むものいたしました。予算の執行に当たりましては、いただきましたご意見等をしっかりと踏まえながら、予算の内容にふさわしい積極的な姿勢で執行してまいります。

また、来年度は消費税の税率改定、ふるさと納税の影響なども注視しつつ、これまで培ってきた財政力を有効に活用し、区民の皆様が必要とする施策を迅速かつ的確に推進してまいります。

本委員会の審議の中でさまざまな積極的なご意見やご提案をいただきました。これらをしっかりと受けとめ、一層の効率的、効果的な区政運営に生かしてまいります。今後とも区議会の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○たけうち委員長 区長の挨拶が終わりました。

予算特別委員会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本年の予算特別委員会においては、去る3月4日から本日に至るまで審査がとり行われました。この間、副委員長および理事の皆様、また委員各位のご協力により、効率的な委員会運営をすることができ、当初の日程どおり審査を終了するに至りました。ここに改めまして皆様のご協力に対し心より厚く御礼申し上げます。

また、濱野区長をはじめ理事者の方々のご協力に対しても厚く御礼申し上げます。

区長をはじめ理事者の方々におかれましては、委員会における意見ならびに要望等を十分配慮され、今後の区政発展に努められますよう、改めてお願い申し上げます。

簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。

これもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

○午後5時12分閉会

委 員 長 たけうち 忍